

1-43

成齋 重野博士序
融軒 村岡素一郎著

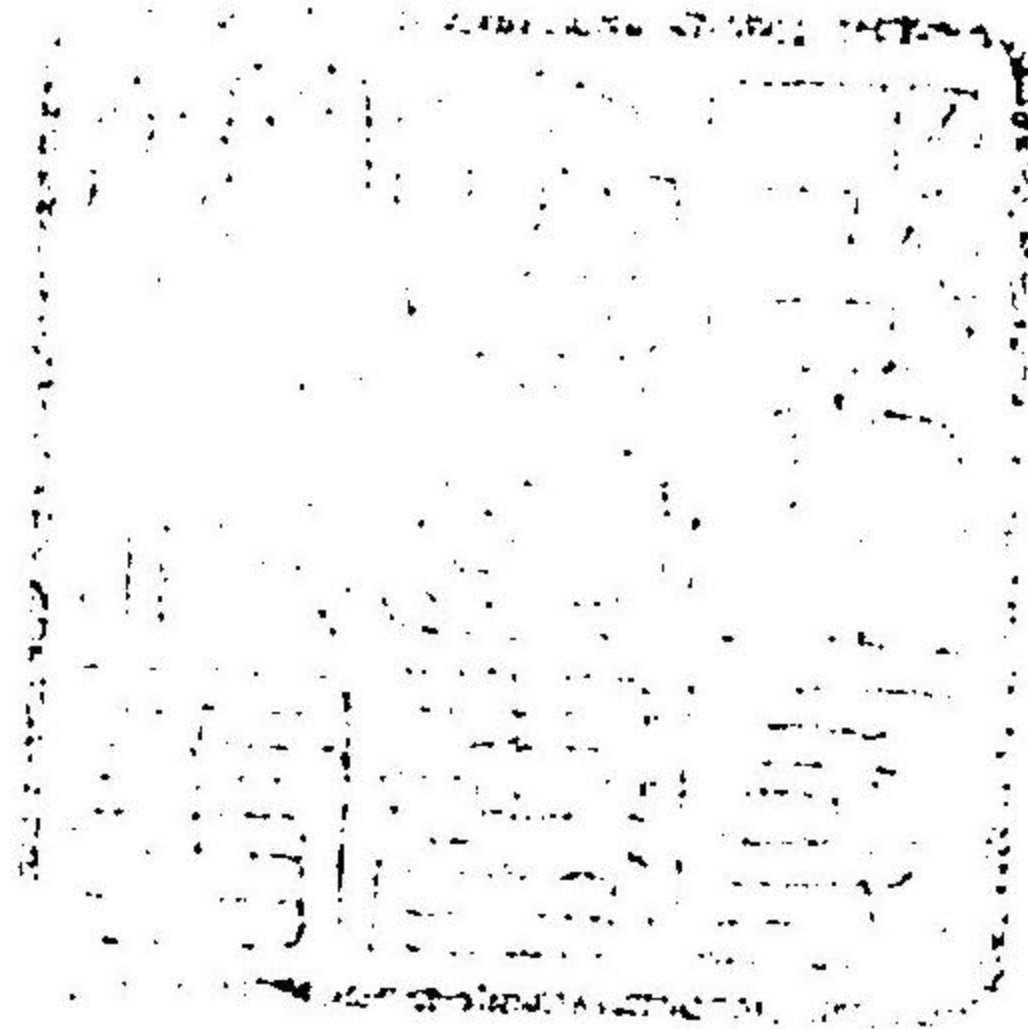
史疑

德川家康事蹟

全

東京

民友社發兌



1972.7.22

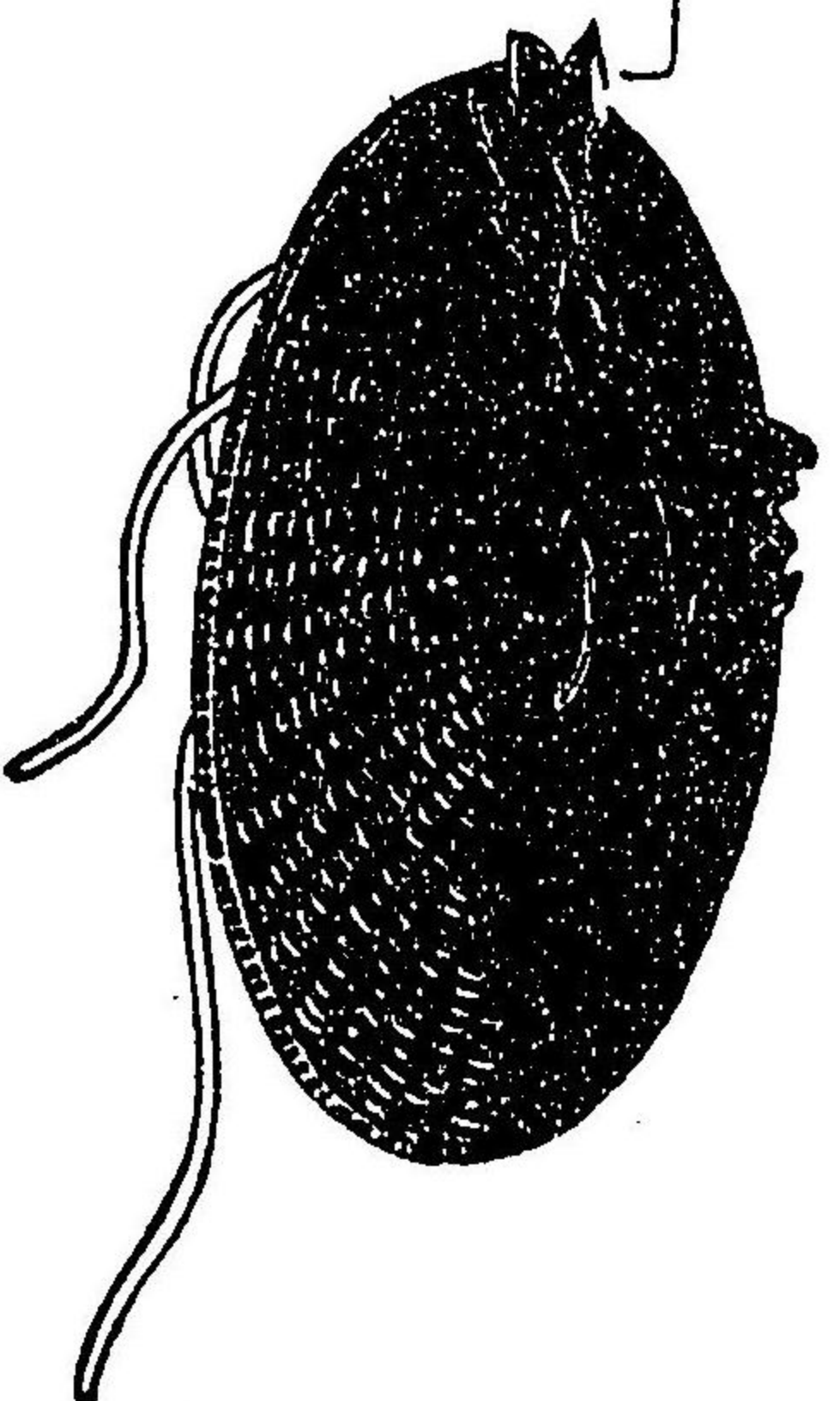


336874

289. / To 4253 / 10

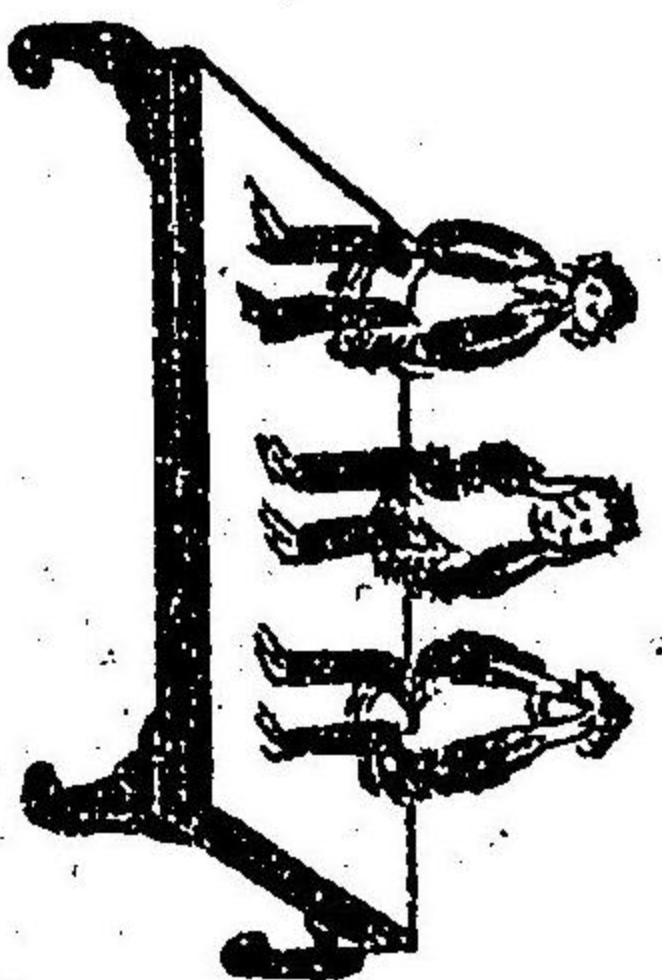


徳川家康

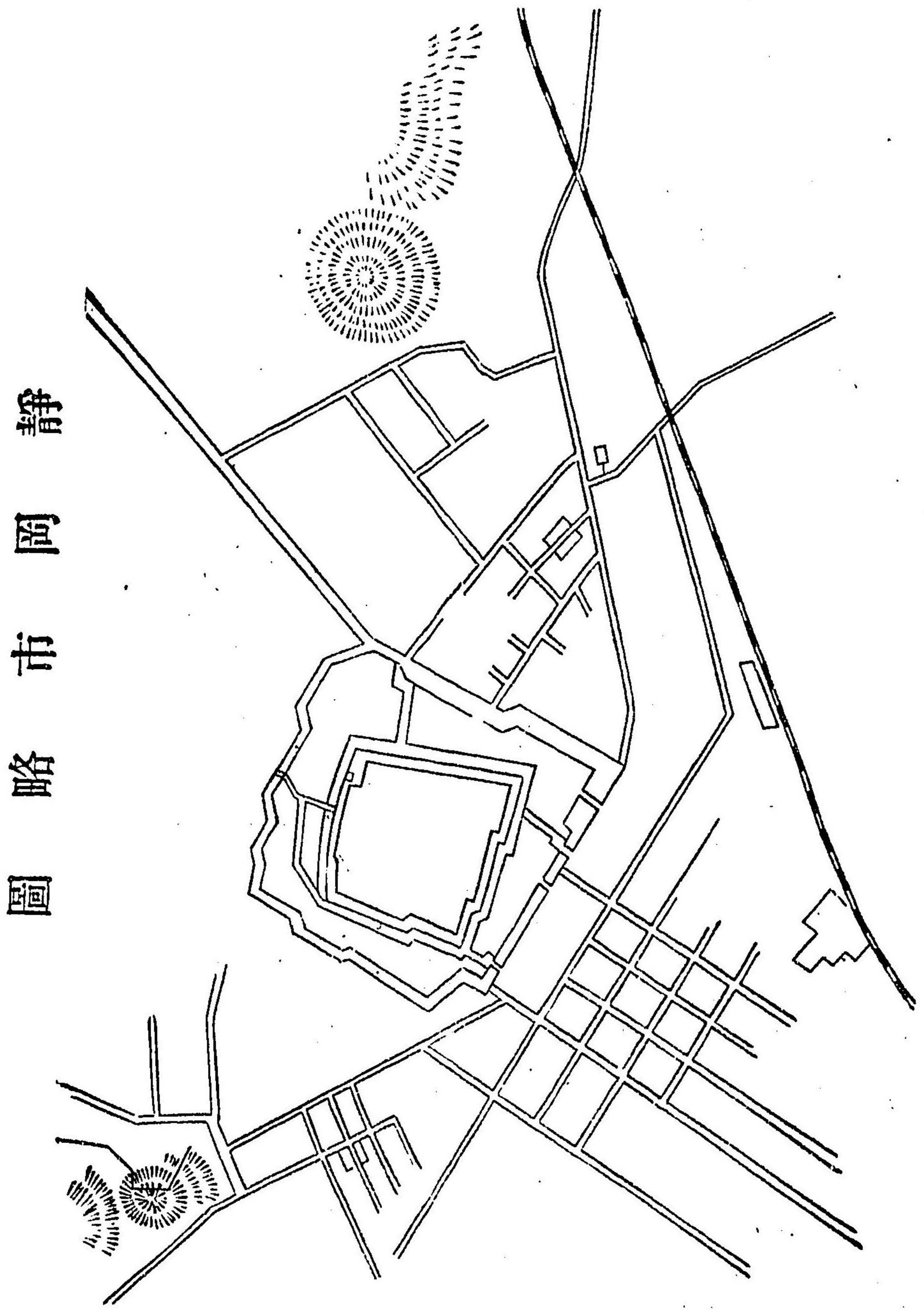


徑曲尺八寸許

此ハ紺地ノ麻衣ノ斷片ナリ



此古編笠及び三猿ノ前立ハ明治二十五年
 之夏著者が實物ニ就キテ摸寫シタルモノ
 ニシテ曩昔靜岡市上八幡町ニ居住シタル
 願入坊酒井家ノ什物ナリ傳ヘ言フ家康公
 ノ携帶セラレシ遺物ナリト其來歴ハ本文
 ニ詳説ス今ハ同町關光院ニ於テ保管ス



東照公事蹟圖

史疑序

東照公事蹟

村岡公融。於德川東照公事蹟。有所考證。草一篇來示。題曰評史。受而閱之。自公出自生誕。幼時流離狀。以至關口夫人。事變等。大與舊史所傳異說。而皆鑿々乎有徵據。予曰。是書宜名史疑。而附注東照公事蹟。新井白石。於仲哀神后。應神之事。有所疑於舊史。著史疑一篇。以載其說。是書殆類此。夫疑之與信。情異而事同。故穀梁傳曰。著以傳著。疑以傳疑。苟卿亦曰。信信信也。疑疑亦信也。東照公墓府烈祖。開三百年基業。世傳其事蹟者。不能無粉飾避諱。假設豐臣氏之子孫。歷世不絕。則其傳太閤微賤時。未必

如今日史上也。流離間關。變故百出。而成功業於意料之外。古今大豪傑皆如此。何獨怪乎東照公。公融以學務官。靜岡愛知岐阜。豆駿遠參尾濃地方。係公舊蹟者。莫不搜討。彙輯其所傳聞。而有此著。然予又聞之。公羊氏曰。所見異辭。所聞異辭。所傳聞異辭。就其異辭。而融會貫通。信信疑疑。此史家之要爾。若夫評史者。因其成書。而評議討論之。謂非所以名是書也。且史疑。不限於東照公。凡史傳所載。見聞所及。隨而筆之。題曰某事某事。篇々續出。以一新世人耳目。豈不亦快乎。公融曰。謹受教。請遂賜序。乃書以與之。

明治壬寅春三月上浣

文學博士成齋重野安繹序

自序

成敗の迹に據りて、事の眞偽を矯むるの弊實あると、本邦歴史に於て往々見るところなり。而して鎌倉已來柳營の史乘、殊に其の太甚だしきを視る、是れ豈自然を誣ひ理法に悖るものにあらずや、されば創業の功、經營の迹、濫晦して明かならず、遂に謬を千載に傳ふるに至りては、誰れか憾みとせざらむや。吾人は徳川家康公の事蹟に就き、幽微を探り、隱蹟を鉤して、稍々獲るところあり、竊かに信ず公の靈活なる才能、非凡なる性格の上に、多少の光輝を添へんことを、吾人は亦敢て既成の歴史を抹殺せむことを企圖するものにあらず、自然の理法は昭々として、人力を以て隠蔽するを容るさざるを奈何せむ、また吾人の良心は灼爍として、世評の爲めに退縮するを允るさざるを奈何せむ、吾人が説くところを

信ずると否とは、看者の意に任せむ、吾人豈敢て之を強ひむや、唯だ夫れ
既往を推して將來を抉し、凭りて以て大勢の推移する暗流を達觀し、時
局を緝理し、後賢を開導するにあらば、肯て復
聖明の世に小補なきにしもあらざるべし。聊か所思を抒べて卷首に辨
す。

岐阜金華山麓の僑居に於て

明治卅五年二月

北筑 融 軒道人

緒言

一本書は、公が傳記の批評、即ち其の眞僞の考察を努むるを主眼とせり、
而して考察の價值は、其の事蹟の未だ世に露れざるもの、若くは記録
に載せられざる事蹟を摺撫することの周密なるに在り。予は多年公
に關係ある地方に職を奉じたるを以て、躬親しく山川墟落遺趾舊蹟
を巡歴し、秘録逸籍墓碣社記、若くは口碑逸話等、苟も事蹟の異聞逸事
に屬するものあれば、隨て抄出し、隨て胸臆に收め、哀めて若干の材料
を獲たり。固より公務の暇を以て、手を下だしたる餘技なれば、未だ網
羅し盡せりとは言ふべからざるも、可及的遺漏勿らむことを努めたり
き。

一凡そ紀傳の考察には、事實は思想の基礎、思想の嚮導なるに、さは爲さ

て、演繹的に解釋を下し、事實を捉へ來りて、強ひて我が觀念に合せしめむとするは、動もすれば、陥り易き史家の通弊なり。本書は本邦歴史が主持する道理の經歷を認め、此の確信の上に事實を措置したるが故に、前陳のごとき僻事を擺除し、考察の正鵠を誤れる如き事无きを信ず。

一 道理とは、歴史上の現象即ち天命の顯はるゝものを云ふ、乃ち民庶の階級秩序は、豫定の年紀毎に新陳代謝するものなり。此の命題は、獨り人間社會の現象に止まらず、坤輿上にも亦之と同一の道理あるとを認めらる。花崗岩は、地層の最下に在るものなり、而して今は則ち地面に暴露す、悠遠の歲月間、滄桑の變ありて、上下層の顛倒したることを證すべし、人事豈獨り沈滯不變の理あらむや。

一 歴史を以て徳教の實例となすことは通常なり、蓋し徳行の實例は、人の靈性を高尚ならしむる益あるに依り、之を兒童の徳育に供し、由りて以て兒童の心に美德を慕ひて、之に倣ふの念を振起せしむること、頗る名教に裨益あり。歴史の徳育に於ける、決して輕視すべからざるや、勿論なりと雖も、世態人情の盤根錯節は、通理の外に逸軼するもの多し、矧むや英雄豪傑の事迹に於てをや、區々たる常識を以て之を律せむとすれば、淺慮の太だしきものなり。本書は通常の史體とは、歩を異にし、公が身迹を爬羅剔抉して、以て曠古絶後偉人の眞面目を世に紹介せむとを勗めたり、是れ本書の通常歴史の徳育を中心となしたるものとは、觀を異にする所以なり。

一 本書の記事は、從來有り觸れたるところの事實とは、全く相反し、斷簡碑碣等を基礎とし、當時の狀勢を揣摩して、構造したるものなれば、經過斷續の間に於る紀事は、往々著者の胸臆に出づるものあり。然れど

も肯て臆説を逞うするにあらずたゞ公が深智睿明なる心術行動の
有りの儘を描出せむと欲してなりけり唯自ら筆鋒の短く且鈍くし
て其の萬分を描くと能はざりしを憾む卷に對して忤怩たるもの久
之。

四

著者 職

史疑

徳川家康事蹟

目次

第一章	序論	一頁
第二章	家康公の幼時駿府の寓居地及び祖母尼公の身柄	二九頁
第三章	家康公の誕生及び其の父母の身柄	四七頁
第四章	家康公幼少期の境遇及び其の業務	五九頁
第五章	家康公活動の初期及び親族故舊の厄	七五頁
第六章	家康公の飛躍奮搏	九二頁
第七章	家康公震天撼地の大活動	一〇七頁

第八章 家康公と岡崎三郎信康及び關口氏との關係……………一三四頁

第九章 家康公の性格論……………一五四頁

史疑

德川家康事蹟

融軒 村岡素一郎 著

第壹章 序論

歴史は繰り返して往事を再演するものなり、其の繰り返す時期年代は如何、其の繰り返す活劇行動は如何、我三千年の歴史上苟も其の繰り返す一揆同轍の點を發見し、捕捉するを得ば、既往を鑑み時勢に處し、將來を察するに裨益あること著龜管のみならず、吾人は本邦歴史を緋く毎に未だ嘗て思を傾け慮を竭くさるは无りき、今を距ること十餘年前偶々感得するところありき、蓋し年代約三百年ごとに政機

三
轉變し貴賤顛倒すること歴史の自然法なるがごとし但我が皇室は
人事轉變の外に超越して萬古渝らば眞に神聖にして犯すべからず
衰龍の御裳の下に庇はるる月卿雲客も亦之に均し是れ國體の尊嚴他
邦に比類なき所以なり
上代は茫邈として考ふべからば大化の中興維新改革は乃ち史上の關
鍵なり蘇我氏仆れて藤原氏始めて興れり藤原氏の祖鎌足は初め沓を
捧げて交を皇子に結び終に大事を成せり史には河内の人なりと云ふ
近頃發見したるところに據れば常陸國鹿島神社の近傍に於て誕生し
其の宅趾は今尚ほ存在し碑を建ててこれを標榜せりと云ふ降て約そ
三百年宇多醍醐の朝に至りて菅原道眞異數の拔擢を蒙ふり儒林より
出て位三公に至り藤氏の一類殆むと後へに睦若たり道眞は菅原是
善の實子なりと云ふも甚だ疑はし北野縁記の傳ふところに據れば是

善獨り南軒に憑れるとき、陸上俄に髣髴見あり、年五六歳、肌肉玉雪の
とし、是善驚き問ふと曰く、卿は是れ何れの家の子ぞ、曰く吾れに父母無
く又定住の家無なし、願くは相公を親とし事へむと、是善乃ち養ふて子
となすもの即ち菅公なりと、他姓の子なること因て知るべし、代の相距
ると又三百餘年の後、清盛は地下人より起り、初めて平太と稱し、公卿の
家に仕へて雜掌となり、高履を穿いて歩行せしに依り、高平太と稱名を
ちれしもの、累進して大政大臣となり、人臣の位を極め、一門の采邑天下
に半す、盛むなりと云ふべし、而して二十年の榮華は、黃梁の一夢に歸し
去り、之に續て起り、賴朝を開設したる賴朝は、尾張國愛知郡旗屋に生る、
其の親業を扶け、子孫九代の基を開きたるもの乃ち北條時政なり、時政
は伊豆の賤民にして、少小の頃六十六部となりて諸方を行脚したるもの
なり、又歳を閱みすると三百年、足利の末季に當り、干戈相踵ぎ、四海は

鼎の沸くが如し是の時に當りて織田豊臣の兩氏共に尾張に起り、稱々撥亂反正の功を奏せり而して遂に全く治平を致したるは徳川氏とす、織田氏は本と斯波の老臣なり所謂陪臣より起れるものなり、豊臣は庶民の子たるも明々白々たり是れ此因て之を推すときは天運の循環上に依るも曆數の歸着するところ依るも徳川氏は豊臣氏以下の下層に屬する出身ならざるべからず而して歴然立る、彦河松平氏の貴公子なりしと云ふ是れ果して眞耶僞耶明治維新は元龜天正年間を相距るも星霜約を三百年なり、徳川幕府の末造に當り政機の初めを變候を兆するや其の勢焰の激烈なる天柱摧け坤軸折れむとし一世動搖震撼せり而して政機の一たび幕府の手を離れば皇室に歸する田に及び萬機を輔翼し大政を料理し亦るものは皇止及び諸侯の尊貴なるものなり、幾國なる堂上及び諸侯の朝に在るものは朽を粒くが如く、爾那の土復

た隻影だも止み而して大勢の推移懸絶は流るゝが如く、明治十八年已降は時に盈虧ありと雖勢力の燃點は一に本と身を寒徹より起したるものに歸し、雲蒸龍騰大宰相の衰職を襲ひ、侯爵の恩榮を荷ひ、萬機を襄し、軍國の大事を掌理し、偉勳赫灼芳名四海を動し、幾むと古賢前傑を凌駕するものあり、嗚呼偉なる哉、是れ乃ち本邦歴史の自然法にして、眞に争ふべからざる上下顛倒の現實なり、大勢の變動は是に於て終着を告げたるか、曰く尙ほ未だし之を先蹤の遺すところの成敗の迹に鑑みるに庶民中の最も下層に屬する種族と爲すところのものが更に或る程度迄の高位に昇り至尊に咫尺し、樞機を料理するに至らざれば、嘉永以來發動したる氣運は未だ收結を告げざるなり、要するに嘉永以來の活劇の進程は只二三段落を告げたるのみにして未だ結納大團圓を演了せざるなり。

德川家康公の出所如何は本邦歴史が一定の條理を有するや否やを判
 知すべき彎橋の要石なりとす史傳の記載するところの如く果して太
 名なり果して貴族なりきとすれば吾人が稱道するところの歴史の自
 然法は其の要石を失ひ全體皆悉く土崩瓦解して根柢より誤謬に陥る
 べし然れども吾人が推究したる結果に據れば眞偽自ら瞭かなり觀其
 所由察其所安人焉瘦哉人焉瘦哉
 吾人は唯だ夫れ人の或は誤解せむことを慮り爰に一言を提供せむ吾
 人は固より公の威徳を欽仰すると敢て人に譲らば惟ふに公は應仁日
 來百有餘年間稻麻竹葦の如き喪亂の世を承け英豪踰厲楡風浴雨智力
 絶倫勇武神の如く億兆を塗炭より救ひ以て三百年泰平の基を開かる
 日光廟の莊麗天下比なく功烈餘芳之と俱に不朽に傳はらむと奚むを
 復だ疑はむや吾人が公の出所及び經歷に就き其の隱微を聞き其の幽

蹟を探らむとを企圖する所以のもの敢て他意あるにあらず唯本朝歴
 史が挾持するところの自然法を立證し由て以て現在海内に於ける大
 勢の歸嚮するところを鑑みるの資とせむとするのみ
 吾人初め公の事蹟に係る史傳を讀み其の系統及閱歷を翫索するに及
 び事實錯雜し事理通ぜざるものあり又内事の云爲行動を察するに公
 が少年の境遇機微の間髣髴として其の言動に顯はるものあり又汎
 く世に傳播せざる古書及び遺物等に接し史傳の概ね憑據すべからざ
 るとを了得せり左に之を掲出して以て其の由るところを示さむ亦以
 て眞諦を理會するの筈蹄となすに足らむ

明治二十年の比東京に於て家康公關東入部の三百年祭を舉行したり
 しとき東京毎日新聞社は公の影像を刊行し之を附録として廣く配付

八
せり、該影像是本と子爵秋元家の秘藏なりしを伯爵勝家に譲り受けたるものを摸寫せしものなりと云ふ、吾人が恒に觀るところの公の影像是豊下肥肉、眉目温潤實に厚福の相あり、而して該像は然らず、其後聞くところによれば、武州館林善道寺に藏するところの公が自筆の像と稱ふところのものも、亦此くの如く眉目の間貴人の相にあらざるものごとし、永夜茗話てふ書は、公の事を直筆したるものなり、曰く、御せいちいさく御ふどり被成無口なり、見苦しき男振なりと云々、そもく高貴の種族なりとも復た猥醜の相なきにあらず、然れども貴賤の骨相は、姪好醜の外、眉目鼻口の間には、自然に争ふべからざる骨相を露すものなり、是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懐きたる第一着なり。

二

今を距ること百年前、享和二年壬戌二月、武州多摩郡府中の時宗稱名寺

の竹林中より、世良田徳阿彌親氏の墓碑の發掘されたることは、世の皆知るところなり、其の碑銘に、世良田徳阿彌親氏、應永十四年四月廿日と刻せり、元來有親親氏は父子相携へて、諸國を巡歴し、後參河に入り、酒井氏の養子となり、又松平氏の養子となりしとは、史傳の明記するところなり、而して徳阿彌親氏の、武州多摩郡府中に歿したるは、明々確々にして、争ふべからざる事實なり、父子相携へて參河に入りたるに頗る疑はし、且又松平氏は其の先祖より世々藤原を姓とし、五々の桐を定紋とす、累世變葉、他姓を混用すべくもあらざること、親易き事理なり、公は始め世良田二郎三郎元信と稱し、後更に松平家康と改稱せられしは事實なり、然れども乃祖より其の系統が交互聯絡し來りしとは、殆んど信ずべからざることし、是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懐きたる第二着なり。

三

往時江戸の柳營に於ては、毎年正月元旦には、兎の羹の佳例ありしと、人の善く知るところなり。其の昔、乃祖親氏間、關流離の際、永享十二年庚申の正月元旦、信濃の山里なる、林藤介の家に投じ、兎の羹を薦められ、其の年より武運開けたるに起因し、子孫以て歳旦慶賀の恒例と爲せしと云ふ。應永年間、公の時代を距ると百七十年、流氓の一沙門の羈旅の山里に於ける食饌の一些事、が此の悠久の年月間、桑滄の變ありたるにも拘はず、且松平の本系に關係寡き、他姓の入婿の遺したる空漠たる故實が、公の時代迄二百年間、子々孫々に相傳したりしとは、決して信ぜられず。加之有親父子は、浄土時宗の行者にして、草履を茹ふたりとも信ぜられず。且又永享十二年は、應永十四年親氏の没後三十四年の後なり。其の信ずべからざること類ね、此くの如し。吾人嘗て掛川志を按ず、公は遠州周智郡より佐野郡の山奥を通過せられたるとあり。この後山民に茶碗

鉄等を賜はり、今尚ほ藏するものあり。又其の頃は、秋葉山以北は信州と稱したりと云ふ。因て思ふに、永録三庚申の年は、公が年十九歳にして、始めて軍門に臨みたる年なり。當時公が躬猶ほ微賤にして、東海東山の山川を跋渉し、此の庚申の正月元旦、適々信州の山里なる、林藤介の宅に於て、公が躬親しく實歴したる事件、即ち兎の羹を興せられたるを佳例となして、永く子孫に遺されたるものなるべしと思はる。是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懐きたる第三着なり。

四

吾人嘗て遠州濱松に遊び、一日城北小藪村西來院に築山殿の墳墓を憑弔せり。濱松を出て、崎嶇小徑行くと十五六丁ばかり、老松古槐蔚として林をなし、中に古刹あり、即ち西來院なり。門を入りて左に折れ、堂前を通り過ぐれば、埜城なり。久松源三郎康俊の廟所と相并びて、高さ八尺許なり。

る細長き青石の碑塔舎内に立てられた西光院殿政岸秀貞夫婦と勲
 守築山殿は瀬名姫と稱し公の正堂と稱せらる今川治部大輔の養女實
 は關口刑部少輔氏廣の娘にして岡崎三郎信康并に奥平信昌が室加納
 御前の母堂なり傳へ云ふ其の性妬忌嫉悍にして武田勝頼に款を通じ
 公を傾けむとを謀られ事露れて拘へられ天正七年八月廿九日の夜濱
 名湖畔の原野に於て野中三五郎等承りて殺害し嫡男信康は二股に於
 て生害を遂らる
 慘愴悲絶冷酷無情人をして凍然として震慄し愴然として涕を揮はし
 む夕陽荒草徘徊願望久之夫れ夫妻親子の愛情は天倫を失ひ而して公が
 内掖は冷かぬると水の如く酷なるも火の燎が如し妻及ぶ子にして
 敵國の手を假りて其の夫其の父を傾けむとを謀る何ぞ其れ殘忍無道
 の甚だしきや假令ひ戰國亂離の世近又其の父を誘ふ如き備を作は茲

指狐禪なき能くも少くも唯も女性の身をして公子の身を思はれ此れ何如
 き悖亂太逆を謀り成るもの哉未だ其類を觀ざるを思ふなり思ふ
 に關口氏は名門の子女なり嫉妬の過失は或はこれ有り能くも斯る
 悖亂太逆を企てざるべきこと決して有り得べからず而して夫人が甲
 州武田と書牘を往復して公の非を鳴らし公の罪を數めたる形迹は諸
 書に散見し蔽ふべからざる事實なり怪訝又怪訝此の情必ず秘密の精
 息の存せざるはありき
 築山殿の碑は維新已前は寂寥たる湖畔の野中に稍立ちたりしが戦後
 關口隆吉氏(幕府麾下の士)靜岡縣に令たりし其の祖先の姻親を追想
 し私財を捐て之を西來院に移し塔舎を設けて雨露を覆ひしと二股の
 清瀧寺に在る信康の碑も亦然り幕府時代に於て二墓所の景況は想見
 すべきなり是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懐きたる第四着なり

駿府政事録に云ふ慶長十七年八月十九日御難談の内昔年御幼少之時有又右衛門某云者錢五貫奉賣御所之時自九歲至十八九歲迄御坐駿府之由冷談給諸人伺候衆皆聞之云々公が此の自白の述懐に據れば公は幼少の時又右衛門なるものに錢五貫を以て鬻賣せられ九歳より十九歳迄駿府に在住せられしと此比は人の子女を勾引して賣買したることあり公も此の災厄に罹られたるなり陪席の左右侍御輩皆之を聽けり之を聽くと雖も其の何の事なるや解し得たるものは蓋し一人もなかるべし公は松平氏の世子にして竹千代と稱し幼時質となり九歳より十九歳迄駿府に寓居せられしとは古今人々の確信するところなり雖れか此の曲折の事情を解し得るものあらむや思ふに慶長十七年は公の齡既に七十一歳幾むと頼老に及べり殊に内掖燕居の間に

五

在りては氣緩み心緩うして復た他事なきと公の英豪と雖も終に免れざるところなり端なくも侍御昵近の前に於て深く包み深く藏めたる胸臆の秘密を自白せられしなり是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懷きたる第五着なり。

六

一富士二鷹三茄子とは一般邦人の吉夢として喜ぶところなるが是れ本と公が駿府に於ける風景及び其の土宜を愛好し此の三者は他國の無きところなりと稱贊せられしに起因し轉輾して夢を卜することゝなれりと聞く駿府は富士の眺望最も絶佳なり山西の鷹亦天下の絶品なり茄子に至りては其の果して絶品なるや否や未だ知ると能はず凡そ幼童の時父母の家に在りて歳時に常食するところのものには魚介菜蔬に拘はらず終身嗜好を絶たざるものなり鱸膾蓴羹客裏秋を悲むは

只詩人の韻事のみにはあらずるなり。夫れ茄子は菜蔬類にして、市井の
 家には殊に多く、庖厨に止るを見る。蓋し富貴膏粱の家、亦敢て之を嗜ま
 ざるにあらずと雖も、真に其の淡味を味ふて忘るゝこと能はざるもの
 は、幼時貧賤にして、之を多食したるものに、其の類の人多きを認む。
 公は當時天下の富を聚め、食膳方丈、欲して得ざるなき富翁なり、而して
 澹泊なる茄子を味ひ、賞翫して措く能はずして、之を佳穀珍羞の上に置
 く。蓋し其の素因なきこと能はず、或は云ふ是れ公が儉徳の教すところ
 なりと、吾人は尙ほ然りと首肯すると能はず、公は獨り茄子を嗜まれし
 のみならず、老後は日常麥飯を用ひられしを知る。幼時の習慣あるにあ
 らざれば、久しきを持つると能はざるものなり。是れ吾人が公の出所に
 就き、疑感を懐きたる第六着なり。

十七

公が晩年駿府在城の時、府内八幡小路に一老翁あり、歳九十歳餘、公は幼
 時此の老翁の眷顧を受けられしとあり、一日近侍の士を従へ、老翁が八
 幡小路の宅に駕を枉げらる、其の宅に到るや、従士は固く老翁に命じ、低
 頭蒲伏して、少しも頭を擡げざらしむ、公は坐を隔て懇ろに慰藉して曰
 く、汝の望むところのものを與へむ、試みに之を言ふべしと、翁は拜辭し
 て曰く、老夫已に一物の望みあり、只老夫が喧囂に堪えざる一事あり、毎
 日牛車高く輾りて宅前を過ぎ、屢次老夫が午睡の夢を破る、御所冀くは
 之れを止められよ、老夫が願足ると、公乃ち其の宅前は固く牛車の往來
 するを禁ぜられしと、公の老翁に於ける、幼時如何なる關係ありしや
 知るべからざるも、大將軍の尊きを屈して、駕を其の蓬戸に枉げられた
 ると、甚だ篤じと云ふべし、然れど、老翁をして低頭蒲伏して、相面せし
 めざりしと、待遇の篤きを相副はざるもの、如し、蓋し老翁をして相面

せしめざりしは、敢て威嚴を示すの意にはあらず、只人は童顔を看破せられむとを懼れたるもの如し、此くの如きは、獨り公の舉動のみにあらず、公の母堂傳通院殿、伏見城に在留の比も、其の寢殿には、毎に帷簾を垂れ、侍婢を雖も、其の容顔に接すると能はず、故を以て、時人之を離御前と呼び、傲せしと云ふ。是れ吾人が公の出所に就き、疑惑を懐きたる第七着なり。

八

越鳥は南枝に巢つくり、死狐は北丘を枕すると、諺に所謂故郷忘じ難しの意なり、凡そ人生故郷の山川風物ほど、趣味を有するものはなかるべし、公が駿府に於る、其の眷戀の情は、殆むと異郷の人とは思はれざるが如し。

廓山和尚供奉記に云ふ、慶長十二年七月某日、江戸増上寺觀智國師、駿府

城に出仕、仰に曰く、予當國に住すると、五の故あり、一には幼年の時、此の所に住ければ、いづそなく故郷の思入有て、其の時子供にて見知りし者が、成長も中々面白し、二には北に富士群峰ありて、列りたれば、冬暖にして、老を養ふに便あり、三には米の風味、他にまされり、四には南西に大井安倍の瀑流あり、北東に菅根富士河の堅めありて、要害堅固なり、五には幕府の方へ參勤の大小名が、機嫌を聞くに便ありて、別勞なし、其の上國ひらけ、景色勝れたれば、富士を不死に思て、南山の壽を養ふなりと云々。思ふに公が松平の質子として、此の駿府に住せりと稱する比は、所謂戰國の世にして、甲信に武田氏あり、尾に織田氏あり、虎視眈々として、共に參河を窺ふ、其の人軍は、真に奇貨にして、何時敵國の掠奪するところとなるも、保七難し、今川氏に於ては、嚴に警戒を加へ、殆むと楚囚と等しく、濫りに遊行も稱はざりしと、疎かなり、何の暇ありて、此の國の山川花月

に親炙する餘情あらむや且夫幼穉なりと雖も弓矢の家に生長したるもの祖國の山川を夢想せず異郷に性れ親心を如き情情あるべきや後來諸侯の妻奴承が江戸在住とは其の趣を異にする状を察せざるべからず凡そ夢寐彷彿の間終身忘れ難き山川魚鳥の情味は幼時身に檢束なく奔跳嗜むとして山に遊び川に釣むたるものにあざれば眞誠なる愛郷の念は發せざるものなり而して公が言に云ふいづとなく故郷の思ひ入有りて其の時子供にて見知りむ者が成長も中々面白と其の言辭を翫味するは貴公子として従者と侍女との外には交通少なかりし人の老後の述懐とは思はれず其の言辭たる純粹なる平民若くは輕輩の此の土地に生育したるものにあざれば表出するに能はざる述懐なり又冬季の温暖なることとは同國駿東郡沼津附近を最上とす且幕府へ近きと二十里計徒に祖先累代墳墓の地たる三河岡崎を棄

て去りたるのみならず氣候便利とも他に優勝なるところあるを顧みず獨り駿府に戀着し斯を湯沐の邑と爲して老を養ひ骨を埋むるに至りしと越鳥の南枝に集つくり死狐の北丘を枕すると同趣一様なり是れ吾人が公の出所に就き疑惑を懐きたる第八着なり爾後吾人は公の出身及び其の經歷を推究查察するに其の憑證とするに足るべきものを得ると寡ならず尙又史傳を推し實地に徴し時態を計り情勢を鑑みて參酌推量するに公の出身及び其の中年迄の經歷は史傳の云ふところと頗る逕庭あり吾人が考察したる結果を略叙すれば公は駿府の宮の前町今の傳馬町に誕生し且幼時は其の近傍華陽院境内に住居せられたることを確む吾人は公の生父は新田氏の嫡流なる下野の國都賀郡小野寺村の人江田某にして公の母堂は名を於大と呼び彫者の娘たり其の母即ち公の祖

母の○名を○於○萬○呼○び○及○源○應○尼○と○稱○し○飯○が○に○世○は○渡○り○た○る○歌○の○な○り○し○
と○を○確○む○吾○人○は○公○が○幼○時○生○母○の○再○嫁○せ○ら○れ○し○後○は○専○ら○祖○母○源○應○尼○公○
に○鞠○養○せ○ら○れ○幼○に○し○て○僧○門○に○入○り○又○轉○じ○て○山○川○科○擧○の○身○と○な○ら○れ○多○
年○諸○國○を○巡○歴○せ○ら○れ○た○る○を○確○む○吾○人○は○公○の○年○十○九○歳○の○春○松○平○の○息○子○
幼○名○竹○千○代○の○質○子○と○し○て○駿○府○宮○が○崎○町○の○第○に○あ○り○た○る○を○拐○擄○し○て○遠○
州○に○出○奔○せ○ら○れ○た○る○を○確○む○吾○人○は○公○の○親○戚○三○類○が○牢○獄○に○投○せ○ら○れ○
剩○り○祖○母○源○應○尼○公○は○狐○が○崎○の○河○原○場○に○横○死○せ○ら○れ○た○る○を○確○む○吾○人○
は○公○が○此○の○孺○子○竹○千○代○を○尾○州○に○伴○ひ○織○田○信○長○に○進○め○奇○謀○妙○策○に○依○り○
東○海○經○略○の○功○を○奏○せ○ら○れ○た○る○を○確○む○吾○人○は○公○が○遠○參○三○州○の○平○定○は○松○
平○氏○累○代○の○餘○德○を○利○用○せ○ら○れ○た○る○を○確○む○吾○人○は○公○が○乃○祖○は○元○來○松○平○
と○は○棄○越○相○關○聯○な○く○全○く○別○系○に○し○て○公○が○一○時○松○平○氏○を○冒○じ○た○る○は○是○
れ○唯○當○初○立○脚○地○と○な○じ○た○る○に○過○ぎ○さ○り○し○と○を○確○む○吾○人○は○公○の○關○目○氏○

母○子○に○於○け○る○其○室○に○あ○ら○ず○其○の○息○に○あ○ら○ず○其○の○落○命○其○の○生○害○は○參○
河○の○所○領○得○輿○の○大○事○は○り○事○此○に○至○り○し○と○を○確○む○
吾○人○が○考○究○し○た○る○公○の○事○跡○に○係○る○事○項○は○以○上○陳○ぶ○と○こ○ろ○の○如○し○而○
し○て○是○れ○唯○天○正○度○の○中○頃○迄○に○屬○す○る○事○蹟○に○過○ぎ○ず○是○よ○り○已○降○公○が○龍○
躑○虎○躍○天○に○轟○き○地○を○盪○か○す○顯○著○な○る○事○蹟○は○勝○て○算○ふ○べ○か○ら○ず○甲○州○陣○
姉○川○小○牧○の○役○及○び○小○田○原○陣○肥○前○名○古○屋○の○陣○關○原○の○戰○大○阪○前○後○の○役○等○
戰○記○に○屬○す○る○事○蹟○は○錄○し○て○汗○青○に○在○る○が○如○し○而○し○て○皆○以○て○成○敗○の○迹○
に○依○り○て○記○述○し○た○る○も○の○な○れ○ば○錯○誤○も○あ○る○べ○し○と○雖○も○吾○人○は○深○く○之○
を○攻○究○す○る○の○暇○を○得○ず○只○吾○人○が○公○を○講○究○せ○む○と○す○る○眼○目○は○其○の○出○所○
の○眞○偽○を○明○晰○な○ら○し○む○れ○ば○則○ち○足○れ○り○其○の○他○を○問○は○さ○る○な○り○
公○の○誕生○は○極○め○て○下○層○の○境○界○に○あ○り○と○す○れ○ば○其○の○親○戚○等○の○家○筋○も○亦○
意○外○の○境○遇○な○り○し○と○を○發○見○せ○ら○る○凡○そ○祖○先○の○微○賤○な○り○し○を○愧○つ○る○は○

人情の常歟りと雖も、是れ真に僻事なり、是れ真に劣情なり、加州前田家の三代自の遺宅宰相呼ばれし實主は、嘗て柳營に登城の時、同列の前に於て、拙者、の先祖は、尾張の百姓の子なり、と云ふは、愧づる色もなく、陳公、云れり、と雖、襟袂宏潤、其に敬服すべし、設令ひ祖先是草莽なり、微賤なり、と云ふ、其の風雲に際會せ、華貴の班に列りたる以上は、歴々たる貴族なり、其の子孫たるもの、祖先の艱難を想はず、却て之を愧づるは、何ぞ恃れるの甚だしき、刺思、以、系譜を捏造、偽作して、世に誇るの資となしたるもの、少ならず、寔に謂れなきこと、にあらざや。

而して系圖を偽作し、系統を矯飾する弊習は、本邦積年の因襲なり、蓋し京官の間に、痛く姓氏門地を尙ふ氣習ありて、牛戰卒として扱ひ、是に依りて群臣の叙任を律したるは、實に咄々怪事と云ふべし、松苗曰く、

王公將相固有種也、以故古今豪雄位至將相、及議天下之權者、未嘗有微

賤之人也、如平相國固皇胤也、如鎌倉右天將及北條氏足利將軍織田右府、皆桓武清和之皇裔也、世謂豊公爲凡種奴隸、出身者、豈其然乎、(國史略)

松苗氏が門地を尙ふ口吻は、京官の代表と云て可なるべし、京官の臭味斯くの如し、州郡郷曲の間に、資望を得、實力を收めたるものは、先づ系圖を假作せざるべからず、之を假作せむとすれば、資を納れて京官に懇囑せざるべからず、於是系譜の詐冒は起れり、畢竟するに京官の舊套を墨守したると、私利を逐ひしとの弊習に外ならず、是れ尙ほ恕すべしと雖も、爲めに本邦歴史をして、大官顯貴の出身を明かならしめず、歴史の活機要素を失はしめたるは、誠に痛嘆すべし。

吾人は華族諸公就中舊武家華族諸公に三言せむ、吾人は今の時を以下貴賤顛倒する氣運の際會なるを疾呼す、試みに思へ、足利氏の世、天下の大小名は、鎌倉山の星月と、其の數を競ひ、其の繁榮を争へり、而して織

豊及び徳川氏の世に至りては、子孫其の祠を存するもの、什中二三に過ぎず。當時風雲に際會して、槍一筋の家を起したるものは、大概草莽一介の士のみなり。明治維新は、年代相距ると三百年にして、變轉の猛烈なりしと、復た前期に譲らず。幕府麾下の士は、勿論各藩士の上班にありしもの、流離困阨の情狀は、吾人が屢次目撃するところなり。而して往時藐視せられ、奴隸視せられたるもにして、堂々朝廷の上に立て、長裾を拖き、峨冠を戴くもの甚だ夥し。豈大勢と云はざるを得むや。這の大勢の推轉は、猶ほ未だ底止せず。往時社會の水平下に生存したるもの、子にして一朝擢用せられ、廟廊の上に翱翔し、富貴寵榮を極むる日の到るべきと期して待つべし。駭くと勿れ、訝かると勿れ、天運の循環、歴數の歸到は、争ふべからざるなり。

回顧すれば、幕府の末路、士氣激動し、猛士輩出し、幕府を憎惡する者、寇讎管ならず、渠れ過激の輩が、足利尊氏の木像を三條橋頭に梟首したる如き、何等の疎暴ぞ。参河の士松本奎堂嘗て駿河の久能山に遊び、東照公の廟前に至り、誓りて曰く、汝が老猪實に惡むべし。吾他日志を得ば、汝が墓を發き、汝が骨を撻むと、乃ち詩を賦して曰く、

石燈盤回老樹間。此中何事設重關。
鐵槌難入九泉底。知是祖龍埋骨山。

氣勢の激昂、此くのごとく、討幕の勢熾、此くのごとし。端なくも、伏見の一戦は起れり。東軍敗れ走り、征東將軍の東下となり。幾何もなくして、江戸城を收む。是の時に當りて、徳川氏の運命は、恰も朝露のごとし。而して提封猶ほ七十萬石を拜領す。其の他佐幕の諸侯を除く外は、依然封土を襲ふて、少しも變易なし。廢藩置縣後は、華族となりて、光榮其の昔に殊らず。何等の幸福ぞ、何等の光榮ぞ。此の大勢變轉の衝に當りて、貴族の此くの

ごとく、更に影響を蒙らず、子孫永く祀を絶さるること、真に異數なり、真に
 特徴なり、吾人は殆むど怪訝に勝えざるなり。其の世に於ては、
 思ふに貴族の此くのごとく、自然の淘汰を免れたるは、足利氏の未葉に、
 公卿堂上の當時の淘汰を免れたるも均しく、人事轉變の外に超然的な
 る、袞龍の御袖の下に覆はれたる庇蔭に依らざるはなし。若し夫れ平氏
 仆れ、源氏起るがごとき時世なりせば、貴族の廟食を絶つもの、其の幾何
 なるや知るべからず、諸公が今日の光榮あるは、祖先が鎗先きの功名の
 賜ものと謂ふ勿れ、時勢は一變せり、過去に屬せり、今日の光榮あるは、皇
 祖の冥護なり、皇室の恩惠なり、諸公及び諸公の妻孥は、勿論、諸公が子孫
 は、肝に銘じ、腦に刻し、皇室と休戚を同らし、最も仁惠賑恤に關する事業
 を、率先經營し、以て前朝恩に報ひ、皇室と俱にさし、これ石の巖となつて、
 千代に入千代に榮えむことを望む。

第二章

家康公幼時駿府の寓居地及

祖母尼公の身柄

駿府一名府中(今の静岡市)は、其の西に安倍川を控え、賤機山、麻機山、龍爪
 山、其の北に連亘屏列、以秀靈なる富士峯を雲烟縹渺の間に望み、東南は
 渺茫涯りなき太平洋なり、風光明媚にして、土地肥沃なり、往昔安倍市と
 唱へ、此地より、東海道中著名の都會なり、昔は、
 といし、く安倍の市人さわぐらし

新讀古

足利將軍の代に在りては、今川氏累代の所領なかりしが、永祿三年桶狭間
 の敗戦より、國勢日に盛まりて、復た振はず、同十一年甲斐の信玄に蹂躪
 せられ、翌十二年竟に徳川氏の領有するところとなれり、家康公は、今川

氏の盛世に方て十年の久しき城下に寓居せられじと云ひ傳ふこの後公は駿遠參甲信五州の太守となられ當城に蒞まるゝや威權赫奕海内瞻仰す天正十八年關東に移封せられたるも幾ばくなや武職を其の嗣子に譲り更に菟裘として在城せられたるを幾むと十年間元和二年終に當城に薨去せらるる。於駿駿府は公の親愛を受け公の休光に浴すると海内取て及ふところなかりき眞に幸福と謂ふべし而して其の此くの如く公の親愛を受け公の休光に浴したる所以のもの豈偶然ならむや爾駿府よ吾人は爾の爲めに一太光榮を添へ爾の爲めに一太休光を増さしめむと欲す吾人は公の出身及び閱歷を討究するに先ち百家史乘の傳ふるところの公が幼年の寓居地を確めむと欲す寓居地を確むるを得れば其の他の問題の解釋は物を函中に探くるよりも尙ほ易々なるべしいてや

史乘中公の寓居に關する要項を採萃して左に之を列舉せむ

- (一) 神祖御幼稚實として當府に來り給ふ守護今川治部大輔義元迎奉り宮が崎を假りの御坐所となし久島土佐を護とす(武徳編年集成)
- (二) 館大君子宮崎云々(逸史)
- (三) 神祖の館を宮が崎に築く玉桂慈仙尼公少將町に小庵を構ふ云々(烈祖成績)
- (四) 府中少將の宮の町に竹千代君御年七歳より十九の御年迄御坐あり云々(三河記)
- (五) 竹千代君府中少將の宮の松松は平假名のちの字の頭も崩れてつに誤寫せしものならむに町御住居なり云々(岡崎物語)
- (六) こゝに府中の少將富町に竹千代君の祖母源應尼公いませき義元幸とて竹千代君の御事を願まはし(松平開運録)

(七) 天文十八年十一月、竹千代君を駿府へ引取、宮が崎(二本)少將宮町に新宅を構へ、久島土佐守を附申さる(東武談叢)

(八) 府中紺屋町に御在館ありといひ、宮が崎に御在館といふ、皆其の實を得ず、今八幡小路龍華山安南寺の西隣に、柳原越中守拜領の屋鋪あり、是れ御幼稚の時の御在館の地なり、云々 (城壘記事)

(九) 東照宮御幼稚にして、今川家へ質として入らせられし時、此の處に置き参らせたりとて、宮の前町に其の標あり、云々 (駿河志)

(十) 少將井社は牛頭天王也、此邊紺屋町と云ふなり、(中略)權現様御幼少の御時、今川家に來り給ひ、此所に御旅館をしつらい置き参らせたりとて、宮の前町に、其のしるしあり、其頃迄は、標も残りしにや、今は有とも聞へず、惜ひかな、(駿府近在巡見集)

(十一) 宮が崎町は、古より淺間の神領にて、新宮氏の知行也しが、慶長十

四年安西村に替地を給り、府内町割となる、此の處、地子免許の地となるは、永録年間東照宮御坐の舊跡なればにや、あらむ、又府中宮が崎町宮崎山報土寺淨土の古圖に、寺の南の道を屋形道と記し、西裏を屋形跡と載す、御寓館の跡にや、是等を以て考ふるに、報土寺は、則御寓館の跡なるべし、其頃迄は、宮が崎鳥居宿村と云へり、云々(安倍郡賤機山淺間神主新宮修理村主高主高平の家記)

(十二) 源應尼公は、傳馬町知源院の傍に、菴を結びて居住し給ふ、時に神租質として、府中に御坐あり、國主今川義元是を幸とし、尼公に御養育の事を口入す、尼公許諾して、菴室に入奉り、云々 (府中寺々記)

以上掲ぐるところの公が寓居地は、區々多端にして、其の實を知るに苦むと雖も、少將の宮の前町、今の傳馬町華陽院の境内を至當とす、左に掲載するところのものは、玉桂山華陽院府中寺匾額面の裏書にして、公の

自署するものに係る、寓居の事に就き、信憑すにきもの、それに通ぐるものなからむ。

是斯梵刹也者、祖母源應尼公之舊地也。初、今川義元、略東海之諸州、居府城之時、爲嚴父君遠出三州、而質於府下、寓居於禪尼之家。禪尼慈愛之、願紹于所生、而受恩於尼公。從幼至志學之後、既始發義軍於濱松、而征數州。禪尼思之痛矣。于時、永錄三庚申夏五月、聞訃、轅門不堪哀慕之情。然如之何、使人送葬于此。然是行戎役未息、墳墓唯爲蓋封而已。爾後歲序屢遷、寺宇往々廢壞、遂轉爲土人第宅焉。今新蒙征夷大將軍繪命、握閫邦兵馬之權、祖母在以自斯焉。不幸而無有神然靈猶在歟。幸當五十回之辰、故舊之愴未遺、及于寺基興復之事、重表尼公之墳墓、松樹之繁見而息矣。抑憂此伏亦慶、仍而改于舊號、府中寺爲不遺于其恩、惠故唱院於華陽、唱山於玉桂、永可爲法要梵刹者也。

龜 慶長十四年春三月

大將 將軍 翁 印

因是觀之ときは、公の寓居地は、明々白々にして、復た疑を容るべからず。諸詰の宮が崎町と云ひ、紺屋町と云ひ、屋形町と云ふときは、取るに足らざるなり。乃ち今の譽田町に在る、府中寺即ち華陽院の境内は、公が祖母たる源應尼の住家の在りし地にして、公は此の住地に生長し、寓居せられたるを知る。

此の地は、其の昔、今川時代には、少將井の宮の前町と稱へしとは、少將井社記に因て知るを得べし。

當社は、延喜式神名帳に載する、小梳神社にして、往昔の社地は、今の傳馬町華陽院の境内也。今川義元の時、城中に守護神なくしては稱ふべからずとて遷し奉る、其の跡今大手御門内御城代屋敷立關の脇に在

り、小社存せり、寛永三年今の所(紺屋町)に遷す。云々(無遺文圖の誤り)
 同記に云々、東照宮御幼稚にして、今川家へ質として入らせられし時、
 此處に置き参らせたり述べて、宮の前町に其の標あり、云々(前に掲出し
 たる駿河志の記事は此の社記を抄出したるものなり重複を厭はず
 重複て出す)云々(同記の誤り)
 吾人は公が幼時寓居の所在地を確め、其の町名をも、亦確むるを得た
 り、抑も該地は府城の東南に隣り、土地卑濕、用水汚惡にして、之を城池の
 西北即ち草深及び宮か崎町等に比すれば、土質の良否、膏壤の差あり、下
 町とも稱すべきところにして、今猶ほ細民の住宅、其の多きを占む。
 従て公が寓居の時代は、如何なる状態の街衢なりしか、如何なる種類の
 人の住居したりしか、如何に状態の轉變異動せしかを討究推索するの
 必要を見る、少將井社記には、往昔の社地は、今の華陽院の境内なりとあ

れども、皆其の社地なりしとすれば、源應尼の舊地の在りたる理なし、要
 するに今の境内の一部に、狹隘なる社地ありて、其の社前の街衢を宮の
 前町と唱へしならむ、府中寺々記には、知源院の傍に葦を結びて居住す
 とあれども、當時知源院は、狐が崎にありたるを、別に確證あり、又水野右
 衛門太輔の館、此の地に在りしと云ふものあれども、頗る虚妄なり、(後に
 辨ずべし)慶長の比には、町奉行井出志摩守某の屋敷ありしとは事實な
 りと雖も、それは今川時代已後の事なり、公が寓居の時代は、怎麼なる状態
 の街衢なりしか、怎麼なる種族の人の住居したりしかの問題は、猶ほ五
 里霧中に在りて、未だ解釋すると能はず、いでや吾人は、鼓勇一番、其の正
 鵠を得ざれば、止まざるを期す。
 繼て吾人は、暇ある毎に筆を載せて、此の地を踏査し、或は老僮に問ひ、或
 は舊家を訪ひ、既往三百年來、其の街衢及び住民の變遷沿革を究めむと

を窺ふたゞき、たゞ之を其の地の故老に聞く、云はく此の邊は本と
 河原者多く住居せしが、久能山の開墾頃より官命によりて他所に移
 されしなりと、口碑に傳ふ云々吾人は之を聽て、一驚を興し、呆然たるも
 の久之、無恥して考へ考へするに、小將井社は此の邊の産土神なり、其の社
 前に屠兒の住居したりとは、未だ概く指すべからず、試みは去て、同市
 白山町屠兒の居住するところ(る)に赴き、亦其の故老に就て、其の變遷沿革
 を探るに、此の白山町は、今州時代より連綿と相續し、少しも移動なきと
 を確めらる、其の證となすべき書類も、現に存在せり。於是吾人は殆むと
 手を下すの途を得ず、望洋の嘆に勝えざりき、居ると數十日、たまに駿
 國誌を按ずるに、靜岡市を距ると、西南壹里程の所に、河の邊馬淵の兩村
 落あり、有渡郡に屬す、此の村に、能説經と唱ふる小字あり、里人は、此の住
 民を呼ぶ能者（能者）と云へり、此の徒は、一團の社會を作り、茲に子女を婚嫁し、

數百歳の今に至る迄、連綿として相續すと云ふ、
 其の職業、及び居村の狀況は、左の書類に據りて知るとを得べし、
 御尋に村乍恐奉申上候書付
 今川様御時代より駿府御半屋敷御役相勤め來り候延寶年中川の邊
 馬淵兩村借地只今迄相續仕候
 駿河大納言様御在城迄は御屋敷様方へ燈心附木附子差上定御直段
 を以て大分の御代金被下置候
 私共儀、元來說教者と申候て、三味線に合せ說教を語り、勸進請來候由、
 且豊後節、義太夫節、文彌節、外記土佐節等の淨瑠璃は、近來の儀往古は
 說教節にて、人の形を仕ひ候由、
 私共家業の儀は、古來燈心附子附木等御町方在々へ私共斗り商ひ仕
 候所、いづとなく附子附木類、町在商人屋にて賣買仕候、尤も當時燈心

斗り商ひ渡世仕候事。

右之通に御座候

文政元寅年八月

組頭

彌

六

名主

儀兵衛

因て按するに、能と既教とは原と別個なりしを、延寶年中(今を距ること二百三十年)此の河の邊馬淵の兩村に移して、合併せしめたるものと認めらる。説教者は、本と有度郡石田村富士馬場に在りたるものを、こゝに移したること他書に見ゆ。能者は其の以前、果して那處にありし歟、那處より移り來りし歟、乃ち府中八幡小路より、こゝに移り來りたるなり。是より先き宮の前町に居住したりしが、天正の中比、八幡小路に移され、宮の前町は、更に士人の第宅となれり。其の後延寶年中に至り、八幡小路は、久能山東照宮の參詣街道に當り、將軍家若くは代參の不淨目障りなり。

とて復又今の河の邊馬淵の兩村に移さる(尤も八幡小路は、其の昔は、宮の前町にして、當時は街衢の井然たるものあるにあらず、疎々落々の蓬戸陋巷なりしならむ。故に其の八幡小路に移ると云ふも、其の實、一方に片附けたるなり。其の住民の種類は異なれども、彼の故老の口碑に傳ふるところと、畧ぼ符合す。駿府の牢獄は、今の横田町の南方にありしと云ふ。而して牢獄の雜役を勤めたるは、専ら能者にして、傍ら燈心、附木、附子、等を賣りて、生計を營み、其の婦女子は、毎年歳暮には、笠の上に裏白の葉としめを附たるを被り、破竹の八寸計り成を叩きて拍子をとリ、市中を徘徊して錢を乞ふ。號けて節季候と云ふ。其の唱歌に曰く、

さつても、めてたい、節季候、御佳例替らず、檀那の御庭へ、飛び込め、はね込め、サッサと御坐れや、節季候。

一家の婦たり母たるもの、往々比丘尼となるものあり、此の頃は、戦陣の

間、獻誠實檢の始末は、此の比丘尼の司とるところなりしと云ふ。三味線に合せ、説教を語り勸進せしは、専ら説教者にて、兩者の營業は、本と別個なりしが、此の兩者合併移住以來は、其の營業混淆して、幾むと區別なきに至れり。該組頭名主の審付を見て知るべし。嗚呼、能者、能者、汝等は、社會の水平線下に生存し、汝等の執るところの職務は、獄丁の賤役にして、斷頭の土壇に刃を洗ひ、梟首の架下に夜を守り、餘業として、燈心附木を鬻ぎ、僅かに口を糊したるものなり。又汝等の婦たり母たるものは、市人の門に踊りて、錢を乞ひ、或は比丘尼となり、血腥き生首を携持して、軍門に出入したりしなり。嗚呼、不幸の境遇、人生的九淵の底に、嗚呼せり、昊天何ぞ憫まざるの太甚しき、誰れか料らむ。公が鞠育せられたる祖母、應源尼、俗名於萬と名けられたる老尼公は、此の不幸なる境遇中の人なりしとは、其の生活たるや、環堵蕭條、家に儻

石の備な、粗衣糲飯、僅に飢寒を凌ぐのみ、其の可憐なる境遇、想以見、
 公は年甫三歳にして、慈母の手を離れ、此の繁々無聊の中に生育せられ、老尼の膝に眠り、老尼の懷に寝ねて、餘念なかりしは、憐れ憐れ、傳へ云ふ、尼公は源三位頼政の裔孫なりと、伊豆國君澤郡未負てふと、
 源三位頼政及び萬蒲御前の墓あり、果して其の裔孫なるや否や、詳かにすべからざるも、此の邊の出生なると知らる。其の參州より來られしと云ふは、牽強附會の甚だしきものなり。老尼の甥と稱ふる、大河内源三郎は、駿州沼津の人あると、江尻驛寺院、信康の首塚のある所の寺記に見ゆ。尼公の出身の沼津地方なると推して、知るとを得。大河内源三郎、
 尼公の經歷に就き、諸史の云ふところは左の如とし、
 源應尼公は、三位頼政の末流、三州寺津の城主、大河内左衛門佐元綱の女也、於萬の方と稱す、同州刈屋の城主、水野右衛門太夫忠政の室とな

る。離別の後、清康君の夫人と成る。天文四年十二月四日御逝去の後、星野備中守秋國に嫁し、又菅沼藤十郎定顯の室となり、後尾州の住河口文助盛祐の室となる。或は云ふに、尼公は勢州宮の城主岡本善七秀成の女なり、又云ふに、尾州の住青木加賀守一宗の女なり、大河内右衛門佐元綱の養女とすと、此の事、
尾州の住青木加賀守一宗の女なり、大河内右衛門佐元綱の養女とすと、此くのごとき多端無難に渉るもの、到底信を置くに由なし、諸史の信據すべからざるを、類ね此くゆをたし、此の事、
尾州の住青木加賀守一宗の女なり、大河内右衛門佐元綱の養女とすと、此の頃、富士市と稱し、富士の根方に於て、附近より妙齡の婦女子を連出して賣買し、之を四方に輸出し、或は娼婦となし、或は婢妾となしたりと云ふ、尼公の駿府に出でられたるも、亦是時の消息に由るなるべし、而して那に人に嫁せられしか、蓋し公が尼公の家に起居せられし間は、尼公の甥なる源三郎が善く愛顧を加へたる状況は認めらるゝも、別に同

居のものありとは見え、尼公の夫たる人は、早く世を去りたる後なるべし、而して華陽院の境内に柿樹あり、七右衛門柿と呼ぶ、往時は玉垣を繞らし、鄭重に保護せしと云ふ、今猶ほ存在するものは、當時の樹幹にはあらず、是れ公が甘棠の名殘にして、七右衛門と呼ぶは、平岩七右衛門の事なるべし、蓋し七右衛門なるものは、或は尼公の夫、即ち公が祖父にけあらざる乎、當時此等の社會は、一般姓氏を有せず、水野と稱し、平岩と稱するも、參河の舊族なる南氏を假りて、系統を繼したるに過ぎず。想ふに、尼公は、其の窮嶋窟之中に在りと雖も、識量深く、慈愛厚き人なりしなり、三歳の頃は、是なき幼兒を哺育する、老いの身の勞働如何ばかりぞ、風雛麟兒、漸く長じて、四五歳に及も、口吃して、語る能はず、身幹卑矮にして、長け人に如かず、睿智神勇世を曠うし、倫に絶するものにして、其の質、其の能の尋常の人間に劣るところあると、睿智と凡俗とは、詮する

に其の間一髪のみ天の材を概するや圓滿を欲せざる耶公は期く不具者に似たりと雖も神異なる英才は其の小肚裏に活動し眼光炯々人を壓する概を見る老尼の心線は此の陽氣の發動に感し其の凡器にあらざるを悟りけむ公の齡六七歳の比彼は無縁寺の住職なる智短上人に托して書を讀み字を習はせりぬ其の慈愛其の識量人に勝るところあるを見る彼女は不幸に由りて公の成功を見るも能はずと雖も其廟所は華陽院府中寺と稱し峻殿高塔供養甚篤二百餘年間東海參觀の侯伯をして門前橋を下りて拜趨せしめたるは死も兵衛は餘策あらずと謂ふべし。

公の生父母は怎麼む公の誕生地は怎麼む吾人は本編に於て此の緊要なる難題を解釋せむと欲す公の出身及び經歷に於る真相實體は天下の權力を以て畢生の智力を以て隠蔽掩護せられたるに依り文献の證すべきもの乏しく實に望洋の嘆なきにあらずと雖も隠れたるより見はるは莫く微なるより顯はるは莫し觸其物推其類ときは其の真相其の實體豈認識し難からむや。

第二章

家康公の誕生及び其の父母

の身柄

公の生父母は怎麼む公の誕生地は怎麼む吾人は本編に於て此の緊要なる難題を解釋せむと欲す公の出身及び經歷に於る真相實體は天下の權力を以て畢生の智力を以て隠蔽掩護せられたるに依り文献の證すべきもの乏しく實に望洋の嘆なきにあらずと雖も隠れたるより見はるは莫く微なるより顯はるは莫し觸其物推其類ときは其の真相其の實體豈認識し難からむや。

乃祖世良田徳阿彌親氏の應永十四年四月廿日を以て武州多摩郡府中に歿せられ其の遺體の發掘されたることは第一章に於て既に陳ぶるところの如し是の一事を以て既に松平と徳川とは全く別系統にし

て、相關聯なきことを證するに餘あるべし、該史傳の構造は此の支柱を
 擺脫すれば、自ら崩壊して、復た其の痕迹なかるべし。公は純粹なる世良
 田の氏系、徳川の末流にして、新田の將種、源氏の正統なり、之を加茂の陰
 陽師より出て、僅に西三河の一部を領したる松平氏に比すれば、系統の
 醇醪固より同一視すべからず、公の乃祖及び所生が時運否にして、或は
 編戸に伍し、或は山林に隠れたるも、一陽來復、公が躬に及び、中天赫々
 の光輝を放てり、而して公の生地は祖國なる關東にあらず、乃ち駿府に
 誕生せられたるなり。
 公が駿府の風景及び土宜を愛戀すること、異郷の人に此の趣味ありと
 は思はれず、此の地に住すると、前後數十年、而して終に此の地に於て永
 眠す、此の地に住し、此の地に葬らる、駿府は何等の果報ぞ、蓋し公は不二
 山靈の寵兒ならむ耶。

大日本國駿州城府分時鐘銘并序

欽惟

今也天下文明、家國興盛、復禮樂於三代、施仁政於一時、萬邦仰其德、如斗
 山、四海沾其恩、如旱雨、抑亦駿陽州者、就中東照大權現垂迹地也、具以膺
 于寬永倉龍甲戌夏、第三代征夷大將軍源氏長者、

左大臣家光尊君

命土井大炊頭利勝朝臣、以倉陳一萬五千石、賜當國總府之民衆、可謂盛
 事也、前代所未聞也、誰不敢銘佩矣哉、是故衆人一於其心、以所賜配餘之
 萬分之一、鑄華鐘相、四衢道之佳處、柱礎堅築、寶樓高架、特以鳴國家之
 盛、而欲傳之萬世、教將來者知、

上恩不可忘也、粵告事於府之二司、三司、幸以不○不可矣、既而冶工集、金
 銀及鐵銅等、奮橐籥之手、設鑄範之形、萬鈞洪鐘一時成矣、夫鐘者器之聲、

之大者也、啓發昏蒙、救援幽苦、伏魔○分漏、刻以故乃考、乃聲假汝聲音、宣於教令、警於怠惰也、然就于山、塗丐銘、雖固辭三四、不能竟爲銘、

銘畧す

寛永年舍旃蒙大淵獻月良日吉

傳法沙門 釋春外東劫謹誌

(本文○は鑄滅して詳ならざる字なり)

右に掲載したる時鐘銘中、抑亦駿陽州者就中東照大權現垂跡地也との垂跡とは、怎麼なる意味か、古歌に、

たちかへりまたもこの世に跡垂れん

名もあもしろき和歌の浦なみ

蓋し此の歌の意は、更らにこの世に生れ出て、和歌即ち敷島の道を樂しまほじとの意なりと解釋して、敢て不可なからむ、或は垂跡の字義を他

の意義にも解釋し、誕生地の證となすには、甚だ軟弱にして、必竟事を廻ゆるとなすものもあらむ、試みに思へ、慶長の末、秀頼方廣寺の大佛を再建して落成す、其の鐘の銘に國家安康の句あり、公大に怒り、家康の二字を截斷したるは、我を呪咀するなりと、大阪の老臣片桐且元、大に驚き、百方陳謝しけれども、聽れず、慶長十九年大舉して大阪を攻めらる。夫れ鐘は聲の最も大なるものなり、此の音響を假りて、我名を深く京洛人の耳底に刻せしむると、國家長久の基なり、秀頼は固より無意識に此の建立を爲したりと雖も、畢竟我に資したるのみ、トして以て家門の吉兆と爲して可なるべし、然るに家康の間に、安の字を置きたるは、我名を截斷して、我を呪咀したるありと、人を廻ゆるの太甚しきものにあらずや、吾人が此の時鐘銘を以て、其の出所を卜知するの證に供すると、設令ひ軟弱にして、事を廻ゆるが如きも、公が方廣寺の鐘銘を以て、大阪を廻

ひたるに比すれば、其の難題の輕重未だ遠かに判定すべからざるもの
 あらむ、吁此の鐘の銘の事たる、二百八十年前人に加へて以て風雲を捲
 き起したるもの、今日に至り再び自家の頭上に墜ち來り、秘密の金匱を
 啓く鍵鑰とならむとす、因果の道理亦奇ならずや、思ふに公の靈は、應に
 頼を撫して曠然洪笑せらるべし、前章に於て説き來るととく、尼公の出
 身は、沼津地方にして、寓居の模様も、他國人にあらざると明瞭な
 り、從て公の出身は、必ず當國ならざるべからず、然らば則ち誰人の子な
 るや。

後奈良天皇の御宇、天文の頃、下野國都賀郡の人にして、新田義重の裔孫
 なるもの、駿府に流寓し來りて、専ら祈禱禁厭を行ひ以て世を送りたる
 ものあり、此の顛末たる、史傳の記載するところの世良田德阿彌有親親
 氏が、行脚僧となりて、信州より參河に入りて、初め酒井の養子となりし

と云ふと、恰も符節を合はするが如し。

此頃駿府は、今川の居城にして、駿遠參の三州を領し、幕下なる諸士の第
 宅は雲のごとく、戰國の習として、諸州より質子を容れて、當府に居住せ
 しめたるもの多く、參州の岡崎三郎廣忠は、邸第を宮が崎町に構へて之
 に居り、其の右隣は、遠州の土孕石主水、左隣には、相州小田原の質子、北條
 氏の第宅あり、其の裏手屋形町には、嘉慶二年五月、足利義滿將軍、東海の
 浦巡覽として下向ありしとき、其後足利義教將軍、不二遊覽として下向
 のとき、相俱に旅館に充てたる館第あり、戸口繁街、市街般賑、屹として東
 海の巨鎮たり。

左の書は、下野國都賀郡岩船の在、小野寺村修驗常法院、本堂棟木に結び
 置くところの菰包の内にあり、寛政年中風破の時出たりと、其の文に曰
 く、

爲元服之悅御まもり並に干鯛二折送り給過分之至今存候已上

正月 日 岡崎三郎

江田松本坊法印

江田松本坊は日光東照宮に奉仕して小野寺村に住すると其始め久
し江田は氏なり當村江田を稱する者四十家程あり新田の枝流なり
寛政の比松本坊の養子某江戸に訴へ菜地を給るべき由を乞ふ寺社
奉行脇阪淡路守安坦是を押へて御書に於ては紛れなしといへども
御用にてこれ無旨を以て上覽に達せし松本坊空しく故郷に皈るを耻
ぢ御書を携へ途中より出奔す是より改めて常法院と號して織の巷
宰となる今幸に其の寫を所持す其書に曰く
去る病苦之節難及醫術難治之所其坊投打一命抽祈禱丹誠因蔭快全

爲助命無比類呪力依感爲其賞貴坊於住國不殘居村爲寺領令寄附旨
者元康爲武門棟梁時節可被申出不可有相違猶水野右衛門太輔平岩
七右衛門可被申也

駿府水野右衛門太輔館源應室内

竹千代

弘治二辰年三月

元康御書判

(已上小野寺村名主七郎兵衛云ふと駿國志に見ゆ)

此の書面は質子の身として守護今川氏の忌諱をも憚らず爲武門棟梁
時節可被申出と斯る暴慢の言辭あるべき理なし是れ全く前書の手蹟
に摹倣して偽書を作り私慾を逞くせむとを圖りたるものとす一抹廢
棄して可なるも一笑柄として掲載するのみ
さて新田の支流に徳川世良田江田の三流あるとは人の普く知るところ

ろなり此の江田の一類は新田の没落後小野寺村に隠れ或は修験者となり或は農夫となりて幾星霜を経たるものなるを知る。

江田松本坊は純粹なる新田の系統にして將種なり貴冑なり時は恰も弓張月の影闇く幾代重ねし足利も運命傾く時世なりしが江田松本坊は白雲關山百里の外に來り朱門高第に出入し専ら符呪祈禱をなして歳序を送りしなり其の貴族の家に音物を捧げたるに依れば優に門戸を張り窮乏を告げざりしならむ此の時源應尼の娘に於大と呼ぶ處女あり前章に述ぶる如く此社會の婦女は歳暮には節季候と云ふ祝事を爲して錢を乞ひしが平素は箆簞味噌コシ刷匙灰ナラシ等を肆中に賣り行くを業務となしたるものゝ如し此兩性の間料らずも月下氷人奇縁を結ひ一夜熊黑夢に入り月日を累ねて天文十一年壬寅十一月廿六日駿府の片里なる茅廬の中に恙なく分娩し鳳雛驥子はじめてこゝに

呱呱の聲を擧ぐ是れぞ後來豊蘆原を一統し四海兵馬の大權を握り征夷大將軍大政大臣淳和獎學兩院の別當源氏の長者徳川家康公諡號東照大權現の斯の世に迹を垂れられたる始末なり。

此誕生地は源應尼公の舊居を距ること僅貳丁にして今の上八幡町龍華山安南寺の西隣に本と榊原越中守の拜領屋舗と稱ふる空地あり維新後は此の地に徒刑場を置き尋て小學校の敷地となれり少將井社記に往時宮の前町に其の標ありと云ひしは即ち此の所なり當時此の邊を宮の前町と總稱せしと證すべし。

公の寓居地は華陽院の境内なること公の自記に據りて瞭かなり何故に別に空地を設け標しを建てしめて名残とせられしや是れ乃ち其の一は寓居地にして其の一は誕生地なることト知せらるべし。

可憐の寧馨兒此の世に生出す命名無かるべからず蓋し幼名國松と命

けられしありむ國松とは市松丑公等と等しく上品の名稱と云ふべからず公の孫即ち秀忠の息子兄を竹千代と名け弟を國松と名く一は貴公子に適したる名なれども一は然らず意味無きこと能はず蓋し公が幼名を暗に其の孫に譲りたるものならむ公は生れて骨格逞しく健全なれども身長卑くして侏儒のごとし

江田松本坊は固より雲水萍蓬の船なり公が生れて程もなく飄然駿府を去て其の適くところを知らず母氏獨り之を養育すること能はず此の子を携へて石田村有度郡の富士見馬場なる久松土佐の家に再醮せられしが異父第三郎太郎康元が生るゝに及び其の實家なる老母源應尼公の許に遣はし此の子の養育を托せられし公が年甫めて三歳の比ならむ

第四章

家康公幼少期の境遇及び其

の業務

夏木秋蘭歲月流るゝが如く公が年既に六七歳に及ぶ此の間清水山の喬木に攀登し安倍川に游泳し八幡山に椎の實を拾ひ軍神森に犬を逐ひ竹馬を駆るの外拳頭に百舌を止まらせ山野を駆けめぐりて娛樂とす此の比老尼の甥なる大河内源三郎善く愛護を加へしと云ふ既にして智短上人の門に送られ讀書習字を始めらる此の智短上人は知源院の住職と寺記には見ゆれども知源院は狐が崎の河原場にある徹々たる堂宇にして末寺なり其の本寺は東照山今は月見山と改む圓光院と云ふ淨土宗の無縁寺なり今猶ほ八幡小路に在り智短上人は此の寺院の住職にして公の學問せられたるも此の寺院なり

神祖大君御幼年の時、參州の一寺中に書學し、玉ふて自ら東照院と名付玉ひ、後江戸に於て其の住僧に逢ひ玉ひ、淺草新寺町を玉ふ、則彼榮廣山東照院興源寺是なり、(啖雜物語)

此の小寺院を東照山と號せしと、奇瑞と云ふべし、智短上人の弟子に文慶といふ雜僧あり、公は之と甚だ親善なりしと、寺記に見ゆ、永錄三四年

の比、智短上人は遷化す、文慶は蘇州廣島に往て淨國寺の住持となる、慶長十四年華陽院建立あり、此の時召して住持となし給ひしと、公の智短上人に師事せられし時は剃髮して僧となり、名を淨慶と改められたるものゝ如し、當城二の丸に常慶御門と云ふ虎口あり、松下淨慶と云ひし人、此の御門造營の事を司りける、後世に其の功を残すべしとて常慶門

と名附けらるゝ、駿府雜談に見ゆれども、松下常慶は、其所向の小庵なりしなり、其の名を城門に取られしと、頗る不倫の談なり、駿府に常慶町と唱ふ町名あり、此の町は常慶の住せしに相違なし、察するに同門文慶と年齢も畧は同じ、師の坊より淨慶と命名せられたるやに覺ゆ、爰に公が身上に一變故こそ到來しけれ、公は此の比より、已に僞儒不羈矯々として寸蛇吞牛の概あり、敢て緇徒沙門の規制に拘せられざりき、公は幼より小鳥を捕ふるを好み、老年に及びても、鷹野は公の最も好むところなりし、或日慈悲尾山増善寺の山に入り、糞棹を以て小鳥を捕ふ、忽ち寺僧の見咎むるところとなり、痛たく呵責を加へられ、師の坊の許に送り届けらる、増善寺は今川家の菩提寺にして、固より殺生禁斷の難場なり、幼少なれば國法は見遁したるも、師の坊は之を不問に置くと能はず、遂に破門の厄を被むらる、是の時公は更に頼るところなく、流離

願道塗に彷彿し。飯腹に充たず。鶴衣をまき。方に喪家の大に類せり。時に悪奸又右衛門を云。坊のあり。錢五貫を以て。公を人の家に販賣しぬ。公の年方さ。九歳なり。公が自白の物語は。此の時の遺説なり。更に掲載すべし。

慶長十七年八月廿九日。御難談の内。昔年御幼少之時。有又右衛門某。法者。錢五貫奉賣御所之時。自九歳至十八九歳。迄御坐駿府之由。分談給。諸人伺候。衆皆聞之云々。

其の公を賣りたるところは。誰れ人の家なり。しかる有度郡府中。八幡小路。當時の宮の前町に住みたる願人なり。願人は。妻帯肉食。修験者なり。願人名目之儀は。左の口上書に依りて詳悉すとを得べし。而も門文類。

口上書
願人名目の儀は。源義經公奥州御下向の節。拙寺坊夫の内。與法虎の巻。

略法傳授仕候者共。本尊多聞天へ心願込。御供仕候砌。武運被爲開候故。源公願人。と被稱候に付。拙寺にて坊人を願人と申候。古實にて御坐候。所謂坊人と申候は。諸國徘徊仕加持祈禱等を仕。札守秘符を勸め候。俗法師にて御坐候。

子十月
大藏院印

八幡小路の願人を常光坊。姓を酒井と云。累代此の處に居住心たりし。が。明治維新の際。修験を廢せられたるに依り。全く還俗して。酒井某と唱へ。今現に静岡宿に旅人宿を營み居れり。其の主人は。恠く云へり。本尊其の他家康公の遺物は。八幡小路圓光院に托し置く。因て直ちに圓光院(東照山公の學問せられし寺院なり)に抵り。本尊及び公の遺物と唱ふものを一覽したるに。本尊は。背面金剛童子。脇立は。右玉左玉の兩子。前立は。

不見不聞不言の三體俗に云庚申是れなり公の遺物と稱ふものは徑八寸許の小形なる古編笠と紺麻の法衣の一片を之に括り付けたるものなり幕府時代には同模形の編笠を冠むり因根の關所にて脱ぎさる特權を有せしと云ふ
 願人の本尊は庚申と云ふも可なるべし此の庚申の事に就ては一場の譚あり徳川家の庚申に縁故あることば實に不可思議と云ふの外なし公は寅年の生れにて其の七つ目は即ち申なり往時は此の生年の七つ目を重むじたる人皆之を知れり公は年十九歳にして始めて活劇場裏に踊り出でたる實に永祿三庚申の年なり其後公が駿府在城の比淺間山に猿を放飼せられたり後年月を経て其の猿猴繁殖し田畑果物を暴らし百姓共痛く疾苦す寛永八年十一月五日駿河忠長之を獵り取れりと云ふ公が猿を愛育せられたると知るべし徳川家の産土神は日

枝山王今の日枝神社なり公が關東入國の初め鎮守の社を定めむと欲し榊原式部大輔を従へ舊城を巡檢せられ始めて鎮守社を定められし狀況左に抄出すべし曰く

式部殿御案内にて被爲入候處に小坂を上り梅の木數多植廻し其の内内に兩社有之候を御覽被遊候て道灌は歌人ゆへ天神の社を建て置きたるはと仰せられ殘る一社の額を御覽被遊即ち御拜禮被遊式部式部も不思議なる事が有はとの仰に付式部殿御側に被參候へば當城に鎮守の社無之に於ては阪本の山王を勸請すべきと思ひつるに以前より山王の社を建て置きたるはと仰有ければ式部殿被承仰の如く奇妙なる義に候偏に御長久御家御繁昌の御吉瑞に御座候と御挨拶被申上候へばいかにも其の方が申通りと仰せにて殊の外御機嫌に叶ひたる御様子云々

(落穂集)

比叡の山王は、二十一社にして大宮の祭神は、大山咋オホヤマヅの神なり、山王の名稱は、表三諦即一也と、日枝山王辨に見ゆ、猿を神使とする、何等の縁由ある歟、詳ならず、和漢三才圖繪日吉山王の條には、以猿爲官者、社傍、狻之とあるのみ、日枝の祭禮には、猿皮を着て、猿の假面を被ふり、供船に乗るもの多し。

公の懿達英邁なる其の祭神の何にたるを詳かにせず、山王と云へば、猿即ち庚申を祭りたるものなりと思惟せられしならむ、兼々阪本の山王を勸請すべきと思ひつるに、とは公が庚申を崇信せられしこと、の賊に篤かりしこと知らるべし。

孝安天皇九十二年庚申六月、富士山涌出づとは、神社考の示すところ、此の由縁を以て、庚申の歳を富士の祭年とすと云ふ、公が富士峯に對する感想は、別に詩歌の見るべきものなしと雖も、一富士、二鷹、三茄子と絶叫

したるは、富士峯に對し、縋繩措く能はざる情致、言外に溢れ、趣味津津たるを覺ゆ、公は富士山下に生れ、富士山下に棲み、富士山下に眠る、富士と公とは冥々の中、深き契りもありしもの歟。

餘事は、擱き、此の願人は、加持祈禱を施し、札守秘符を勸むるを本職と爲すと雖も、官府の隱密を承り、諸國徘徊の砌りは、其の動靜を偵察するの務を帶べり、所謂隱目付なり、幕府時代は、御用提燈を携へ、府中の旅宿に就き、東西去來の旅客を一々檢按せしと云ふ、蓋し今川時代より之を因襲せしならむ、此の隱密は、獨り願人のみならず、其の近傍猿屋町に住したる猿廻し、其の他陰陽師、説教者等も、皆其の願伴なりけむ。

因みに云ふ、公が確固不拔の覇業を開創するに至りたるは、特に善く、賴略を運らしたるのみならず、巧みに間牒を行使し、機を未發に察し、禍を未然に杜ぎ、摘發、諜知神のごとくなりしに依ること、其の多きに居る、其

の子孫亦此の術を承襲し、海内の秘密を知悉し、各藩の内情に暗熟し、操縦寛猛、統御牽制、有土の諸侯をして首を俛し、尾を掉かして、善く節制に從馴ならしめたるは、畢竟巧みに、隱目附を施したるに由らずむばあらず、而して其隱目附なるものは、千個寺參り(日蓮宗)二十四輩(眞言)四國巡り(眞言)その他賣藥行商人、六十六部等に、假裝せしと云ふ。想ふに公が少壯のとき、躬自ら此の任務に盡瘁し、其の閱歷するところに依り、首として之を戰國縱横の間に使用し、又以て密々其の後昆に貽して、之を襲用せしめたるものと斷定して、不可なかるべし。

仍ほ又願人は、寒中裸躰、跣足とありて、戸毎に壹桶ツ、冷水を備へしめ、之を頂きより灌ぎて修行したるものなり、公も亦十歳の比より、十八九歳に至るまでは、此の荒業に身心を鍛鍊せられたりき、公が終身氣力旺盛、身體健康なりしは、蓋し此の灌水の效果ならむ、公は渠れ惡奸又右衛

門なるものに、勾引せられ、此の願人の家に賣られ給へり、其の始めは長者の後へに步驟し、糧を裏み笈を負ふて、峻阪を踰へ、大川を涉られしならむ、此くの如きと十歳より十九歳の春に及ぶ、其の間、駿遠甲信豆相の諸國を抖擻すると、幾十回、足跡幾むど到らざるところなかりしならむ。東照宮、東海道金谷より、大代村の正地と云ふ所を経て、笠懸(居尻村)の奥黒股界を笠懸山と云ふより、炭焼村、嵯峨野を過て、龜久保のナタクマより、周智郡へ過き玉ひしと云ふ、されば正地は御朱印を賜りて不入となり、何れの年にや三日の事と見へて、今村中の民、毎月三日には必ず其業を休みて、優遊す、これを遊ぶと云ふと、笠懸に慰ひ玉ひ、嵯峨野の彦兵衛の先祖某熊を獲て上りしかば、其後に至り、鏃二枚を賜りぬ、今は助四郎と云ふものゝ家に藏せり、又ナタクマの久藏には茶碗を賜りしと云ふ、何れの年のとにや、山民の口碑にのみ傳へり云々。

思ふに駿府より遠州秋葉山へ通ふには此の山越は近路なりと雖も山又山にして旅客の容易に往來し得べきところにあらず。兩納風笠、徹簀、寸鞋、千山萬壑、視て丘垤と爲し、魍魎、魍魎、視て犬猫と爲す。後來三軍を叱咤し、四方を経營する其の勇猛其の堅忍は蓋し此の間に練磨涵養せられたること想見すべきなり。吁、天將降大任於是人也、必先苦其心志、勞其筋骨、餓其體膚、空乏其身、行拂亂其所爲、信なる哉。故孝國の幸相比斯曼爾克氏嘗て東照公遺訓を閱讀し、喟然として嘆じて曰く、徳川公は眞に英傑なるかな、此の人少壯の際必ず幾多の艱難辛楚に遭遇せられたること此に依て想見せらる。蓋し此の條項は自家の閱歷を寫出せしものならむと、嗚呼、英雄は英雄を知る、比氏の眼識眞に驚くべきにあらずや、而して史傳の云ふところの公が艱難の際會とも

云ふべきは彼の天正十年六月本能寺の事變に際し、泉州境より大和伊賀を越へて參州に歸國せられたるを公が最大の艱難となす。誰か料らむ公は少時人界の下層に唵嗚し、史書の載するところに什倍百倍の苦楚辛酸を嘗められたりしを、吁、比氏の眼光は深く此の隱微までに徹底したりき之に反して、邦人は虚飾の史傳に眩惑せられ、公が艱苦の眞蹟を夢想だもせざりしは、笑止と云ふも愚かなりけり。公は多年諸國を巡歴せられ、山川の險夷、城池の高卑、士氣の強弱、人情の厚薄等、一々檢討察せられたるのみならず、變世治亂之事蹟を鑑み、英雄興亡之事蹟を究め、心の秘庫に藏めて以て異日の用に供せられたるもの亦寡なからざるべし。特に伊勢新九郎長氏即ち北條早雲の事蹟は、最も其の心機を刺戟したると、淺少ならざりしならむ。蓋し早雲の出世譚は、當時東海地方の里巷に於る翁媪の伽嘶に上り、公も亦幼より驟次

之を耳にせられしならむ。國嶺の嶮、駿豆の野、公親しく其形勝を踏破さ
 れ、渠れの方略、渠れの心術は、憂然心竅に呼應し、吾を警醒するが如く、吾
 を開誘するが如く、緘黙沈吟、食膳に方て七箸の手より墜つるを覺え
 ざりしこと、屢次ならむ。夫れ北條早雲の始めて風雲に際會したるは、駿
 の府中、即ち公の寓所なり。初め遠江の人、横地勝間田等、京師より逃け下
 りて、其の近傍を劫略す。守護今川義忠、自ら兵を率ゐ討ちて之を平ぐ。其
 の殘黨、義忠の凱陣を鹽買阪に要し、射て之を殪す。駿府にては此の變を
 聞き、三浦朝比奈九島の輩、争亂を起し、城中二派に別れて紛擾を極め、鎌
 倉將府は兵を遣はして之を鎮壓せむとし、其の兵既に國境に迫る。是の
 時、新九郎長氏は、義忠の妻室北川殿并に龍王丸の山西に隠れ居たるを
 奇貨として之を要し、駿府の亂人と和睦を圖り、又自ら國境に抵り、説て
 以て兵を撤せしむ。事漸く平らき。龍王丸元服して、氏親と稱す。氏親此の

時年甫めて七歳、長氏は此の功に依り、駿河國興國寺の城主となれり。後
 伊豆を平げ、姓を北條と改め、尋て小田原を取り、子孫相承け、關左の隅を
 負ひて威を振ひぬ。
 渠れ早雲、本と伊勢の乞食なり、壯圖雄略一世を推倒し、咄嗟の間一躍し
 て一城の主となれり。智力材幹の大に人に勝るところあるに由ると雖
 も、畢竟機會に投合したるなり。公は慨然として、其の故智に倣ひ、功名飛
 躍を試みむとの大志を發揮せられぬ。公が身世は、方さに是れ幽谷の鶯
 兒、春を待得て枝に移り、雪中の寒梅、東風に吹れて開かむとする時なり。
 永祿三年庚申の年は、公の年十九歳に達し、實に公が軍國の大業に於る
 發軔の初年、又乾坤旋轉大勢一變、雷擊電掣、腥風慘雨の俄然暴發したる
 年季なりとす。

公は仍ほ歳杪より寒を凌ぎ、雪を冒して、甲信の山川を跋渉し、適々信州

の山里なる林藤介の宅に投宿し、こゝに永祿三庚申の正月元旦を迎へらる。主人藤介が懇誠なる狩り獲たる兎を羹と爲して公に差しめける。是れぞ此の兎の羹が三百年間江戸の柳營に於ける泰平の初春を壽ぶき家運の長久を祝ふ吉例嘉儀となりたる濫觴とす。是の時に當りて、足利氏の權力既に地を拂ひ、威令更に行はれず、中原の鹿を覗ふもの到るところに咆哮し、近地の形勢を舉ぐれば、甲斐に武田信玄あり、越後に上杉謙信あり、龍躡虎蟠、犄角の勢を爲し、東に北條あり、疆險にして兵多く、西に織田信長、勃興し、漸々勢を得むとす。駿遠、参の太守、今川上總介義元は、將に大軍を催はし、尾張の信長を攻め滅し、直ちに上洛せむとす。此の早春より出兵の準備をさく／＼怠りなく、世上の風聞頻りなりければ、庶民は堵に安んぜず、人心恟々たり。公は窃かに爲すところあらむと、同志の士を糾合せられしが、安陪大藏

酒井淨賢、鞠子附近某寺の僧板倉某、増善寺の僧等善坊等、翕然として之に應じ、陰かに密議を凝らして時機の到来を待てり。飛龍雲雨を捲かむとじ、大鵬九天を搏たむとす。其れ將た何れの地、何れの邊に閃發飛躍を試みむとする耶。

第五章

家康公活動の初期及び親族

故舊の厄難

此の年比、参河國額田郡岡崎の領主松平藏人藤原元康の嫡男幼名竹千代、母は駿河國有度郡持舟の領主關口刑部少輔氏廣の娘瀨名姫、後参州築山に屏居したるに依り築山殿と稱す。生れて僅か二歳なるが、質子として駿府の宮が崎の第宅に在寓せり。参河岡崎は、尾張と地相近く、要衝の地にして、しば／＼尾兵と干戈を交ふる所なれば、其の質たる松平氏

の妻孥は、今川家の最も厚遇し、且警衛を加へて、懈怠なかりしを知る。抑も松平家は、參河國東加茂郡松平村より出て、奕世累代、地方の豪族なり。其鼻祖は加茂の陰陽師に出て、(國史)眼世々藤原を姓とし、(遠州)引佐郡龍潭寺寄進狀判物に、天正十四年九月七日、三位中將藤原家康と記載す。井伊家譜に云ふ松平太郎左衛門氏は、藤原故、天正中迄も藤原と被遊、天正の末慶長の始めより源と被遊候云々、五々の桐を家紋とす、(遠州)西來院築山殿、三州岡崎隨念寺善徳院、及び濃州加納盛徳院龜姫の位牌には、五々の桐章を描出し、紀州高野山黃門秀康の墓塔にも桐章を附し、武鑑にも越前家系統の諸家は、葵紋の外桐章を附す、(國中)肩を比ふるものなき名族なり。駿州今川氏の勢威、東海を壓するに及び、遂に其の幕下となりて、既に數代を経過す。天文四年清康逝去、其子廣忠年十歳にして家を繼ぐ。天文十八年廣忠逝去、其の子元康年十二にして家を繼ぐ。元康年二

十歳にして、今川義元の媒に依りて、關口氏を娶とり、宮が崎の第に合盃の禮を舉ぐ。永祿二年竹千代即ち岡崎三郎信康生れ、同三年龜姫生る。永祿三年は、(藏)人元康年二十三歳、夏五月今川義元上洛の先陣を承はり、尾州大高砦兵糧輸送の任務を帯び、矢石を冒して、能く其の任を盡くせり。永祿四年十二月安陪彌七の爲に弑せらる。

永祿三年の夏四月比なりけむ、宮が崎の第に在りし、松平氏の曹子竹千代を拐帶し去りたるものあり、家中は周章狼狽措くところを知らず、忽ち今川家の聞くところとなり、是の時出陣の期已に迫り、兵馬倥傯の間なりと雖も、拋棄すべき事にあらず、嚴に追捕すれども、其の之くところを知らず、是より先き公が祖母源應尼公の甥なる、大河内源三郎の妻竹千代の乳母となりて、松平氏の第に奉仕せり、(江尻驛)信康首塚の寺記に據る公等は此の乳母と通牒し、暗夜に乗じ、乳母と共に拐擄せしものな

らむ。夫れより慈悲尾の増善寺、等善坊の寮に潜匿し、此に幾晝夜を經しならむ。等善は後來遠州可睡齋の住職となし、恩祿を與へられたる僧侶なり。夜に乗じ、孺子を葛籠に入れて、寺僕瀬平なるものに負はせ、瀬平は本姓三浦なりしが、公は姓を味知と賜ふ之をみちと訓み、教導の意なりと云ふ。朱印をも賜はり、子孫連綿として安倍川の西持舟山下に儼存す。同志と共に之を擁して大崩れの石田濱に抵れり、此の處にて船を僦ひて遠州掛塚港に航し、鍛冶服部平太の家に投じ、孺子を此の家に託すと數十日許なり。

鍛冶師服部平太の娘に名を於愛と云ふものあり、此の時尙ほ幼稚なりしが、成長の後、濱松城に迎へ容れられ、公の正室となり、西郷の局と稱す。二代將軍台徳院秀忠、并に下野守忠吉の母堂なり。

西郷彈正左衛門清員の養女、實は服部平太夫保章女、諡龍泉院殿、葬駿

州府中龍泉寺、寛永五年七月贈從一位、改諡寶臺院殿云々。(泰平年表) 雜書には、遠州の住人戸塚五郎太夫忠春の女也とあるも、誤りなることを知るべし。蓋し於愛の方は、掛塚より一旦佐野郡西郷村に寄寓し、暫くここに住居したるものならむ。

遠州佐野郡今の小笠郡西郷村に美人谷と云ふ小字あり、是れ西郷局の居所なりと口碑に傳ふ。

二代將軍秀忠の産土神なる、濱松の五社明神社は、本と西郷村に在りたるものを、於愛の方入興後、濱松城に移して奉祀せられしと云ひ傳ふ。以上説くところの質子の拐引、及び味知瀬平の事、掛塚滞在の事等は、雜書には、廣忠の事蹟と爲す、其の書中現に鍛冶服部平太夫と明記せり、其の服部平太夫に娘ありて、公の正室となりたるは、確固たる事實なり、年代の懸隔せざるとは、是れに因て了解せらるべし、畢竟するに廣忠の事

蹟に假托して、迹を糊塗に付せむとしたると燃犀よりも明なり。此の比公は自ら世良田二郎三郎元信と稱せらる。義元の元と信長の信と併せて元信と稱せしもの歟。公は孺子を此の掛塚に駐め晝夜を別たず同志と共に所々駈け巡り、士を募り兵仗を集め、義舉の準備に多忙なりし。是の時の状況を大成記三河後風土記等に記す。爰に大藏が弟に四郎兵衛忠次は、兄と志を同して、幼君の御爲め染衣の姿となり、所々駈巡りてさまざま心を盡しけるが、掛塚に参りて、幼君に拜謁し云々、又遠州掛塚へおはしませ、爰に百五十日ばかり、渡らせ給ひて、夫より所々味方へ通じ云々。

時は恰も永祿三年庚申の夏五月初旬比ならむ、遠州井谷の城主井伊信濃守直教は、今川の先鋒として進發し、其の軍兵已に參河に入り、引續き駿遠の軍勢は陸續出發し、海道宿驛の雜沓は沸くが如し。

東參河なる渥美半島の伊良湖岬より細谷村に亘り十三里の間、公が經過の遺跡隨所に存せり、中山村に御手懸原と唱ふる原野あり、公が馬を立てられし所なりと、伊良湖村の糟谷氏に公の判物を所持す、大久保村に公の逃躲窟あり、小松原の東觀音寺には、公が先途の吉凶を占はれたる筮圖あり、東海道筋猿が馬場に柏餅を賣る店あり、方二坪許の地は従前除地となれり、公より賜はりしところなりしと、此の半島に於ては田原城に一二回小戦ありしのみにて、其他の戦争ありしと諸書に見えず、公が半島全部經過せられしは此の比の事ならむ、大久保村に殿畑又平助畑と呼ぶ地面あり、大久保忠員の出身地なりといふ、平助は彦左衛門忠教の幼名にして、天正三年に生る、忠員其子忠世等は此の時始めて公に隨身せしもの歟。

遠州掛川町に十九首と稱ふる場所あり、口碑の傳はるところに據れば、

井谷の諸士十有九騎、輿を並べて駿府へ出府の途中、敵手に劫殺せられ、其の九の首級を海道に晒らしたる所なりと、此の時公等同志の最も急需なるものは、鎧冑刀槍弓箭鞍馬等なり。

遠州淡が嶽一名無間山の麓に松平と唱ふる地あり、此の頃の因縁ならむ、又無間山観音寺に半鐘あり、無間の鐘にあらず、銘を鐫す。

遠州濱松庄宇布見長寶寺

觀進檀那阿闍梨去伎太祖舜忌

永和二年丙辰二月十五日（永和は北朝後圓融帝の御宇也）

堂守云此鐘は、あるとし修験の山伏荷ひ來りて云ふやう當國長寶寺に於て、此の鐘を賭して圍碁す、其時我等勝負に勝しよりこゝに持來り、此寺に釣鐘あらざるゆへ寄附すとぞ、これも詳かならず云々、

（東海道名所圖繪）

蓋し此の時濱名湖畔より軍用品として持來りたるにはあらざる歟、又公は曾て遠州周智郡犬居城（天野宮内右衛門の持城）を夜襲して大に敗績し、從士鶴殿某は、大久保阪に於て戦死し、公は光明山の谿谷に逃け込み、光明の栗餅に飢を凌ぎ、染衣を纏ひ、駄馬を駈りて逃竄し、周智郡の某村農家に辛うじて隠れ、匿に難を免ぬかれたると、馬の持主へは扇子を賜はり、隱家には恩賜ありて子孫歴々として存せり、諸書に見ゆ、蓋し此の比の事件ならむ。

既にして五月廿日の大風雨の曉、尾州桶狭間田樂坪に於て、今川義元は織田信長の襲撃に遭ひ、短刀直入旗本難なく破れ、義元首を授け、宿將威く死し、首を斬らるゝもの三千九百餘級、全軍大敗北となりたる敗報、凶音飛ぶが如くに遠邇に播す、駿遠二州の敗走士卒は、湖の寄するがごとく遁れ來りて、海道に混雜は名狀すべからず、満目の風物、梅霖の雨、節曇

天と共に、凄殺たり、蕭寥たり。

此の時濱松は井伊氏の一類在番せしが、公等は此の機に乗じ、深夜城傍の大安寺の伽藍に火を縱ち、忽ちにして熾炎天を焦す。城中の士卒倉皇走り出て、之を救ふ。公等は其の虚を覗ひ、城中に突入し、縦横無碍に斬り靡け、咄嗟にして城營其の手に歸す。廼ち始發義軍於濱松、華陽院額面の裏書前に出づ。とは是れ、此の謂ひなり。

説話廻柄、駿府に於ては岡崎の質子を勾引し去りたるより、嚴に追跡すれども、逮捕に及ばず。府吏は暗に公等の所爲なりと推し、けむ、竟に公の親戚一類を捕縛し、老幼の會釋もなく、悉く駿府の牢獄に拘禁せり。此の時捕へられたるものは、祖母源應尼、其の甥なる大河内源三郎、及び酒井淨賢の一類、久松土佐の親子數名等なり。祖母源應尼は、入獄後幾何もなく、永祿三庚申の年五月六日、狐か崎の河原場に於て横死せられたるなり。

り、五月六日の日附は華陽院の墓碑銘に據る。横死の説明に先だち、此の方面の地理を畧説せざるべからず。東海道の國道筋、静岡市の東端の町名を横田町と云ふ。横田町を出づれば、其の左りに丘阜あり、之を清水山と云ふ。蜿蜒十余丁にして盡く、其の中間より支脈突出し、國道を壓迫する處之を狐が崎と云ふ。庵原山の山麓にも亦狐が崎と云ふ所あり。梶原平三景時の戦死したる所、是とは全く別處なり。國道を隔て、叢林あり、其の中に軍陣坊并に淺間社あり。狐が崎の南の方、清水山の右の方、隴畝の中三十間四方許りの地を、里俗馬捨場又は河原場と號す。河原場とは往昔賤機川此の邊を流れたるに依り、斯く名くとも云へども、河原者とは獄丁等賤民の稱呼なり。此の河原場は、當時の刑場と斷定して可ならむ。尤も刑場は此の處のみにはあらず、別に安倍河原にもありしならむ。猶ほ舊江戸府に於ける刑

塲に骨が原鈴が森の兩所ありしと略々同一の状態なりしならむ。祖母源應尼公は永祿三庚申の五月六日を以て逝去せられたると其の碑銘に依て知らる、其の埋葬所に就きては、

狐が崎の知源院に尼公を葬り奉る云々(松平啓運録)

今の華陽院は慶長十四年公命に依りて知源院を移したるものなりとある、知源院の舊跡は河原塲近傍にして、微々たる堂宇なりしと疑ひなし、何にが故に刑塲の近傍じかも無縁寺の掛持なる馬捨塲に均じき荒寥たる墓地に尊骸を葬りたるか。

戦國の世、出陣の首途には、必ず血祭りと稱して人を屠殺し、其の碧血を軍神の土壇に灑ぎ、以て軍の勝利を祈ると、其の時代の習慣なりき。大守今川義元の發軔は、此の月十日の事なり、其の四日前は朝比奈福島等の裨將が進發を始めたる頃なり、其の出發に方りて狐が崎の軍神祠前に

祭式を擧げ、老婆を獄より引出し、屠りて以て犠牲に供せり、其の殺戮罪なくして死地に就き、終に犠牲となりたるは、即ち公が祖母たる源應尼公なりしぞ痛はしかりける、乃ち老尼公は永祿三年の五月六日、狐が崎の知源院に、無縁行倒れと均し、罪棍惡徒と同じく、刑塲の傍ら、光景蕭條たる東廓の藩間に葬むられ給へり。

大河内源三郎の入牢の事は、一書に云く牢中に在る事、八年落城の時、石川伯耆守數正取り出し、越に乘せ御前に出す、神祖多年石牢に在て足癩たる其の艱厄を哀み給ひ、刀脇差黄金を給ふ、後剃髮して有空と號す、又仰に依て尾州津島に浴し癒る事を得たり、此時遠州裨原の地を給ふ云々、但其の書には、小笠原與八郎長忠に擒にせられ、遠州高天神城の石牢に入れらるとあれども、事實然らず、永祿十二年今川氏眞出奔し、駿府城放落したるとき取り出されたるものゝ如し。

公が異父弟久松源三郎康俊酒井が女ふうと云ふもの入牢の事に就ては傳へ云ふ永祿七年六月廿日小原肥前守三州吉田の城を避て駿府に歸る時松平源三郎康俊年十三歳並に酒井左衛門尉女不宇を質として渡し玉ふ同十一年十二月十二日信玄に攻め入られ駿府城落去の時三浦與一是を信玄に送る云々松平源三郎は後甲州より遁れて濱松に歸り來りたれども雪を冒し嶮を踐み爲めに足疾となり終に濱松に歿す西來院の廟所是れなり

右質子兩名は永祿七年駿河の將小原に渡すどあれども頗る疑はし如何と尋ぬるに小原が吉田城を扼守したるとき東參河の豪族の人質菅沼藤十郎の息已下豪族の母妻子十二人を吉田の龍拈寺前に於いて磔殺し長竿に串きて衆に見せしめ其の遺骸は田原街道に瘞め今も尙ほ十三塚の地名残れり此の時公は陰かに士卒を遣はし遠州濱松を焚か

しむ小原は退口の變を聞き匆忙兵を率ゐて引き退きぬ狀勢此くのごとくに當りて人質を之に托せりとは決して信を置くべからず乃ち久松源三郎酒井不宇は前々即ち永祿三年より駿府の獄に繋かれ居たるものを甲州へ送られたるなり

公は當時已に松平家康と稱し東海の弓取りなる知名の驍將なり今川家にては其駿府の獄に繋かれ居る細民の子女が公の姻親故舊なりとは夢想せざりしならむ否らざれば屠戮を免かれ得べしとは思はれず公の母堂及び久松土佐は入獄後年月を経て公陰かに人を遣はし牢中より奪ひ出し海路尾州知多郡阿古屋の郷に上陸せしめ此に居住せしめられたるもの如し一書に鵜殿三郎四郎氏長同藤三郎氏次ととりかへ若君籙中を奪ひ清水湊より船に乗せ參らせ歸らせ玉ふと云々此の時の事ならむ

公が祖母源應老尼公の計を聞かれたるは濱松の軍中なり聞計頼門不堪哀慕之情と華陽院額面の裏書前に出づ公の豪膽鐵腸なる其進路阻礙を排除するに方りては千萬の人を塵殺するも什百の城壘を粉齏するも毫も意に介する處にあらず然れども天性懿親に篤く骨肉の情誼飄々として春風の如く織田右府の弟信行を殺し豊臣太閤の子秀次を死に就かしめたる如き迹は公の行狀に於て覩ざるところなり彼の信康及び築山殿に死を致さしめたるは事實相違せり吾人は後編に於て其の委曲を盡さむと欲す要するに公は眞に意志的人なりと雖も亦濃情的の人なり此の點に於て公が性格は古今内外其の比なかるべし其の懿親の厚き其の情操の濃かなる此くの如し爰に慈祖母の計音を聞く其の計音たるや天年の老死にあらず吾が志望吾が所爲累を親愛なる姻戚故舊に及ぼし縲紲の苦域に陥れたるのみならず爲めに横死

に遭はしむ慟哭嗚咽血淚滂沱鐵腸剛膽裂けむとしたりしならむ公が身世は當時尙ほ未だ萬一を償はず前途を望めば澎湃たる怒濤さかまき崔嵬たる山嶽峙てり幾多の努力と堅忍とにあらざれば之を通過すると能はず是の時に當りて公の心事は怎麼なりしぞ他日甲州の老機山が遠州に侵入し諸城を席卷したる際公は味爽枚を斲みて其の牙營なる袋井を襲はむとし圖らざりき敵に機先を制せられ大に敗衄を招き其の臣本多忠勝が一言阪に殿がりし鹿角盔を戴き蜻蛉祈りの槍を揮ひて敵の追究を禦きたるに依り公は僅に九死を免かれたるも濱松城に入るや痛く蹉跌を傷み吾事已矣弓矢を折り所領を棄て山川抖擻の身とならむと嗒嗒嘆息せられたり侍臣之を宥め事僅かに止みぬ思ふに公が此の計音に接し慟哭悲嘆の餘り身世の志望を抛たむとせられたると亦一言阪の敗衄と其の情緒同むきものありしならむ然して

公は善く患ひ善く傷む亦善く奮ひ善く勵みて層々其の膽氣を倍
し其の神勇を加ふ是れ神祖と云ひ神君と稱へたる所以ならむ歟
嗚呼世良田三郎三郎元信公は其の收めたる奇貨を何れの處に居か
むとする耶其の聚めたる甲兵を何れの處に用ゐむとする耶

第六章 家康公の飛躍奮搏

公が東軍の挫衄に乗じ義兵を濱松に舉げ忽ちにして城營を其の手に
收めたるは今川氏の爲めに事を擧げたるが將た又織田氏の爲めに事
を擧げたるが其の意向の存するところ未だ知るべからざるなり蓋し
公は心に料るらく這般織田氏は一擧にして今川氏を殲せり必ず勝に
乘じ勢に駕して參河を風靡し一瀉千里電閃奔馳して今川氏の本據即
ち駿河を擣かむと應に數日を出でざるべし吾黨姑らく是の城に嬰り

て將軍の駕を迎へ其の先鋒となりて直ちに馬首を東せば手に唾して
功名立るに收め得べきなりと豈圖らむや織田氏は戦を歛めて凱旋し
數日を経るも間として東下の報を傳へず是れぞ織田氏の輜略に長じ
たる所以にして後天正三年武田勝頼を三州長篠に破りたるときの如
きは必ず長驅して甲斐に入るならむとは人々の期したるところなり
しがさはなくてそのまゝ歸陣ありき勝に乘じて事を爲すときは必ず
天魔破旬の爲にのせられむとは織田氏が終始智慮の存するところな
りとは後日に思ひ知られる英雄肚裏の機略は獨り英雄の肚裏に反
映す秀吉此の傳法を利用して賤が嶽の大捷を獲たり公は此の傳法に
よりて長久手の役に秀吉を制しぬ佐久間池田の輩は碌々此の幾微に
暗く一敗地に塗れたると本より異むに足らず噫智愚利鈍の間は只一
髪のみ

噫乃公の謀計謬てり、噫乃公の所爲平凡なりけり、風潮は變せり、勢焔は冷却せり、遮莫あれ、碌々人に由て事を成さむよりは寧ろ猪突自ら進みて大事を経營するに若かず、夫れ龍鬚を撫せざれば明珠を得ず、虎穴に入らざれば虎兒を得ず、公が手腕は一步一步に鍛鍊して、鋭敏を加へぬ。公は酒井淨賢、平岩七之助、成瀬八郎、石川阿倍、木久保、板倉等の諸士、其の他雜兵と俱に、濱松を發して參州に入り、豊川の沿岸を溯ほり、八名郡中島郷に足を駐め、要害に據りて山砦を構へ、織田氏の與力なりと稱して、其の近郷を侵掠す、菅沼新八郎、定盈の所領なる菅沼郷及び田峰郷等は、此の近郷に在り、菅沼一類が徳川氏の家人となりたるは、此の時に始まる。左に抄出すところは、參河後風土記中の紀事なり、菅沼を攻め從へしは、纒祖親氏、泰親なりと云ふ、其の跡、寇賊に類する嫌疑を避けむが爲め、朝四暮三の術を以て形迹を親氏に嫁して世を瞞着したると、巧みは

則ち巧みなりと雖も、天鑑昭々たり、欺くべからず、誣ゆべからず、千載の公論、豈欺瞞を容さむや。

親氏君此の菅沼を攻從へむとて、押寄給ふ、菅沼も力を盡くし防戦すれども、寄手大勢にて度々あら手を、入かへく息をも繼かず、一日一夜攻しかば、定直防ぐに力つき降參して、旗下に屬す云々。

鳥居忠吉、其の子忠元は、東三河の素封家にして、多く糧食を峙ふ、産を傾けて義舉の軍資に供せり。

我倉庫に軍糧多く貯へ置たり、今より良士多く養ひ給ひ、威名を四方に振はせ給へと申て、老涙袖を濕しけるとぞ。(大成記基業)

信州の住人林藤介光政も、此の時始めて黨類に馳せ加はれり。

中島郷の山寨は、板倉某をして之を居守せしめ、夫より、設樂郡及び加茂郡の險隘なる樵徑山路を経て、西加茂郡に入り、鈴木重教が據守する所

の寺部城を襲撃しぬ、黨類の士各々勇を鼓して奮闘せり、重敷利を失ひ城に逃げ入る、依て城外を燔きて直ちに中島郷の山砦に引退きぬ、尋て又兵を出だして梅が坪、母廣瀬、伊保等の諸城を攻撃し、所々に放火す、斯くのごときと再三に及ぶ、其の行動の出没變幻捕捉すべからざる、其の號令の高聲活潑なる、其指揮の一々妙を得たる、黨類の士皆以て驚嘆推服せざるものなし、蓋し公は岡崎の城主、松平藏人元康の出で、諸城壘を應援するを待ち、間を覗ひ之を殲して、其の根本を顛覆し、一類家臣の周章狼狽するに乘じ、孺子竹千代を要し、大に爲す所あらむと期せしなり、既にして藏人元康岡崎の兵を率ゐて諸城壘を援く、公が兵之と大に石が瀬に闘ふこと、兩度岡崎の兵勢頗る強く、公が一軍脆くも敗績せり、公及び黨類の士は身を潜め山野に伏して、僅かに免るゝを得たり、引おくれたる諸軍勢、思ひ／＼に歸りける、道すがら野武士一揆蜂起

して物具剝取らむと嘆きければ、流石に廣き街道も通行なりがたく、爰かしこと山野にさまよい忍び／＼に心をくるしめ、人持の歴々さへ、からきめに逢ひければ、小身ある石川四郎阿倍四郎五郎等が類いは、七八日を経てやうやく今橋(吉田今の豊橋)まで着しとぞ、(三河後風土記より抄出す、此の事件は本書には、天文四年十二月四日、清康の尾州森山崩れの事と爲す、然れども史傳の云ふところの森山崩れは、永祿三年を距ること二十六年前なり、石川四郎阿倍四郎五郎酒井忠次、大久保忠世等は、家康公の股肱の臣なり、此の諸士が天文四年即ち二十六年前に働き、血氣強壯、今尙ほ此のごとくなりしとは頗るうけがたし、且尾州森山より岡崎に歸るべき者が、東參河の豊橋へ逃げ延びたりとあるは、事實を捏造したること明かなり、是れ全く永祿三年の事に係ること疑ひなし、)

板倉某が籠れる中島郷の山砦には、岡崎の將松平大炊助好景來り攻め、一戰支ふることを能はずして岡の城に引退く、爰も支へ難く、遂に實飯郡佐脇に走れり。

(參河後風土記)

公は此の挫衄に據り、萬死の間に一生を得、險を躡る飢を忍び、日數を経て遠州掛塚の鍛冶が家、即ち孺子竹千代を托し置きたる處に歸着せられたること知り得べし。

三州設樂郡長篠に來り、其の地の郷民を頼み、舟を求め遠州鍛冶が家に落着かせ給ふ、此間の御艱難筆にも詞にも盡くし難し云々。

(大成記)

公が此の擧も復又蹉跌に了れり、公は四面梗塞し、一路の通ずる處なき境遇に陥れり、借問す公は自今而後怎麼なる方針を取るべきか、其れ

將た進まむか、其れ將た退かむか、公が不撓不屈の鐵石心は、決して一頓挫の爲めに退嬰雌伏するものにあらず、一難を経るごとに、勇氣倍蕘し、抑へむと欲すと雖も抑ふべからず、爰に奇智妙策の天より落ち來り、一條の進路の洞開するを見よ。

公は近親の士數名と共に濱松及び掛塚邊に潛匿し、居ると數日間、規畫已に整ひ、再び願人の裝を擬し、孺子竹千代と阿倍が子徳千代、是れは不慮の事あるとき身代りの爲めに連れ行きしならむとを介抱し、匆忙上國さしてぞ忍び出てける。

ころは木枯らし神無月、あやめもわかぬ霽やみに、天龍川をうちわたり、矢猛こゝろの梓弓引馬の城を右手に見て、すぎゆくみちには濱松の、さゞんざの松音たかく、それかとまがふ舞坂や、音羽の松になく、田鶴の、その一こそをきいて、心に心ちく身の空耳は、またもやまがふ追手かど、沖邊

はるかに見渡せば、風はくるひて雲みだれ、晴程九萬墨の色、引佐風が濱
 名湖も、浪の立おも安らぬ、こゝろ細江のみをつぐし、おはれはいと増
 鏡くもりそめたるむねのうち、うからやがらのくるしみも、この身一つ
 にあふことこの亂れ心をいかにせん。わがよに出でん便にと、伴ふ松のみ
 どり子は、昔もろこし邯鄲の呂不韋が奇貨なりといひし類いのそのも
 のなり、年はやうくふたとせあまり、綾羅錦繡を褥とし、金殿玉樓の裡
 に眠り、朝には金羽彩鳥の聲にめをさまし、夕には管絃絲竹の音にみ
 をなぐさめ、めの子をの子に侍づかれし身が、けふはいぶせき葛籠にか
 つぎ、日の目も見えずこめられて、なくぬを忍ぶくるしさよ、これも代
 ため家のため、すゑのさかえを松平、こずゑしげりて、世の中にあふぎ見
 らるゝときあらむ、鐵腸剛膽ますらをが、たてしこゝろは眞木柱、布とし
 く直く、まが津日の荒井のなみぢ、神かけてしつまる御代に、かへさばや

336874

さはさりながら、この旅は今ぞ今切はし本の、はむめて着ぬる旅衣、すゑ
 遠江灘とほく、望み高師の山けはし、二三ゆくさきは、二川や、ふしく、繁
 き、吾参河、よし田の里のよしや、あし、難江ならぬ驛路を、御油る、二むら山
 なか、はくもてあやうき八ツの橋、十九鳴海の尾張さへ、行衛もしらぬ白
 須賀のつがの、その間もこゝろして、いそかず磯の藻草刈、あまの小舟の
 うき旅をしぬび、凌ぎてゆくならば、神のめぐみもあつみがた、老津が崎
 のとしこけて、豊榮登朝日子と、雲井の空に名を擧げん、はやくも潮見阪
 にうつかれぬる、阪路羊腸げに天險の要所なり、猶ほ晴やらぬ時雨の空、
 ふじの高根は見えねども、願望低徊泪は袖をしめしけむ、此の潮見阪に
 て、一場の危難こそ起り、けれ、是れぞ諸書に見ゆる遠州潮見阪に於ける、
 今川勢と織田勢と、人質争奪の小戦は、此の危難の事なりける、是れ追捕
 の兵なりしかは、たまた土兵なりしかは、詳ならずと雖も、戦血淋漓一場

の修羅場を現出したるとは諸書に見えたり、辛じて此の危難を免かれ得られたるは、戸田康光其の子五郎の援助に由ると多し。康光は參州奥郡田原の領主なり、是より先き公は陰かに人を价して康光に實を以て告げ且説かしめて曰く、

方今天下糜沸し、干戈縱横、天將に足利氏に代りて、天下に覇たるものを啓かむとす。而して海内強豪を持するもの多し、甲越二將の善く兵を用ゐるが如き、相の北條の險に據り衆を擁するが如き、相共に一隅に咆哮するも、中原衝を争ふに地の利を得ず、獨り織田氏は國小く兵少しと雖も、今や一舉にして、今川義元を殪し、威烈俄かに震ふ、而して其人と爲り、沈鷲英邁適に以て大事を濟すに足る、夫れ喪亂の後を承けて、荆棘を披き雲霧を排くべき、嚆矢は、必ず織田氏ならむ。吾黨此間に軈起し、死生を賭し、危険を冒して、駿府に質たりし松平の孺子を援ひ、崎嶇關間、自ら寄

托の任を負へり。切に望むらくば、此の質を要し、岡崎一門をして、轅を廻らし、絃を改めしむるとを、彼にして一たび東を棄て西に就くときは、參州の舉國從違の幾は自ら決せむ。是れ豈織田氏が一着の覇圖を佐くる好機にあらずや。唯恐る這般大戰の場域は數里に亘り、流血未だ乾かず、折戟未だ收めず、道路梗塞し、草賊蜂起し、關山百里、或は臻り難からむとを、乃ち路を海上に取り、徑ちに尾州熱田に抵らむと欲す。使君須らく機先を察し、歸嚮を定め、吾黨の義舉を幫助し、孺子の爲めに啓行せよ。而して吾黨敵の耳目を避け、假りに髡鬚染衣の身となれり、俄かに清洲に抵り、胥携へて質子を出さば、翻て織田氏に忌疑せられ、或は吾黨を目して鼠竊狗偷の所爲なりとせむも料るべからず。某百慮熟計、蚤に成竹あり、尾州に抵らば、徐々に措辨し、肯て輕舉せず、奇變宜しきを制して、萬全の成功を期せむとす。使君幸に鯨せよ。此の大事一たび成らば、使君の壯烈

なる義侠は、必ず織田氏の収録するところとなり、永く芳名を竹帛に輝かさん。武門の譽之に過ぐるものあらむや。若し夫れ依違逡巡せば、後必ず臍を噬むとも及ばざらむ。使君熟慮して謀るところあらんとを乞ふと。康光父子固より英傑の士なり、忝かに其の事を然諾し、士衆を派して之を途に迎へしむ。公は、孺子と共に僅に虎口を遁れ、相携へて渥美灣頭に到りたるに、康光は厚く公及び孺子を犒ひ、大久保忠員其の子忠世忠佐は、其の郷關なれば、終始心力を盡くして、此の間に周旋したると知るべし。

渥美灣頭に舟を舩し、追逮刹那其の纜を解くや、布帆風を孕むて、舟行箭の如く瞬間にして、寶飯の岬を過ぎ、山明かに氷碧なる萬頃の烟波を快駛し、他日應に吾功名飛躍の立脚地盤となるべき、參河一帯の山野を、横眺斜視し、悠悠舷を叩きて、一直線に佐久島、日間賀、師崎を縫ひ、篠島を後

にして、伊勢の海に入り、面楫とりて北走し、日を経ずして伊勢の埠頭に着しぬ。尋て尾州熱田驛に廻航し、衆と共に其の地に上陸しぬ。この熱田驛上陸後、孺子竹千代を那邊に置きて介抱せしか。諸書には熱田大宮司に納るゝとあれども非なり。左の文書は、熱田驛の住人加藤忠三郎が家に傳ふるところのものなり。其の事實及び年齢等は錯雜紛亂したれども、加藤の宅に寄寓したることは疑ふべからず。

一 雛人形二對

右者

東照宮様御幼年之時、今川駿河守義元爲人質奉迎之時、三州田原城主戸田彈正忠憲光子息五郎、於三州鹽見阪奉奪之。織田信長公へ奉送之。依而加藤圖書之助加藤隼人佐兩人へ、宜敷可奉養育候様内府信長公より被仰付、則ち圖書之助宅にて御年六歳より八歳迄被爲入。加藤隼

人佐妻よめ圖書之助娘御座候を忠三郎母にて、日夜御伽仕御徒然を慰め奉らむために、御前にて造り御弄に奉指上候雛人形に御座候、右御書並に證書類拾壹通、梨子地御盃桐の御紋陣羽織各一、雛人形二對、傳來家藏罷在候。

寛政二年戊四月

加藤忠三郎

右の書中、内府信長公被仰付とあるに據れば、公が六歳の時は、信長は十四歳なり、此の人質の東照公にあらずして、信康なること知るべし、此の時即ち永録三年は、信長年二十七歳公の年十九歳、孺子信康年二歳なり、書類中六歳の男兒に雛人形を指上るとあるも如何也、二歳の幼兒の伽に供せしとすれば、稍々妥當を覺ふ。又盃の桐の紋章は、松平家の定紋なり、以て考證とするに足る。

此時高野藤藏といふ者は、君御幼稚にてしらぬ境にさすらへ給ひ、見ゆも馴給はぬ田夫野人の中に、おはすをいたわり、朝夕さま／＼いとあしみ、小鳥など参らせなぐさめ奉りければ、後御成人ありて藤藏を召し出され知行給はり昵近せしめられしとぞ。(三河後風土記)

第七章 家康公震天撼地の大活働

水野下野守信元は、岡崎松平氏の姻戚にして、其居城は参尾の界に接するところの刈谷城なり、夙に織田氏に款を通し岡崎と矛盾するを久し、公の烟眼は此事情を洞見し、熱田より戸田五郎等を遣はし、彼れ信元に説かしめて曰く、吾黨は使君の姻戚なる松平氏の孺子を駿府より援ひ來りて、某所に侍養せり、夫れ岡崎は海道の要衝に當れり、松平氏にして今川を棄て、織田氏に歸し、織田氏の爲めに東事に當り之をして、東顧

の患なからしめば、織田氏が撥亂反正の功正に暮年ならずして收むべし。夫れ士の身を立て家を興すは機に投ずるに在り。織田氏の英邁驍勇なることは桶狭間の戦捷に於て天下皆其の風采を仰望す。而して今川氏の嗣子氏真の犬豚共に謀るに足らざるとは使君の夙に熟知せらるゝところならむ。嚮背違従を決するは此秋なり。使君は蚤に織田氏に知らる。且岡崎とは姻親あり。此の大事を調停すべきもの使君を置いて誰れかあらむ。使君請ふ先づ清洲に抵り親しく意を織田氏に致さば必らず雀躍して意を納れむ。一たび其の使臣を派して松平氏と結納せば松平氏何ぞ應ぜざらむ。使君天下の爲めに努めよ。水野信元は戸田五郎に説破せられ其の意を領し大に決するところあり。急ぎ尾州清洲に抵り織田氏に脱くに松平の質子の事を以てし。且説きて曰く公宜しく之を結納し之に東事を委ね西面以て天下を圖らるべしと。織田氏之に従ひ使

臣を岡崎に遣はして云はしめける。

竹千代殿は某たしかに預り申たり。今に於ては今川が一味をばなれ某と和睦して水魚の交りをせらるべし。若又其の事叶はずと候はむには御幼息の一命賜はらむとなり。

元康君其の使者に對面し給ひ御直に仰せられけるは、兩雄久しく國を争ひ戦をいどみ今に於て止む時なし。然るに何の爲めにか織田家へ人質を送るべき。愚息事仔細ありて今川家へ人質に送りたるを大慾無道の戸田五郎縁者のよしみを思はず中途にして盜取其の方へ送りしなれば我等が心より出せし人質にあらず。我等今川義元と多年の舊好變ずべからず一子の愛に溺れて不義のふるまひすべし。むやむ息が存亡は其の方の心にまかせらるべし。聊か恐るゝ所にあらず。思召切たる御返答に使者も再應申べきとばもなく其の儘立

歸りしかく、と申ければ、信長一旦は憤りけれども、今若竹千代を殺害せば、遂に味方とはなり給ふまじ、助け置ものならば、終には子の恩愛にひかれ、味方に屬せらるゝ時もあるべしと、其後は竹千代を尾州名護屋萬松寺天王坊に召し置て、禁番嚴重つけおきつる。雜書には元康を廣忠とし、信長を信秀とす、此の事件の信秀時代にあらずして、信長時代なるとは、前に掲げたる加藤家の書類に由るも明かなり、從つて廣忠の時代にあらずして、其の次代なると知るべし。藏人元康が今川どの舊好を重んじ、一子を棄て、願みず毅然として節を屈せざりしは、流石に參河武士の狷介不屈なる氣象眞に賞すべしと雖も、抑も株守膠柱律儀一遍にして、變通權略の雄才に乏しきは、門閥者流の通弊なり、當時少しく眼識ありて、時事に通曉するもの、誰れか東風競はず、中原の鹿誰が手に歸するかを察せざるものあらむや、而して藏

人元康冥頑悟らず、自ら夷滅を招く、往昔癡人朋と橋下に相會せむとを約す、先づ橋下に至りて待つたまく、洪水至る、癡人約に背かむとを恐れ、橋柱を抱きて去らず、竟に溺れて死す、元康の動作之に酷似す、惜むべきかな、居ると數閱月、元康依然強項にして、西に嚮ふ色なし、此際公は安陪大藏と相伴ふて、勢州に赴き、各所を遍歴せられし。

遠州可睡齋が伯父の許なる、勢州篠崎妙見齋に月餘在して、其翌年吉良が家に至り給ふ、祠官の春木太夫が家に書を學び給ふと、(大三河志)右勢州篠崎とあるは、篠島の誤寫ならむ、參州幡豆郡往昔の吉良の庄、味澤村に高須某てふ舊家あり、公は此の家に淹留せられたると數句なりしと、其の門前に老松二株あり、蒼鬱天を蔽ふ、公が手植に係ると云ふ、蓋し公が此の行伊勢に入り、神戸に於て越年し、海路篠島に航し、居ると月餘、其の對岸なる吉良の庄高須の家に至り、専ら死士を糾合せられしな

らむ。

永○祿○年○中○家○康○公○三○河○に○て○功○者○な○る○弓○矢○の○百○性○撰○び○な○く○三○百○人○ま○で○
集○め○さ○せ○ら○る○中○に○六○人○の○弓○の○名○人○を○す○ぐ○ら○せ○ら○る○云○々○(巨○魁○咄)
公○が○創○業○佐○命○の○重○臣○榑○原○康○政○は○伊○勢○の○人○な○り○蓋○し○此○の○時○隨○身○せ○し○な○
らむ。

公は人を差して水野信元に勸めて曰はしむ岡崎と交渉せしより荏苒
茲に幾く月を閱す而して彼れ松平元康冥頑不靈にして未だ決するど
ころあらず此くのごとくにして猶ほ歳月を經過せば織田氏の激怒す
るところとなり恐らくは禍害使君の身に及ばむ今日の事唯だ斷ある
あるのみ宜しく兵を岡崎に進めて之を脅かすべし彼れ或は志を變し
て西に歸せむ吾黨の士寡少なりと雖も使君の爲めた鷹犬の勞に服す
べしと信元之に従ふ公は檄を飛ばして各所に散じたる義類を糾合し

水野が兵と共に參州猿投山麓矢矧川上游に散在せる今川方の諸城壘
を侵略す藏人元康岡崎を出て石が瀬に邀へ戦ふ接戦尤も厲し勝敗
決せずして交綏す。

公は初め以爲らく岡崎兵と戦端を啓かば織田氏は必ず兵を出して應
援するならむと而して織田氏は一兵を出ださざりき希望は畫餅に屬
せり水泡に歸せり公は苦慮し悶絶し竊かに計るらく今若し兵を退く
るとも固より根據とすべき地なし糧食亦給せず何を以て此の衆を扶
持することを得む若し之をして四方に離散せしめば再び收拾し糾合
すると容易ならず遮莫おれ奇變宜しきを制して此の難關を打ち踰さ
いるべからずと公は翻然轍を改めて敵手元康に款を納れ人をして謂
はしめて曰く某等一隊を以て加茂郡山中の一城を降さしめられよ咄
嗟の間矢つて之を降すべし果して之を降すとを得ば當城は暫く某に

附與せらるべし然るときは今後は君の麾下に屬して奮戦し尾兵をして一步も參州の地を踏まじめざるは勿論突進して尾州を蹂躪し誓て今川氏及び君が會替の恥を雪ぎ大に君の武威を振はしむべしと元康頃者之と接戦し其の援群の技倆を看取し寧ろ資て以て我物となすに若かずと決心し戰ち其の乞ふところを納れけり

三州山中の城主松平權兵衛重弘は織田方へ内通し岡崎を侵奪せんと三州加茂郡山中の城に立籠る酒井石川大久保等追手搦手の大將にて三百騎餘押寄てもみ合せ息をもつがす攻立ければ城兵若干討死し防戦叶ひ難く思ひしにや夜中城中に篝火多く焼捨て城兵共間道より援々に落失たり思ひしよりも安々と山中城を攻落す

(大久保記松平記)

公は初て采邑を得られたりし也即ち山中の城主世良田二郎三郎元信

公と稱せらる此地固より掌大なりと雖も亦以て根據と爲し諸士を給養するに足る後世に至るまで山中は徳川家發祥の地と稱したるは此の故あり公は是より元康の爲めに織田氏の與力となれる諸城寨を攻撃し若くは尾州の城壘を蹂躪して他勝なきを示さるべからず廣瀬の城主三宅左衛門と拂楚阪に戦ひ公は自ら槍を揮て三宅が陣を蒐け破ふらる大森與八郎之に踵て槍を揮ひ勇み進みてかけ立る三宅が勢此の驍勇に避易し散々に逃走れば勝に乗じ城下まで責付凱歌を唱ふ

進みて尾州沓掛を攻撃せしが城主織田玄蕃亮信平出て戦ふ彼れ亦一戦に利を失ひ城中へ逃入る火を近傍に縱ちて引退く
水野信元は近頃まで一味同類なりしが戦國の習ひ今は則ち幡然戈を倒まにして之と接戦せざるを得ず公は岡崎勢と力を協せ刈谷城邊十

八町畷に攻め寄せて大に戦ふ、松平方と水野方とは、本より姻戚なれば、其の將卒も或は親族或は朋友の間なり、公が兵士も共に之と相語ひし間なり、互に恥ある中なれば、接戦尤も厲しかりき、終に刈谷勢を撃破し、斬首四十七級を十八町畷に梟首し、大に捷を奏し、直ちに舉母梅が坪を攻め、氣焰萬丈、向ふところ敵なし。

松平藏人元康の威名頓に震ひ、嘗て織田氏に款を送りたる輩も俄かに嚮背を變じ、西三河の各城は靡然として元康の指麾の下に立てり。是の時の方て、織田氏は其の漸くにして、附庸となれる、西三河の諸城寨の陸續敵兵に侵害せらるゝも、少しも顧慮せず、未だ嘗て一兵一卒だも出ださず、恰も獅子の眠れるがごとく、猛虎の臥するがごとし。

公は藏人元康に獎めて曰く、織田氏は桶狭間の一戦後、清洲城中に屏息し、少しも四方を謀るの氣勢なし、是れ或は眞に死歿したるにはあらず

る歟、君の嗣子は現に彼れの手拘禁せらる、弃て顧みざると、親子の情忍びざるところならむ、今や君が旗下の兵一萬人あり、彼れの兵數と較ぶるに、遙かに優勢を占む、懸軍馳突、其の本據を搆かば、必ず勝利を獲む、是れ獨り會稽の恥を雪ぐのみならず、世子の命を完うするを得べしと、元康之を然りとし、兵一萬人を引率し、永祿四年十二月四日、尾州へ發向し、岩崎に陣し、翌五日には森山に着陣、此處へ美濃衆も參上し、織田信長を清洲より誘出し、一戦せむと謀をめぐらし、在々所々を放火せらる。此の役に從軍したるものは、安○陪○大○藏○定○吉○酒○井○左○衛○門○尉○忠○次○大○久○保○平○右○衛○門○忠○員○其○の○子○七○郎○右○衛○門○忠○世○同○治○右○衛○門○忠○佐○等○なり、此○等○の○諸○士○は○家○康○公○佐○命○の○功○臣○に○して○備○さ○に○辛○酸○を○嘗○め○共○に○艱○苦○を○喫○せ○ら○れ○た○る○と○前○々○陳○ぶ○る○が○如○し○而○る○に○雜○書○に○は○此○森○山○崩○れ○を○天○文○年○中○清○康○の○事○蹟○と○す○蓋○し○其○の○顛○末○の○不○祥○に○涉○る○が○爲○め○に○隔○て○た○る○世○の○事○に○嫁○し

たるものならむも武断は戦國の習ひなり何の憚るところあるべき。加之ならず清康公の墓所は參州幡豆郡豐田村長繩觀音院の境内にあり(西尾の城主松平和泉守の領分なりし之を發見したるは今を距る百六年前寛政七年乙卯四月廿三日なり其の時江戸政府の寺社奉行青山下總守へ上申したる書中の要領を抄出すべし。

五輪石の内三つ堀出し候處何歟文字も相見へ候に付洗ひ候へどもはきと讀兼色々といたし見候處清之字に相見へ其下の字原の字の形にも相見へ宗旨御役人中被相越見分有之色々被相考當院へは清康様尊碑も有之御朱印も有之事故猶又土等も洗落し見候處康之字に讀取れ候間一同恐入申略其後御領主より色々と御尋ねも有之候得共御朱印の儀は何故被下候儀と申譯本寺にてても一向存知不申云々。

本寺 養樹寺

未寺 觀音院

寛政七年 月

寺社奉行所御中

同村に大河内と云ふ舊家あり其の先祖大河内喜平小見と云ふ者清康公に仕へ森山の陣中より御遺骸を密々奉供奉同村觀音院へ假に奉納せしと云ひ傳ふ。

按ずるに岡崎の傳には清康公は上野の廣久手合戦のとき戦死され依之西三河の御一門方を始め御譜代衆も面々心々になりぬと廣久手は山の名上野の地也と云ふ或は云ふ安祥に於て戦死を遂げらる安祥を一に森山とも稱するよし要するに大河内喜平が密々に清康の妹養壽寺尼公の許に供奉し來りて埋葬せしものあらむ尾州森山崩れと云ひ、

岡崎菅生山に茶毗せしと云ふは元康の躬に於ける變事を清康に假托し其迹を晦まざむとしたるなり。森山陣中不慮の變故こそ湧出したるなり。

森山とは尾張東春日井郡守山の事なり而して元康及び公等が宿陣し且變事ありしは守山と近接したる小幡が原なり此の小幡が原は公が初めて旗揚げしたる舊跡と稱して往時は名古屋の建中寺萬松寺相應寺の支配地となし嚴重に保管したりしと人の熟知するところなり故に森の字と守の字は相違すれども森山は守山と認めて指問なかるべし而して其の實變事ありしは守山の附近小幡が原と知るべし。

阿部大藏定吉其頃出頭して萬事沙汰しけるを猜妬む者やいひ出しけん大藏は水野と志を合せ織田家に内通するよし雜説おこり陣中尤喧し大藏は此雜説を聞て大に仰天し陳謝せんと思へとも御糺明

もなきに此方より申出難しと甚愁悶したりけり十二月四日の晩大藏其子彌七郎を閑所へ招き汝いまた聞ずや我水野と同心し反逆企るよし君に讒訴する者ありと聞り其讒人を尋出し糺明せんと思へども其の人を知らざれば如何ともなし難し君より御糺明あらんには陳謝すべしと思へども御糺明もなくして無罪の罪科蒙らんには未代迄反逆不臣の悪名を残さん返すくも歎かはしけれ大藏に於ては水野に一味する心決してあらざる旨陳狀を認め起證文を添て彌七郎に渡す彌七郎は是を受取て父に向ひ御身御糺明をも蒙らず無實の罪に沈み給はん事返々も口惜き事ならずや御用心有べしとて父が前をぞ退きける。翌五日の早朝君の御陣屋にて御馬を取放し御陣中を馳廻りしかば御陣中以の外に騒動せり君も其所へ立出給ひ陣外へ出すべからず

早々木戸を閉べしと高聲に御下知ありしを彌七郎は寝耳に聞付父大藏只今誅せらると思ひ千子村正の刀を取走り出し君の立給ひて必ず逃すなくと下知し給ふ御うしろより只一打に切奉り右の御肩先より左の脇の番迄切付ければ鬼神をあざむく英將もあえなく二ツに成て倒れ給ふ。

(大久保物語)

織田方にも此大變開へけれど流石眞偽を定めかねしにや又御餘烈に
よるものか敢て追かくる者もなかりければ岡崎の人々は尊骸を守護し
極密々に本國參州へ立歸り陰かに菅生山にて茶毗し其の處に松樹一
本を植えしと云ふ公は岡崎の臣一兩輩と胥謀り固く喪を秘して人に
告げしめざりき其の後元康を家康と改名したる事に上下を繕ひ内外
を裝ふたるに依り其の墓所の存すべき善なし菅生山の家城は清康及
ひ公の伯母たる久姫の墓所として善徳院隨念寺を建立せらる元康其

の人の實在は竟に無何有に歸し了りぬ然れども人類の良心は此くのと
とき隱忍譎詐を許さず曖昧糊塗巧みに人の耳目を眩惑したるも其
の實は篤く供養追善を施して遺るところなかりしと覺ゆ。

廣忠の諡號は左のごとく四通りあり廣忠一人にして同地方にあり
ながら毎寺に諡號を殊にしたること頗る訝かし。

瑞雲院殿應政道幹大居士 大樹寺の法號なり

大樹寺殿 慶長十六年大納言贈官のとき贈せらる

成烈院殿 松應寺大林寺の法號なり

慈光院殿 御内葬のとき法藏寺より進せし法號なり

蓋し慈光院は元康の諡號なるべし菅生山の墳墓は清康の名義となり
たれども松應寺大林寺にあり廣忠の墓碑は二所の中其一孰れか元康
の供養塔ならん。

岡崎城中は、闇夜に燈火を滅したるがごとく、唯茫然たるのみ、事茲に至る。城中一日も主宰なかるべからず、三木の領主松平藏人信孝、其の舍弟鵜殿の領主十郎三郎康孝を推して、事に宰たらしむ。公が神出鬼没、變幻縱横の大竦腕は、愈々出て、愈々奇なり。公は加茂郡山中城に返りて、姑らく兵を休め、其の翌年三月、俄かに兵を起し、織田氏の爲めに岡崎を攻略すと、颺言し、舉母梅が坪等の諸城主を誘引し、旌旗翻翻として、岡崎に馳せ向はる。岡崎にては、信孝康孝の兩將八百餘騎を率ゐて、井田郷に邀戦す。兩軍相接し、奮闘激戦、山河鳴動す。岡崎の勇士討死するもの四十四人に及ぶ。終に逡巡避易して、城中に遁れ入るものあり、逃遁するものあり。岡崎城の落没は、已に目睫の間に迫りぬ。

此の時公は、岡崎城邊大林寺の良倪上人を价して、城將信孝康孝に言はしめて曰く、某先君の世子竹千代を擁護して、陣中に奉侍す。疑きに織田

家○に○送○り○現○に○尾○州○名○古○屋○に○在○る○も○の○は○贖○物○な○り○今○此○の○世○子○を○當○城○に○納○れ○先○君○の○後○を○紹○か○し○め○某○等○諸○公○と○相○俱○に○之○を○奉○戴○補○弼○せ○は○雷○に○先○祀○を○絶○た○し○め○さ○る○の○み○な○ら○ず○益○々○松○平○氏○の○威○武○を○四○方○に○稱○揚○せ○し○む○べ○し○而○し○て○先○君○の○喪○は○深○く○秘○し○て○敵○國○に○知○ら○し○む○べ○か○ら○ず○此○の○和○議○成○ら○ば○某○一○擊○の○下○に○織○田○に○屬○す○る○寄○手○を○掃○蕩○し○て○當○城○を○安○泰○な○ら○し○む○べ○し○と○利○害○明○晰○辭○意○懇○切○城○中○の○諸○士○争○て○が○隣○踏○す○べ○き○和○議○立○に○成○れ○り○公○も○亦○大○に○驩○ひ○一○隊○に○令○し○て○遽○か○に○戈○を○倒○ま○に○し○て○寄○手○を○逆○撃○せ○し○め○ら○る○成○瀬○八○郎○正○乘○八○國○甚○太○郎○詮○重○林○藤○助○光○政○が○子○藤○藏○長○政○大○原○左○近○右○衛○門○惟○宗○其○の○外○植○村○青○山○高○力○酒○井○大○久○保○石○川○柳○原○等○十○文○字○に○破○て○通○り○旋○風○の○ご○と○く○追○ひ○廻○る○織○田○方○與○力○の○軍○勢○は○必○死○の○勢○に○追○立○て○ら○れ○し○ば○し○が○程○は○戦○ひ○し○が○あ○ま○り○に○手○し○げ○く○攻○め○立○て○ら○れ○右○往○左○往○に○逃○げ○去○る○井○田○合○戦○と○は○此○の○と○き○の○事○な○り○後○井○田○郷○を○魂○場○野○と

改め戦死者の靈を吊ひしと云ふ。今度城へ歸り來りしもの若君を見て
 皆泣き出しぬ。回顧すれば公が一たび志を立て郷關を出でしより星霜既に二裘葛を
 換ふ。邪寒酷熱。楡風浴雨。龍鬚を撫し。虎穴を探り。死生の間に出入したる
 こと。其の幾回なるを知らず。其の間親戚骨肉の阨難に罹るあり。腹心股
 肱の鋒鏑に墮るあり。頼いに鳥居忠吉が稜々たる義俠は。軍資を供給
 し。酒井大久保等の濟々たる多士は。善く艱苦を忍び。帷幄に參畫し。戰區
 に馳驅したり。是れ皆人意を強くするに足りぬ。既にして。編小なりと
 雖も。山中城の領主となり。今又海道の要所に當れる。岡崎城に颯起。蟠居
 するに至れり。吁。漸くにして。嚴寒和ぎ。氷雪融け。百花明かに。禽鳥歌ふの
 季は。正に近かつけり。惟ふに當時公は。唯一州に封侯たるを得ば。亦以て
 宿志を償ふに足れりとせしならむ。而して。今は確かに其段階を攀登せ

られたり。き得意想ふべきなり。公が岡崎入城後は。固く元康の喪を秘し。公私の文書にも。元康の名を署
 したるが故に。内外共に。元康の逝去を知るもの無し。是より公が努力一
 番。經營措置せざる可らざるは。州内の諸豪を統一すべきと。西隣織田
 信長との關係是なり。織田氏は公が蚤に崇拜推服するところの長者に
 して。之に昵近して。其驥尾に附せむとは。夙昔の願望なりし。而して。圖ら
 ざりき。自己の勢力之と。顔顔し得るの地歩を占むるに至らむとは。然り
 而して。公が神智は之と。對抗するの不利なるとを。曉り暫く其の驥尾に
 附して。馳驅するとを。甘ずべしと。心に期せらる。但我より。往て。款を納れ
 むか。爰きに。彼れ節を折て。和親を通じたるに。元康は。頑として。之を峻拒
 せり。後更に。屢々兵を進めて。彼れの領國を侵蝕して。大に威武を示せり。
 今にして。我より。遽かに。進みて。好を通せば。彼れ。或は。此の國に。變事ある

を曉るのみならず我を憎悪し我を侮蔑するに至らむも知るべからず
 苦慮百端顛轉反側未だ良策妙案を得ざりし際福音は來れり使節は到
 れり恰も渡頭に舟を得暗夜に燈を認めたるがごとし公は直ちに之を
 承諾し往て盟約を結ばれぬ爰きに遣したる孺子は一旦伴ひ歸り更に
 猶子として送りしならむ蓋し公は一見信長の肚裏を看破し彼れ梟雄
 外寛裕を装ふも内猜忌を含み人の功名を嫉み人の材能を忌み刻薄殘
 忍其の心術計るべからざるものあり今より之を綯繆せざれば狡兔死
 して走狗烹られ飛鳥盡て良弓藏る虞なきを保す可らず依ては彼れ
 の一子を請ひ迎へてこれを翼戴し其の下風に立て軍事を計略せば彼
 れが妬忌の念を防ぐに足るべし然るに彼れ息子未だ多からず之を請
 ふも成功保し難し若が竹千代を猶子として之れを遣はし其女を之
 に娶はせ永く家門の好を結ひ以て根柢を鞏固にせんにはと吁智慮の

緻密なる措置の周到なる其事全く調ひ竹千代は信長の猶子となり諱
 の一字を之に付して信康と稱せしめ年甫めて九歳の頃其女徳姬を之
 に娶はせけり公が建業は着々張息し信長の世を終るまで少しも杆格
 矛盾を見ざりしは信康は失はれたれども公が才幹神智の致す所なり
 さて和議の始末は左の紀事に悉せり

織田家の君臣は緩々と安心して月日を送る所に思ひの外なる元康
 の舉動を見て信長大に感心義元討死ありし後は外に救援する者も
 なし江邊に繋がる舟岸頭に根を離れたる草よりも猶危き身を以
 て兎を脱き弦をはずして降参するかと思へは結局我が持分の城々
 へ押寄せ攻働く舉動實に前代未聞と云ふべし我此人をかたらひ味
 方となし天下に旗を立てる補佐とせむ物ぞと思ひ定め瀧川左近將監
 に相談し笠原新左衛門を以て使とし石川伯耆守迄其趣申送られし

が猶心元なくやもはれけむ重て水野下野守信元を以て信長志の程懃懃に申演られたり神君にもさればとて酒井石川等と評議し給ひ御同意の御返答に及れける永祿五年三月頃ならむ神君今度和睦の御しるしに清洲へわたらせらる石川酒井植村天野高力等わづかに百人計供奉す信長自身二九迄迎に出られ本丸へ導き禮義尤も嚴重なり扱信長神君に向ひ和睦とへのひ喜悅是に過ぎず今より共に水魚の情深く交り兩旗を以て天下の亂を治むべしと茲に盟書を取

(大成記)

かほし給へば信長悦びなむめならず云々。和議は整了せり信長の睿智と雖も這般來會したる元康の眞誠なる元康にあらざるとは神ならぬ身の透觀し能はざりしなり公は輒ち此の難關を經過せり更に元康の喪を訃報せざるも亦敢て支梧するところなし終に之を曖昧糺穢の中に沒了して復た内外に發表せざりき和議

を訂了し岡崎に歸城したる後即ち永祿五年四月頃ならむ世良田三郎三郎元信の姓名及び其諱を改めて松平藏人家康と稱せらる隣國にても國內にても唯元康の名を家康と改めたるもののみ看做して毫も疑惑するものはなかりしなり。

永祿四年十一月一日には元康の御名をしるされ五年八月廿一日の

御書には家康と書せ給ふ。(寛永系圖本多廣孝が譜)

家國の政事は公が腹心の臣安倍酒井石川等をして信孝康孝と相交りて沙汰せしめらる而して岡崎の舊臣輩は朽を摧くがごとく相前後して凋謝斷滅せしが其の血脈の子孫を撫育し或は他人をして其の氏族を襲ぎて家名を持續せしめられたるは其の仁天のごとし。

酒井將監忠尙は新參の下風に立つを憤ほり叛逆を企て事敗れ遁れて嶺投山麓の谿間に隱居す。

松平藏人信孝は使命を帯びて駿河へ赴きたる不在中、三木の居館を追
捕し、其の資財を没入し、其の家僕を追放して改易せらる。後、叛旗を揚げ、
明大寺村の戦に討死す。今村傳四郎大原左近右衛門等も亦同上討死す。
鵜殿十郎三郎康孝は幾何くもなく卒去せり。松平大炊助好景は幡豆郡長良善明丹宮の戦に討死す。
水野下野守信元は、讒間に逢ひ殺さる。

一向宗の戦亂起るに方て、舊臣の輩は大半之に左祖し、身を喪ひしもの
あり。

永祿五年より越へて七年に及ぶまで、東西三河一帯の地は、戦闘相繼ぎ、
死屍山を築き、流血杵を漂はし、悲風黯雲、光景慘憺なり。同七年六月、吉田
（今の豊橋）の鎮將、小原鎮實を駿河に驅逐し、東三河漸く平く。後、天正七年

に至る十五年間の事蹟を略叙すること左のととし。

永祿八年 督姫生。

同九年 從五位下三河守。

同十一年 左京大夫本年、徳川氏に復せむとを奏請せられ、翌年正月

詔して報可ありき。是より徳川を宗とし、松平を族と爲す。

同年、今川氏眞を討せられ、遠州幕下に屬す。

元龜元年 遠州濱松城に移らる。

同二年 從五位上侍從。

天正二年 正五位下、秀康生。

同三年 武田勝頼を三州長篠に討つ。

同五年 從四位下右近衛少將、遠州高天神の役あり。

同七年 秀忠生。八月廿九日、築山夫人生害。九月十五日、信康生害。

同 八年 從四位上 忠吉生

第八章 家康公と岡崎三郎信康及び

關口氏との關係

天正元年三月は、信康年既に十五歳初めて撰甲の禮を擧ぐ尋で參州武節及び足助等に出陣し其の城を陷とる之を初陣とす天正三年信康年十七歳參州長篠の大戦あり、勇武絶倫自他の視聽を聳動せしむ。

勝頼甲州へ歸陣し今度戰場にて見る所信康といふ三河の小冠者のしやれ者が、士卒の掛引を見るに成長の後思ひやらるゝ徳川は果報者也彼小冠者成長せば必ず天下に旗を立てしと評しけるとぞ(三河

後風土記

天正五年信康年十九歳勝頼兵二萬許を率ゐて遠州横須賀を侵略す。

信康公鈴木長兵衛只一人召つれられ物見なされ是非合戦遊され可然と仰上らる家康公仰に敵は大軍味方は小勢にて切所もなく打あられはれては勝利なきものなり此後とて左様に心得玉へ乍去若き人には似合たる心ばせに候と仰られ御合戦は遊されず御歸陣の後家老中へ仰けるは信康我等へ弓矢の差圖過分なりいかさま獨分別にては有まじきと仰られけるとなり(岩淵夜話)

櫻花正に爛熳ならむとして狂風に妬まれ芳草正さに萌出でむとして疾風に摧かる信康年齒弱冠に及び美姬を寵し燕遊に耽り酔うては醜して人を斬り所業頓に天魔破句に魅入られたるものごとく終に岳父信長の讎怒を招き奇禍を買ひ身を亡すに至りたるは歎すべきかな。是より先き公は遠州中泉に別墅を經營し殿榭の宏麗なる泉石の優雅なる頗る奢侈を竭くし土木の資費られず屢々三郎信康を岡崎より招

致し陽に奉侍を厚うし佳殺美酒醉を侑め管絃舞謠興を助け翠帳紅圍
 美姫を侍せしめ燕遊歌樂宛かも遊仙窟の思おらしむ東海道自付驛鈴
 木氏の娘容色あり其の枕席に侍りて孕む男子出生せしが成長の後越
 前家に奉仕せしと目付驛鈴木氏の家書に載す尤も信康の子とは云は
 ず全く公の落胤なりと云ふ只疑ふらくは子女多きを厭はざる創業の
 世に當り之を陪臣に委して顧みざるの理なし公の落胤にあらざるこ
 と明かなり
 青年の意志の軟弱なる屢々戒飭を加ふるも尙且岐路傍逕に迷ひ易き
 は其の常なり而るを矧むや故らに陷阱を設けて百方其の心を惑亂せ
 しむるに於てをや安くむぞ狂暴姪醜の徒とならざるを得むや
 其の母堂關口氏は築山なる幽閑寂謐の別邸に屏居せしめられ音づる
 ものは只婆娑たる月影と血に啼く杜鵑のみ噫罪なくして配所の月を

昧むとは關口氏の類ならむ愛息信康は岡崎城中に在りと雖も國政は
 細大となく成を濱松に仰ぎて手を拱き檢束桎梏少しも手足を展ふる
 と能はず剩さへ母子相見るとさへも稱はず母氏の憤惋争でか堪えむ
 其の頃甲州より來りし滅敬と云ふ醫者あり築山殿に出入す關口氏は
 窃かに此の者を介して武田勝頼に款を通じ鬱憤積怒を泄らしたりし
 なり左の書を玩味せば關口氏母子は松平氏の孤子發婦にして徳川と
 は夫妻骨肉の關係なきこと瞭々として火を觀るよりも明かなり是の
 提供あるにも拘はらず仍ほ信康は公の嫡男にして關口氏は公の正室
 なりと主張するものあらば是れ常識を失ひたるものと目する外なか
 るべし

關口氏が勝頼に寄せたる書に曰く
 信康は我子なればいかに徳川織田の兩將はわらは計らふ手立候

得○は○か○ま○へ○て○失○ひ○申○べ○し○此○の○事○成○就○せ○む○に○於○て○は○德○川○の○舊○領○は○其○
儘○信○康○に○賜○は○り○な○む○又○わ○ら○は○事○は○御○被○官○の○内○に○て○さ○り○ぬ○べ○き○人○の○
妻○と○さ○し○給○ふ○べ○き○か○此○の○願○事○か○な○へ○給○は○し○か○た○き○御○請○文○を○賜○は○る○
べ○し○い○ま○よ○り○信○康○を○教○訓○し○御○味○方○に○つ○け○申○べ○き○也○と○の○事○也○
減○敬○甲○州○へ○歸○り○急○ぎ○勝○頼○に○申○せ○ば○勝○頼○は○渡○り○に○舟○を○得○た○る○心○地○し○て○
早○々○自○筆○に○て○誓○詞○を○書○き○て○減○敬○に○ぞ○授○け○ら○る○

今○度○減○敬○に○仰○越○さ○れ○候○趣○神○妙○に○覺○候○何○と○も○し○て○息○三○郎○殿○を○勝○頼○が○
味○方○に○申○進○め○給○ひ○は○か○り○こ○と○を○相○構○へ○信○長○と○家○康○と○を○討○亡○し○給○ふ○
に○於○て○は○家○康○の○所○領○は○申○に○不○及○信○長○が○所○領○の○内○何○れ○な○り○と○も○望○に○
ま○か○せ○て○一○か○國○新○恩○と○し○て○ま○い○ら○す○べ○く○候○次○に○築○山○殿○を○ば○幸○い○に○
郡○内○の○小○山○田○兵○衛○と○申○大○身○の○侍○去○年○妻○を○う○し○な○い○や○も○め○に○て○候○得○
ば○彼○が○妻○と○な○し○ま○い○ら○す○べ○く○候○信○康○同○心○の○御○左○右○候○は○し○築○山○殿○を○

は先立て甲州へむかひひとりまいらすべく右之段相違するに於ては、
爵文略之

天正六年十一月十六日

勝

頼血判

築山殿

かくしたゝめて減敬に持せて進せられければ築山殿には悦び給ふ
事大がたならず減敬は是によりても双方より金銀錢帛を貪りし事
若干なりしが其後は何方へ逸失しにや行衛も知らずなりにけり、築
山殿にも流石御母子の御中にも此事何かし給ひがたくいまだ信康
君へ御進め成がたければ月日を過し給ひけるが勝頼先達て甲州へ
迎取て小山田が妻とせむと申越たる嬉しさに旅立の用意内々急が
せ給ひける信康君の北方に仕ふる藤川久兵衛は女三人あり其一人
は柴田修理亮が家人廣瀬源右衛門が妻となり妹二人の一人名を琴

といふは築山殿に宮仕し御髪揚を役とし御氣色にかなひ何事も隔なくつかふまつる其の妹はまた北方に宮仕しぬ築山殿甲州にあたりせ給ふとて内々其用意がせ給ふを此奉あやしき事に思ひしが秘置給ふ手箱の底に文篋あり其中に服紗に包し物あるをひそかにかいまみれば勝頼が誓詞にて織田徳川兩將を討亡すよといふ事の見ゆれば大に驚き其誓詞はもとの如くつゝみおいて早々其事を妹に告げければ是れ大事なれば妹も急ぎ北方につげまいらす北方は此程はねたみ恨みのやるせなき折から父右大臣殿討参らせむとの謀ことぞと聞給ひいよく御憤も深くなり此事捨置べきにあらずとて信康君おしき御舉動も築山殿のまさなき事ども委しく御文にかし給ひ父右大臣殿の方へひそかに奉り給ふ。

一築山殿悪人にて三郎殿と吾身の中をさまく譏して不和し給ふ

事

一我身姫ばかり二人産たるは何の用にか立む大將は男子こそ大事なれ妻あまた召て男子を設け給へとて築山殿すゝめにより勝頼が家人日向大和守が娘を呼出し三郎殿妻にせられ候事。

一築山殿甲州の唐人醫師滅敬といふ者を密會せられ剩さへ是を便とし勝頼へ一味し三郎殿を申すゝめ甲州へ一味せむとする事。

一織田徳川兩將を亡ぼし三郎殿には父の所領の上に織田所領の國を参らせ築山殿をば小山田といふ侍の妻とすべき約束の記證文書て築山殿へ送る事。

一三郎殿常々物あらしき所行おほし我身召仕の小侍従と申女を我目前にて刺殺し其上女の口を引さき給ふ事。
 一去頃三郎殿踊を好みて見給ひける時踊子の衣裳よろしからず又

一 ぶどりさまあしきとて、其踊子を弓にて射殺し給ふ事。
一 三郎殿鷹野に出給ふ折ふし、道にて法師を見給ひ、今日得物なきは、
此法師に逢たるゆへなりとて、彼の僧が首に繩をのけて、力草とか
やに結付馬をばせて、其法師を引殺し給ふ事。

一 勝頼が文の中にも三郎殿いまだ一味せられたるには候はず、何と
もして進め味方すべしとの事に候へば、御油断ましまさば、末々は
御敵に組し候べきと存候態々申上候事。(三河後風土記)
酒色の性を傷ぶ心を蕪かすと洵に惧るべし、信康が淫虐不仁なるを
酸鼻に堪えず、而して之をして尙ほ一層甚しき狂亂に陥らしめむと
欲すれば、闇黒なる一室の中に幽屏し、穢れたる空気を呼吸せしむると
數句なれば、乍ち狂疾を發し、母を弑し、妻を斫る如き大逆無道を演ぜざ
るを保すべからず、渠れ伊勢新九郎長氏が、足利茶々丸を醜弄したる故

智歷々として、識ふべからず、信康が所行暴は、則ち暴なりと雖も、其極惡
貫盈に至らざりしは、僥倖と謂つべし。

右大臣殿は信康の北の方徳姫の御消息を御覽し、大敵武田に一味と
聞給ては、ゆゑしき大事なれば、とかく思慮めぐらし給ふ、六月十六日
には徳川家より織田殿へ御馬をまいらすとて、其使に酒井左衛門
尉忠次参りたり、信長公忠次を閑室に招き、北の方より参らせ給ひし
御消息の趣をひそかに仰あり、(中略)御消息を取出し、一條づとみづか
ら讀てきかせ給ひ、汝此事は知りたる事にやと問はせ給へば、忠次承
り某も一々承りぬる事どもなり、敢て浮たる事にあらずと答ふ、信長
公此うへは力なし、速に失はるべき旨徳川殿に申すべしと仰らる、忠
次うけたまはり仰のさどく三郎殿武勇絶倫にて、父上にもまさらせ
給ふ様に世にも評するゆへ、其身も驕慢し、近頃追々猛厲殘急の舉動

のみ長じて、我々が諫言を用ひられざる計りにも候はず、結句金言耳に違ひわれ、をば寇讎のごとく、うとみ忌まれ、近く召寄る事も候はず、國中恐懼怨恨して一日を安ずるものなし、いかさま虎を養ふの恐れなきにあらざ、御意の旨徳川殿に申て計らひ候べしと、御請して退出せり。

酒井忠次は岡崎の城下を過けれども、立もよらず直に濱松へ參て織田殿仰の旨申上しかば、神君大に驚かせ給ひ、兎角の御答もなかりしが、如何思召さだめ給ひけむ、八月朔日に織田殿へは仰に隨ふべきとの御返答ありて、三日に信康君を岡崎より大濱へうつし給ふ、九日には大濱より遠州堀江の城にうつされ、十日には同國二股の城にうつし、大久保七郎右衛門忠世にあづけらる、是れ忠世が伴ひて山林僻郷へ落し參らすべきかとの思召なりしかど、忠世其御心を得ざりしか

又思ふ所も有けるにや、嚴しく警衛して日數を送りける。

築山殿にはさる恐ろしき工みありしを、まがふべきにあらねば、天正七年八月廿九日野中三五郎重政に築山殿討て參らせよと命ぜられ、白岩奥山中根といへる侍三人をそへらる、重政小薮村に於て討ち奉り、御遺骸をば濱松の西來寺といへる禪院に葬りまいらせたり、法の御諱西光院殿政岸秀貞大姉と申す。

信康君には御腹めさるべきに定まり、天正七年九月十五日天方山城守通經、服部半藏正成、二股の城に御使し仰を傳ふ、信康君兩人に向はせ給ひ、今更何事をか申すべきにあらざと雖も、我謀反して勝頼に一味するといふ事は、さらに思ひもかけぬ事なり、此事のみは我が死後にも、汝等よく聞え上てくれよと涙にむせび給へば、山城守半藏も其儀は某等一身にかへて申上べしと申上れば、信康君もいと嬉し

げに打笑給ひ、今は此世に思ひおく事なしと仰られ、いさぎよく御腹めされ、半藏馴染なれば介錯たのみと仰ある、仰ぎ御姿を見上げるより、鬼と呼れし半藏もあまりの御傷はしさに伏沈み涙に咽びて手も出しやらず、山城守手間取ては御苦痛の程も恐入候、某御免かふむらむとて、御介錯をつとむ、當城の山つゞき小松林の庵室にて火葬し、騰雲院殿達岩善道大居士と追號す、御葬地には後に御寺を營まれ清瀧寺と稱せらる。(編年藩譜服部野中家譜大久保物語)

平岩親吉岡崎三郎殿の傳役たり、三郎殿には織田右府申さるゝ旨ありて、既に御生害に定り給ひける時、平岩濱松へ馳参り、三郎殿罪あらむには皆某が殊に輔導の道を失へる咎と云ふべし、たゞ親吉が首刎られて、信長へ進せられれば、三郎殿は去とも助からせ給ふべしと諫め奉りしに、神祖にも其の志を深く感ぜさせ給ひしと、其の世の事記せ

し書には、こゝかしこに見ゆ。

寒○衾○孤○閨○清○操○氷○節○年○を○関○み○す○と○十○有○九○年○悲○愁○糸○の○と○と○く○其○の○間○に○
 纏○綿○し○涕○泗○袂○を○濕○う○し○て○乾○く○ま○も○な○し○唯○一○子○信○康○の○愛○育○に○惹○か○れ○惜○
 し○か○ら○ぬ○命○を○存○へ○た○り○し○な○り○信○康○漸○く○長○じ○既○に○年○弱○冠○に○及○ぶ○も○他○の○
 制○輓○の○下○に○伏○し○親○し○く○家○國○の○政○事○を○知○る○と○能○は○ず○恩○顧○の○士○仍○ほ○視○て○
 辨○毫○と○爲○す○終○天○の○怨○み○骨○髓○に○徹○し○竟○に○敵○國○の○手○を○假○り○て○此○の○深○怨○を○
 霽○さ○む○と○す○る○に○は○至○れ○り○無○謀○は○無○謀○な○り○と○雖○も○戰○國○の○習○は○せ○事○已○む○
 を○得○さ○る○に○出○づ○世○は○之○を○目○し○て○妬○姫○毒○婦○と○な○し○遂○に○汗○青○の○面○に○拭○ふ○
 べ○か○ら○さ○る○醜○を○貽○す○と○茲○に○三○百○年○必○竟○成○敗○の○迹○に○由○て○正○邪○淑○慝○を○素○
 し○少○し○も○其○の○情○を○斟○む○も○の○な○か○り○し○は○眞○に○憫○む○べ○き○な○り○
 吾○人○は○嘗○て○濱○松○西○來○院○の○墓○前○に○香○を○拈○り○且○佐○鳴○湖○畔○草○萊○の○間○其○の○刃○
 を○下○だ○し○た○る○迹○を○憑○弔○し○往○時○を○緬○懷○し○て○悲○愴○襟○を○襲○ひ○荒○草○落○日○暗○淚○

千行坐に禁ずると能はざりき思ふに世移り星換り當時の實相を扶出
 する者相踵ぎて驟起し史眼炳々椽筆譚々千秋の公論自ら定まり夫人
 の苦衷に同情を寄するものを得るとあらむ吾人の秃筆は固より未だ
 隔韓搔癢の憾みを免るゝと能はず只だ公の關口夫人に於ける本と夫
 婦の義あるにあらず従つて史傳の傳ふごとく夫人は夫婦の倫常を
 敬ぶりて私かに婚姻を約し且敵國に頼りて祖國を滅ぼさむことを圖
 るがごとき狂女毒婦にあらざること分疏せむと欲する微意のみ然
 り而して夫人は淺慮にして公の深意を了解し能はざりしなり其醜名
 を百歳の下に流したるは其の情憫むべしと雖も其の實松平氏の宗祀
 が全く湮滅したるにはあらず泰平三世紀の間松平の稱號は徳川の族姓
 として兩姓の間軒輊なかりしは勿論純粹なる松平の氏族にして諸侯
 の上班に列し戟冠大蓋肥馬長槍海内をして仰望せしめたるもの數家

あり彼の葵紋金箱の威勢を振ひ飛鳥を墜し道塗を聳かしたるは正系
 なる松平三河守の類なりき諸を今川武田織田豊臣の諸氏の或は其
 の子孫を絶ち或は一縷絶えず微々寥々たるに比すれば其の幸榮なり
 しと如何ぞや夫人の靈は蓋し甘心して瞑すべし必竟するに其の醜名
 は拭はるべし其冤は雪かるべし只須らく百年知己を待つべきのみ
 却説三郎信康は此の時鵜殿某代りて死し難なく助命せしものなるべ
 し鵜殿の墓は信康の碑の側に建らる大久保忠員其子忠世が信康の爲
 めに盡くしたることは一朝一夕にあらず前々陳ぶることく信康が櫛
 椽の中より介抱し遠州潮見阪の事變のごとき身命を抛ちて保護した
 る其の勤勞は人の及ばざるところなり清瀧寺の墓所のごときも幕府
 時代は徳川家よりは絶て弔ひもなく(寺領はありたるも)小田原の大久
 保家より香華を手向せしと云ふも亦偶然にあらざるを知る。

遠州周智郡秋葉山の北方に當り、京丸と云ふところあり、宛も肥後の五家の庄と酷だ相似たる山村なり。

民居僅に五軒許、其の長を源左衛門と云ふ、重代の金巾子の冠、緋織の鎧、錦の直垂を所持す、古證文舊記等一紙もなし、土人云ふ昔し京家の公達の輩逆亂に襲はれ、此の山中に隠れし其の苗孫なりと云傳ふ云々。

(東海道名所圖繪)

吾人は足跡未だ其の地を踏まずと雖も、嘗て周智郡衙に奉職し、該村を巡回したる某氏に就き、其の實況を聞くを得たり、曰く東海道名所圖繪に載する所の什具の外、仍ほ古鏡一面あり、住民の姓は皆藤原を唱ふ、墓碑數基あれども、文字剝蝕して讀むべからず、土人は云ふ、本と平家の落武者なれども、當時源氏の追捕を怖れ、藤原を唱へ來りし也と、又此の山中に牡丹露と稱ふ所あり、巨巖大石の間、一面に牡丹あり、夏季満開の

候は、實に美麗にして壯觀なり、然るに善く就きて之を檢するに牡丹にあらず、石楠花なり、深山幽谷樵徑獸路の中なれば、往て賞翫するものなし、實に惜むべきなりと、右のごとく藤原を姓とすると大に考據すべき價值あり、前々陳ぶる如く、藤原は岡崎家の姓なればなり。

寛永十年の比、西國筋の大名の飛脚が、東海道を下り、遠州は袋井掛川の嶮を通行したる際、年齒古稀已上にして、身體枯槁し、顔面憔悴し、其の身装も粗野なれども、長領隆準、皓鬚白髮、たゞならぬ相貌の老翁が、單身街道を彷徨し、踉蹌として飛脚の前に來り、問うて曰く、今は誰れの天下なるやと、飛脚は喫驚しなからず、之に告げけり、今は徳川三代將軍の治世にして、四海靜謐、風枝も鳴さず、松平のみどり、常磐に堅磐に榮え、泰平の大御世なりと、翁は頷づき、更に口を開き、土井甚三郎は、壯健なるやと問う、飛脚は甚三郎の誰なるやを知らず、答へずして去れり、土井甚三郎は

大炊頭利勝の名にして、久しき已前叙爵し、當時執政の筆頭なり、此の飛脚が遭逢したる道中の奇事は、専ら江戸表の評判となり、大炊頭の名を呼び棄てにするもの、決してたゞ人にはあらず、是れ必ず齋と駿州興國寺の城主天野三郎兵衛景康が身の果てならむと云ひ囃せりと一書に見ゆ。

思ふに天野景康が興國寺城を棄て去りたるは、慶長十二年なり、同年三月九日天野が家人同國原田村の郷人と論して之を殺す、代官井出甚助聞糺し官に訴ふ、景康の敗訴となれり、景康大に怒り、壹萬石の領國を棄て去る、寛永の中比、景康世に存すとすれば既に百歳以上なり、其生存なしたると甚だ疑はし、蓋し曩きの老翁は、岡崎三郎信康にはあらざる歟、天正七年九月十七日二股に於て、大久保氏等の厚き情けに依りて、鶴殿某代て死し、遂に助命せられ、京丸の山中に送致せられ、糧食調度は大久

保氏等陰かに之を贈遣し、媵妾迄も遣はして厚く之を扶助し、白雲深く鎖ざしたる寂寥幽閑の山中に眠食すると悠久五十餘年の星霜を経過せられたるなるべし、天正七年は信康の年齢廿一歳なり、左すれば此の比七十五六の高齡なりと料り知らる。

嘗て聞く小田原城中に、天野三郎を祀りたる祠ありしと、大久保氏の天野に於る其の縁故を詳かにせずと雖も、本と天野とは譜第同列の士なり、後大久保氏に寄食したるとは或はこれあらむ、死後其の靈を城中に祀りて之を尊崇したると、甚だ疑はしきにあらずや、蓋し信康は小田原城に客寓し、こゝに客死せられ、其の靈を奉祀し、世を憚り名を天野三郎兵衛に假托したるものなるべし。

駿州江尻驛の一寺院に、信康の墓所あり、是は大河内源三郎の妻、曩きに信康の乳母となりて、養育したる情誼あり、其の生害せられたるを聞き

痛く之を悲み、其の遺髪を携へ郷里沼津に還らむとしたる途中、こゝに瘞めたるものなりと、其の寺記に見ゆ、蓋し彼女は、其の遺髪の代物なりしとは、神ならぬ身の夢知らざりしならむ。

信康の妹、龜姫即ち加納御前の墓所は、美濃國加納盛徳院の境内に在り、盛徳院殿香林慈雲大姉淑靈と號す、其の靈前に石燈籠あり、大久保加賀守忠英建之とある、是れは加納御前の女、鍋姫君大久保家に嫁せられたる縁故に依ると云ふと雖も、尙し姻戚の故なれば、其の相並びたる、岳父奥平美作守信昌、戒名久昌院の靈前にも、亦建立すべき筈なり、否らずして、獨り盛徳院にのみ奉納したるは、深き縁故の存するとあるを知る。

第九章 家康公の性格第一乃至第五

(一)

人生の性格が、自然即ち山岳、丘陵、平野、水邊、若くは氣候の寒暄、人口の疎密等に影響することは、バックル、ヤコビ、其の他碩學の徒、之を説きて遺さず、吾人は元龜天正年間に於ける傑物の事跡に徴して、其の証安ならざるを信す、渠れ碩學の徒は云ふ、靈能ある天才傑物は、火山地方に生れ、或は人口稠密のところを生ると、又氣候温暖にして、海濱に位するところ、若くは山岳湖水多き地は、平原よりも天才を産出せしと多しと云ふ、實に然り。

抑も吾が蜻蛉洲の一帶は、數多の島嶼を联接し、大半火山脈を脊梁として東西に連亘し、南北に蜿蜒す、而して港灣多くして、海岸線に富み、長汀曲浦、岡巒海に靡し、蛋戶、鮭丁、朝烟、暮靄、勝景湖畔に彷彿たり、湖水の勝も亦鮮なからず、港灣の要所は、樽として大小の都會をなすもの、算無し、氣候は、究北極南を除く外は、順適中和にして、桑麻禾蔬、樹竹花卉に富み、平

原の蒼茫として、極目天に接し、一碧穹窿を爲すものなし、概ね省翠黛螺
髻雙眸に入り、廣袤數十里を出てず、本邦に於ける地勢氣候及び湖海通
邑等は、天才傑物を出すに適應せり、而して享録天文の間、蔚乎として東
海の滸りに、傑物を輩出したるは、抑も天の配付か。

織田右府豊太閤は、御嶽の下、岐蘇川の畔に出てたり、御嶽の突兀として、
雲表に屹立する、岐蘇川の浩濊として、海洋に注瀉する、誰れか其奇絶壯
絶を嘆美せざるものあらむ、此山此の水、傑物を出す、宜べなりと云ふべ
し、而して富士山の秀靈は、御嶽の敢て及ばざるところなり、天龍川の激
流は、岐蘇川の敢て及ばざるところなり、御嶽岐蘇川、獨り傑物を出し、富
山天龍関として、聞ゆるものなかりしは何ぞや、怪むを休めよ、雲煙香靄
の間、富士峯の秀絶を眺望する處、天低く、鷗没する、香々たる南溟に、瀕す
る處、安倍川の激湍を西にする處、賤機山の翠嶺を背にする處、氣候の順

當なる處、禾穀の豊穰なる處、人口の稠密なる處、城市の殷賑なる處、茲に
大偉人は出でたるあり、而して大偉人が腕を揮ひ、略を講じ、登龍門の初
程となりたるは、天龍川の上りなり、これぞ二百有餘年、泰平の開祖なり、
壯嚴華麗なる、晃廟の神靈なり、御嶽胡にするものぞ、富峰の委妙、固より
天下の冠冕なり、騷人墨客歌て曰く、

扶桑第一山、重此對屏顔、

白雪初陽曉、峻嶒霄漢間、

蕉中常

天津日のでらせるよもの國中に、

たぐひなしといふ山はふじのね

伴蒿溪

而して國史家乗皆云ふ、大偉人は、參州岡崎に出づと、夫れ西參岡崎の地

たるや、東參の山岳聳え、滄海に面する勝概にも尙ほ劣り、只花崗石の崩壊したる、禿山のみ、丘阜のみ、稚松崑石其の間に散點し、頗る荒寥の觀あり、絶て雄渾逸宕の概なく、僅かに月光の輝々として禿山に閃くを觀るべきのみ、勝概此くのごとく、平趣なり、凡致なり、彼の突兀天を摩す御嶽の下に出でたる猿面郎と、角逐する資あるものを出すを得ざること、識者を待たずして知るべし。

抑も大偉人が岡崎に出づと傳へたるは、是れ唯大偉人が、政策政略の存する處にして、其の閥閥を標榜し、其の威重を持せむが爲めなる、其苦心經營は、吾人蚤に之を諒知せり、今や覇圖陵夷し、既に過去の歴史となりたる曉に及て、尙ほ其の假面を脱せず、人を嚇せむとするも、豈得べしや。大偉人が駿府に出でたりとすれば、其の性格及び功業も、一層の光輝を加ふるにあらずや、富士天龍の冤を雪ぐにあらずや、碩學パツクル輩の

學説の吾を欺かざる立證となるにあらずや。

天才傑物の自然に影響することは、火を視るよりも明なり、而して天才傑物の世に出づるや、人生禮儀的の外に生を稟くるとあり、碩學アイザックヂスレリイ曰く、義務的の結婚以外に生れたる私生兒に天才傑物あるを見ると、吾人は此の語を按じ、爽然自失せり、吾が大偉人は、實に自然即ち山水氣候の影響を感受したるのみならず、其の所生のたゞく、穴隙を鑽りて相窺ひたるは、ヂスレリイの所謂理法の圈内に徹め込れたるものにして、必竟造化自然の按排と云はざるべからず、曠世の雄才、拔群の俊邁、豈尋常一様の境遇より出づるものならむや、大偉人が躬親ら名を松平の孺子に假り、統袴の貴公子と稱したるは、造化自然を誣ひるの甚だしきものなり、然り而して是れ只大偉人が一時の糊塗のみ、繻縫のみ、姑く優孟の衣冠、一場の打扮と看做して可なるべし。

天才傑物の性格に、反對間歇の兩性格あると理學者の善く云ふところ也。吾人は大偉人の性格に於て確かに其の理説の謬りなきを認む。大偉人は一世の智勇を推倒し、萬古の心胸を開拓す。實に曠古絶後の好漢と云ふべし。而して偉人は一世に卓絶せる神采技倆を有するとも、復た匹夫匹婦にも尙ほ降らざるを得ざる缺點を有す。大偉人は辭令吃訥にして、人と語るに艱み、身幹小兵にして宛も僕尙に類す。平素躬親ら痛く之を病みしならむ、然れども其の戰に臨み、鞍に跨りて叱咤奔騰三軍に號令するや、音吐般々、洪鐘のごとく、迅雷のごとく、聲音約そ二千米突の外に波及せしと云ふ。

御せいちいさく御ふとり被成無口なり見苦しき男振(已上前に出づ)戰場或は御鷹野の時采配を取らせらるれば摩利支天のごとく御座

候、聲音十七八丁も聞え候と曰へり非常の奇傑非常の言行なしと謂ふべからず云々。(永夜茗話)

夫れ大偉人が將士の心腹を收攬し、列強の耳目を聳動したるは、遠略深謀、奇正出沒人の意表に出づるもの多きに由ると雖も、抑も戰陣の間部、署整齊、旗幟精明、其の鞍に據るや、英姿爽颯として、鬼神を避易せしめ、戦急なるに及べば、右拳鞍頭を叩きて流血の迸るを知らず、其の軍を塵くや、音吐鬨、山嶽を鳴動し、戰酣なるに及べば、若りに指を嚙みて、四方を睨視す。たび英姿に接するもの、麾下に立つものは、恍惚として、其の風神、其の伎倆に心醉せざるものなく、夙に東海第一なる弓矢の聲譽の噴々、四方に馳せたるは、此の神采、此の伎倆あるに職由す。而して事弭み、戦果て、平常に克復するや、辭令の吃訥は、依然として、常人の前にも口を噤み、身幹の醜陋は、依然として、常人の後へに、瞠若す。是れ豈所謂反對間歇

の兩性格にあらざや心理學者は云ふ神典の瞬間終結するや天才は常人以下に降らずとも少くとも常人と變ず今日の術語を以てすれば所謂兩性格若くは反對性格と稱する性格の不一致を生ずるは天才の一特徴なりと。

仍ほ大偉人が平常の言行を察するに滑稽的の戲を演し幾むと噴飯に堪へざるものあり慶長五年關原の役中京師の一估人平素知遇を得たるもの本陣に伺候せしとき京の島原の某太夫のとや料理のと杯聞せ給ひ今度大内にて大阪へ御手入ある様洛中の取沙汰に候と申上たるに公は苦笑し給へりと是れ亦永夜茗話に見ゆ是れ英雄の悠優事に迫らず洒落洒脱の襟度なりと云ふものありと雖も娼婦及び食饌の事陣中に於て何かあらむ神経力の非常なる使用及び緊張は不等の作用を誘起すと大偉人の此の拙劣は瞭かに天才傑物に於る反對性格の發作なりとを窺ふべし。

秀吉逝去の後慶長四五年の頃大偉人は其嬖女於龜の方は尾張義直の生母岩清水八幡祠の修驗清水宗清の女なるを以て私に入幡社の檢地を免せらる同じ頃堀尾吉晴に越前國府の地を與へ森忠政に信州川中島の地を加封せらる是れ秀吉逝去後同列の連判を要せず擅斷に處置せし權輿なり是の時に當り天下の事暗々裏に其の掌に歸すと雖も嬖女の夤緣によりて恩典を下だし内縁の馳走を以て八幡の檢地被免候事と敵手石田叢に彈劾の材料を與へたるは拙劣と云はずして何ぞ兩性格は矛盾の組織なり一半は斷えず他の一半を破壊す昔譚にあるクテナスが自ら識らすして自己の脚を嚙むが如し蓋し大偉人が自ら識らずして指を嚙むも亦斯の匹類にして兩性格の表現ならむ大偉人の性格は放豁的にあらず又鬱悒的にもあらず其の身を奉ずる

と甚だ菲薄なりき(幼時の慣習あるは勿論なれども)絃歌竹箏の娛みあるにあらざ、詩歌謡曲の嗜みあるにあらざ、禪榻悟入の好尚あるにあらざ、晩年鴻儒林道春を延て、經筵を開き、文學を講せしめ、且専ら古今の書籍を蒐集せられたるも、要するに經世治道の爲めにして、風流娛樂の資にあらざ、唯其の口に嗜むところのものは、蔬果(茄子の嗜好は前に出づ、楊梅は公の最も嗜むところ、遺愛の楊梅樹、静岡市横内町の來迎院に在り、干魚(久能浦の發婦於吉と云ふものあり、甘鯛を干物と爲し、時々城中に上る、其の味の佳なるを賞し、於吉鯛と名けられしと、今は興津鯛と呼ぶ)等なり、最も好尚の存するものは、鷹野乘馬武藝のみ、元和二年一月某日、駿州田中に獵りし、俄に發病ありし、知るべし、七十五歳の老翁、鬢鏘猶は料峭の寒を冒して、出獵せられたるを、一書に御年七十に餘り、御他界迄毎日御馬をめし、御鐵砲三發、御弓八的、卷葉を定めて遊され云々。

又心理學者は云ふ、悒鬱、疑心、利己は、天稟の叡才の埋合せなりと、夫れ利己、疑心は、戰國の世の習慣性格にして、大偉人の性格の部分には、黯淡として、情慾と熱望との粘着し、在りたるとは、固より、間はずして、瞭かなり、斯る情慾と熱望のあれば、とて、沒道德の人なりと稱するは、淺見なり、吾人は彼のホーマーの詩中にある、セルシチスが、豪傑の諸王を嘲笑したる如き、愚を學ばざるなり、花月風流、燕遊逸豫の、鬱陶を慰め、悶悒を遣るものなく、而して、悒鬱に陥らざりしものは、彼の馬を馳せ、弓を彎き、演射場に操銃し、山野に放鷹したる、武徳の致すところと云ふの外なし。

(三)

心理學者は、前に陳ぶるところの、悒鬱、疑心、利己と均しく、怯懦も、亦天稟の叡才の埋合せとなし、多食の胃病を生ずると一般なりと云へり、大偉人は、軍國の大事に臨みて、其の未だ接戰せざるに方り、部署進退、百端の

謀計慎重に慎重を加へ其の苦慮慘憺の状は常人の事に臨みて愛心忡々たるよりも尙ほ甚だしく幾むと怯懦に類する低度に迄降下す所謂耳に怯れて目に勇なるとは此等の謂ひならむ。

大偉人が自ら經歷したる大小の戦役は無慮百戦に下らず其の戦に蒞むや悠優談笑の間軍を行り勝を獲たるがごとく思料するは、大なる認りなり。慶長五年九月濃州不破郡關が原の大戦は、大偉人が雄飛雌伏の運命を一戦に賭したる戦役なり、否な日本開闢以來の大戦なり、其の始めに當てや、綱繆を盡くし、肝腦を摧きたる迹は、寔に想察するに餘りあるものあり、當時の形勢を推摩するに、西軍の總數十萬八千と註す、味方の總數七萬五千にして、其の數は覺かに西軍に及ばず、中山道より美濃に出で相會すべき、其の子秀忠の率ゐたる兵員三萬八千餘あるも、信州上田に於て、眞田父子に阻礙せられ、期に及びて西上すること能はず、目

下徒兵數の寡きのみならず、其の之を率ゆる將士は、多く新附にして、未だ肯て意を縦すべからず。大偉人は九月十三日岐阜に抵り、百々綱家が舊宅に宿し、十四日黎明、大旆及び金扇の馬標を捲き、軍を潜めて、長良川を渡り、木田席田の村路を經、神戸を過ぎて、赤阪に着せり、途中しばしば沿路の丘陵に上りて、秀忠の軍の西來を望み見せしむるも、更に旌旆の隻影を認めず、苦慮憂悶、食咽を下たらず、馬歩を前めず、腰骨幾むと脱臼せむとしたるや、想ひ見るべきなり。其の途中安八郡四成村瑞雲寺の禪僧大なる柿を捧ぐ、大偉人大に喜びて曰く、大垣我手に隕つと之を投じて、小姓等をして之を拾はしむ、寺領拾石永代被下寺社領帳に柿寺と記載す。此の大柿を獲て、俄かに喜色を作し、閃光一發、勇氣恢復したるは、其の大柿の國音大垣に通ずると云ふがごとき、諸謹的の他事にあらざ、蓋し此の間神機妙契の存するあるとを認む。

夫れ自然界に於る動植物は、學術界に於れ、武辨界に於れ、挫敗究阨茫然
 自失し、措くところ无きときに及び、忽然として神仙の來り格るがど
 とく、鬼神の憑依するがごとく、其の方針を眈し、其の成効を扶けし例は
 古今に鮮しとせず。ガルヴァニ氏の電氣發明に於るや、其の妻の藥用に
 供したる蛙が、其の香耗を傳へ、ニエウトンの氏の引力の發明に於るや、林
 檜の墜下は、端なくも、其の感觸を撲ちたるに於らずや、枯木兒は戰敗れ
 て逃竄し、破屋の中に困臥して、蝶蟻の群を一瞥し、勇氣湧出して、弱基を
 再造せり、織田右府は、熱田祠前に、鷲の翔るを視て、蕪地麟擊、桶狹間の大
 勝を獲たるに於らずや、英國の探險家某氏は、亞弗利加の沙漠たる大沙
 漠を跨涉し、萬里人烟路絶、困頓疲勞、朝以て夕を計らざるるとき、沙上
 一莖の葦花を視て、勇氣を鼓せられたるに於らずや、小野の道風は、臨池
 に苦學し、河邊の柳絲に蛙の跳り上るを視て、其の神髓を得たるに於ら

ずや、是れ皆絶大の偉功を奏して、名を竹帛に垂れ、譽を後昆に貽したる
 ものなり、固より思想の叢集凝結して、燒點を爲し、自然は冥々暗々、其の
 燒點の尖頭に觸れ、豁然其の眞奥を悟領するものにして、叡才の特有す
 る性格なり、常人の敢て企て及ぶところにあらず。
 大偉人は此の柿に鼓動せられ、勝算歴々として胸中に具はる、其の肚皮
 裏に潛みたる神興勃々として自ら抑ゆ可らず、十四日の夜直ちに號令
 を下だし、其の翌初鷄鳴を以て先隊を繰り出ださしめ、自ら桃配山に臨
 み、螺鼓鳴動山を廻し、海を倒にし、戰端を開きしより、纔か六時間にして、
 一大勝利となれり、壯絶快絶人をして神馳せ、魂飛ばしむ、失れ尺蠖の伸
 びむとするや、先づ身を屈し、大鵬の搏むとするや、先づ翼を收む、大偉人
 が大事に望みて、苦慮百端幾むと怯懦に陥るも、亦此の類耶。
 願ふに大偉人の柿に於るや、幼時殊に之を嗜み、其の遺愛に係るものは、

靜岡市華陽院に在り前に出づ柿乎柿乎秋林落葉黃雲一望田舎の垣間に累々桑々として朱實を結び紅日に映ず何等の風趣ぞ摘て之を啖へば其の味や分明蜜房の如く挺潤嚴霜に傲り高品梨棗を壓す而して野人小兒と伴隨して恤へず何等の高趣ぞ驚に五位の榮爵あり松に大夫の封ありと雖も汝の光榮に較ぶれば頗る遜色あり大偉人は汝を愛して措かざりき大偉人は三百年泰平の動機となりたる殊勳を弃てざりき汝の能事畢ると云ふべし

(四)

當代操觚者が大偉人を評するや概ね僉謂ふ徳川家康は始めより傍若無人の舉動を爲せり彼れは秀吉のありしとき固より傍若無人なり秀吉の死後亦固より傍若無人なりしと評し得て妙と云ふべし一世拿破崙は天縱の奇才なり渠れ叫て曰く余は他人のあるが如き人にあらず

道德及び律法の規約は余の爲めに作られてあらずと是れ豈傍若無人の太甚だしきものにあらずや要するに傍若無人は不世出の奇才に賦せらるゝ特有の性格か一方より云へば道德的責任なき天才は狂者に類似し此くの如き天才の輩出は邦國の吉事にあらず吾人は痛く之を排斥す然れども喪亂の世は平時と異なり肯て常識を以て律すべからざるものあり傍若無人は大偉人の性格に一層の光芒を放てり蓋し大偉人は凡そ亂世の英雄が具有する心術形蹟は皆包羅して遺さず人の宗祀廟食を絶ちたると祖龍に類する點もあらむ人の寡婦孤兒を欺きたると曹瞞に似たる點もあるべし而して神祇を敬ひ儒佛を崇み堯風舜雨無前の驩虞を開きたると幾むと唐虞三代に軼る吾人は大偉人の事迹の一二の暗にイスマエル王ダビデの事迹に符節を合するがごとき點を認知せり

慶長四年閏三月、加藤清正已下五六の諸將胥謀て石田三成を誅せむと欲す。三成女輿に乗りて、伏見に出奔し、救を求む。公之を宥して、江州佐和山に盤居せしめ、諸將を慰諭して、事漸く解く。是より先き、公は數次三成に窘められ、憤怒に勝へざりしならむ、而して之を縦ちて、肯て後患を顧慮せず、亦以て手腕の非凡なるを知るに足る。

ダビデイスラエル王ソールの爲めに窘感せられたると一再ならず、一日ソールはダビデの曠野に在るを聞き、就て之を、我はむと欲し、從者三千人を率ゐて、其の野に至る。路傍に洞穴あり、ソール其の洞穴に入りて憩ふ、而してダビデの從者と偕に此の洞中に居ることを知らず。ダビデの從者袖を引て之を刺さむとを懇懇す、ダビデ肯て發せず、陰かに劍を抜き、ソールの衣の裾を切れり、ソール少しも之を知らず、起て洞を出づ。ダビデ繼て洞を出で呼はりて曰く、汝何ぞ讒者の言を

信じて我を害せむとする乎、今汝は吾が罟中の物なりき、吾は汝を殺すに忍びず、只汝の衣の裾を切れりと、ソール深く悔ひ聲を放ちて泣きぬ。

兇敵我が手中に墜つ、生殺我が意のみ、而して刃に刃を、其の身に刺かず、其の幾多の後患を貽すも、憚らず、正々堂々雌雄を決せむと欲す、度量の恢廓神のごとく、天のごときものにあらざれば、焉むぞ能く此に到るを得むや。

ダビデ王に數子あり、長子をアサロムと云ふ、頗る驍勇なり、其の弟アムノンと云ふもの、妹タマルに戯るアサロム、之を聞き、大に怒て、アムノンを殺さしめ、逃て他邦に之く、弟アドニヤは、容貌の甚だ麗しきものにて、アサロムの次に生る、竊かに王位を覬覦す、ダビデ王は、年既に邁ぎ、少子ソロモンを立て、王位を繼がしむ、ソロモン、聰明叡智

にして、王業を張皇し、榮華を究極す。

結城秀康は、大偉人の嫡男にして、固より智勇の偉丈夫なり、アアサロム及びアドニヤとは、日を同うして議すべからずと雖も、冢子の船を以て、將軍職を繼襲すると能はず、弟秀忠之を襲ふて、二代將軍となりたるは、固より大偉人の鑒識するところありて、繼承の事は、蚤に定まれり、秀忠の人と爲り、謹直森嚴にして、最も守成に適す、泰平三百年の基礎、是の人に於て定まる、其の子孫の爲めに慮ると、ダヒア王と頗る相酷似す、寔に繼承の事は、社稷の長計なり、子孫の大謀なり、叡才の用意の存するところ、古今其の揆一なりと謂ふべし。

(五)

大偉人が國家百年の大計を措畫すると一端ならず、就中天下後世の遵由すべき式目を制定したるがごときは、軍國兵馬の勞に勝ると萬々な

り、而して覇業を鞏固にし、宗族を隆昌ならしむるには、子孫其の人无かるべからず、何の幸福ぞ、天は斯の家に福祉を降し、淑女賢媛を集め、蠡斯振々の慶福あり、凡そ偉人傑士の蕭牆には、女謁盛むに行はれ、爲めに骨肉相屠り、臣屬相畔く等の覆轍は、古今其の例少からず、公が内庭は、侍妾恒に拾人に降らず、而して和氣譎々、毫も反目睚眦なく、延きて骨肉陷擠の弊竇あるとを認めず、蓋し群雄を駕馭するの術を以て、亦仍ほ婢妾を駕馭したるや、明瞭なり、其の妻妾を迎へ容るゝに、寒族巷閭より擇びたるを以て、可否を試みむとするものあらば、是れ大勢を辨へざるものなり、是れ自然を察せざるものなり、必竟するに、淺膚の見たるに過ぎず。左に大偉人が嫡胤及び其の生母等の略表を製し、之を提供せむとす、信康及び龜姫は、公の嫡男嫡女なりと世に傳ふれども、其の事實にあらざるとは、既に屢々反覆せり、本表欄内亦之を省く。

名	稱	生母	生年月日	父公の年齢	備考
督姫		妾 鶴殿氏	永祿八年	廿四歳	北條氏直室池田輝政に再嫁
秀康	幼名 於義丸	妾 永見氏	天正二年	卅三歳	封越前福井
秀忠	竹千代	正室西郷氏	天正七年	卅八歳	二代將軍
忠吉		同上	同 八月五日	卅九歳	封尾張慶長十二年三月逝去
振姫		妾 穴山氏	同 十月十日	同上	蒲生秀行室淺野長晟に再嫁
信吉	同 萬千代	同上	同 九月十三日	四拾壹歳	稱武田氏封常陸水戸慶長八年九月十一日逝去
忠輝	同 辰千代	妾 山田氏	文祿元年	五十一歳	封越後高田元和二年七月國除
	同 松千代	同上	同 二月	五拾三歳	繼長澤松平家
	仙千代	妾 清水氏	同 四月	五拾四歳	平岩主計頭親吉養子
	松姫	妾 太田氏	同年	同上	慶長三年正月廿九日逝去

義直	幼名 五郎太	妾 清水氏	慶長四年	五拾八歳	封甲斐後封尾張
頼宜	同 長福丸	妾 正木氏	慶長七年	六拾壹歳	封紀伊
頼房	同 鶴千代	妾 太田氏	同 八月十八日	同上	封常陸
	市姫	妾 太田氏	同 十二月 正月元日	六拾六歳	松平忠宗に許嫁慶長十五年二月十二日逝去

右に據れば、秀忠忠吉を除く外は、皆妾腹なり、而して公が壯年已後、幾むと耆老に及びて出生したるもの多し、性理學者は吾人に教ふ、俊傑多くは庶腹の子たるを見ると、又曰く老年なる父より生れたる子にして、英才なるもの甚だ夥し、フリップソビ二世拿破崙一世ヒイコンヌスオールドピット等、其の他にも數多ありと、公が晩年の遺業は皆悉く矯々たる棟梁の材を成し、藩屏となり干城となりて祖業を扶け家門を振ひたること、豈偶然ならむや、公が女も亦出て、列侯の家に歸き、經綸の内助となりた

る○と○亦○寡○な○か○ら○ず○而○し○て○其○の○生○母○は○大○概○寒○微○よ○り○身○を○起○し○た○る○巾○褌○
 の○秀○な○る○も○の○な○り○
 秀康の生母永見氏は三州池鯉鮒大明神の神主永見志摩守小野吉英後
 村田意竹と號すの女なり永見氏の秀康を孕むや築山殿に憚るところ
 あり遠州濱松の城外雄踏村に通れ此の處にて分娩せらる暫くは父公
 と對面もなかりしと云ふ永見氏は長勝院と號し年七十三迄存命せら
 れ福井に終はらる
 秀忠及び忠吉の生母西郷氏は服部平太夫の女なり前に出づ
 忠輝の生母山田氏は遠州金谷の人なり其の夫某罪ありて牢獄に投ぜ
 られ獄中に死す公其の妾婦なる山田氏を迎へ容れて侍妾となす幾な
 くして忠輝を生む忠輝の生るゝや公適々其の産蓐を訪ふ忠輝生れて
 未だ幾ばくならざるに兩眼を見開き夜叉のごとき噴毒の相を現はし

礎と公を睨らまへつ公大に驚かる故を以て公は始めより忠輝を鬼賊
 のごとく忌まれしとぞ竟に元和二年大阪の役に當りて出兵期に後れ
 たる咎めに依り自刃し國除かる
 仙千代及び義直の生母清水氏は城州岩清水八幡祠の修驗清水宗清の
 女なり(前に出づ)

願宣の生母正木氏則ち阿滿の方は豆州田方郡徳倉村の産家極めて貧
 しく茜裙荆釵の村娘なりき出て、同國三島驛某旅舎の厨婢となる適
 々家康公江戸より還り驛路此の家に宿し暮夜入浴を試らる阿滿浴室
 に來て薪水の勞を執る天然の娥眉瓊質及び其の貞靜の婦徳は端なく
 も公の情けある靈犀に映じ浴し罷むて旅舎の主人を招き其の女を駿
 府の城中に容れんことを懇望せらる主人即答に難み姑く猶豫を乞ひ
 徳倉村に人を馳せ其の父母を招きて公の意を告げしかば父母亦肯て

辭せず、遂に阿滿を容れて公が箕箒の妾となさしむ。或は云ふ、阿滿の家極めて貧し、依て事を韭山の江川太郎左衛門尉に托し、江川家の養女として公に進めしと、此の説或は眞に近し。阿滿方出産の初、汚物を洗ひたる井戸は、今猶ほ徳倉村に存せり。

阿滿方は、後養樹院と稱せらる。元來篤く日蓮宗を信じ、操行高尚にして、時流に卓越し、名聞利達に介意せざる。賢明の女性なりと思はる。身は徳川三家の國母として國人に仰かれ、榮華思ひの儘なる身柄なるに拘はらず、草莽を甲州身延山下に結ひ、題目三昧に老を養ひしと云ふ。駿州有度郡清水なる龍華寺の日近大僧都は、其の甥なりき。韭山の代官江川家の繁昌なりしは、蓋し阿滿方の庇蔭に由るもの多からむ。其の他姻戚に、封侯の顯達を得たるものあるを聞かず、彼の大猷公の乳母なりし春日局が、叩りに爵位を貪ぼり、其子の顯榮に汲々たりし性行に比するに、其

の醇醪、其の淡濃、其の純駁、其の淑慝、夙かに品格を異にす。今の世の名聞に醒礙し、才華を銜耀し、自ら女丈夫を以て居るもの、百歳の上一たび其の清風高韻に想到せば、當に必ず愧死すべし。

以上列擧するところの女性は、當時大偉人の眷顧を被ふり、或は籠中となり、或は國母となりたるものにして、當時の侯伯士大夫と等しく、草莽の出身、其の多きに居る。所謂貴賤顛倒の滔々たる大勢に驅られ、微寒より起りて、龍鱗に接し、鳳翼に附し、無上の寵榮を極めたるものなり。今日復又往時を再演する際會なり、女性の殊に才色あるものは、清潔的に禮儀的に、氏なくして、瓊輿に御し得らるゝ道を開き、以て貴嬪貴女の壓制、凌辱、侮蔑、嗤笑を打破せざれば、大勢の流動、阻碍せられ、扞止せられ、自然に恃り、氣運を害すること鮮からず。經世矯風の責めあるもの、眞摯誠懇に計圖して可ならむと云爾。